

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
総務部	1		県税の歳入決算について	<ul style="list-style-type: none"> ・県税の歳入決算は不納欠損額と収入未済額が多額である。 ・コロナによる景気後退やいろんな影響が大きいと思うが、県税の歳入決算を見ると、不納欠損額及び収入未済額が多額であり、県としてどうの問題を考えているか。 ・過誤納金610万円の中身を教えてほしい。 ・県税の滞納には、景気の動向や個別の事情があるとのことだが、個人県民税の滞納は経営の厳しさや資金不足から生じており、滞納したくてしている者はいない。徴収の猶予や納税緩和制度を積極的に活用し、滞納額にならないようにしてほしい。 ・徴収の猶予とか換価の猶予は近年増えてきているのかを教えてください。 ・県税の滞納は公平性の問題ではない。実際に困っている人がいるのだから、公平性の観点とか、モラルハザードといった考え方をしたら、なかなか進まない。窓口が積極的に活用を進めようとならないから、その考え方はぜひ改めてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度の県税不納欠損額は約4億7千万円。前年度から大きく増加した。これは滞納処分の執行停止が3年間継続したため、地方税法の規定により納税義務が消滅した大口の滞納事案について不納欠損処分を行ったことによるもの。この滞納事案は、特定の事業者の特殊な事情により発生した案件。 ・R3年度の県税収入未済額は9億6千万円。そのうち、約3分の2にあたる6億4千万円は個人県民税の収入未済であり滞納が多くなる傾向。市町村と連携した取組により収入未済額は毎年度着実に減少。県税収入未済額はピーク時のH21年度から4分の1未満に減少している。県税の滞納原因は、景気変動要因だけでなく、事業者や個人の置かれた状況、個別具体の事情により様々で一概には言えない。 ・過誤納金の内容は、所得税の還付申告などに伴う個人県民税の還付金である。市町村からの収納金払込時期の都合上必然的に生じるものであり、県の事務処理に問題はない。 ・納税緩和制度を活用したいと考えているが、一方で納期内に納めている方に対し公平性を欠くことがないよう、また、安易に適用することで納税意識が希薄にならないようにする必要がある。要件は決まっているので、十分調査をしてやっていきたい。 ・納税の猶予件数は概ね例年と同じだが、換価の猶予件数は確実に増えてきており、周知の影響が大きいと思われる。 ・徴収の猶予は、去年は特例猶予の措置があったので、その分がかなり落ち込んでいる。件数としては減っているが、全体的には例年どおりの数字になっている。引き続き納税者の視点に立って、要件を確認した上で適正な執行に努めたい。 	
総務部	2		県債残高の縮減について	<ul style="list-style-type: none"> ・普通会計合計で県債残高が1兆735億円と大きい。 ・普通会計合計で県債残高が1兆735億円となっている。臨時財政対策債などを除いたとしても、県債そのものは返済しなければならない。コロナや災害復旧などやむを得ない場合等があるが、今後の公債費抑制等を図るために縮減が必要だと思うが、県はどう考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度末の県債残高は1兆735億円で、前年度から179億円増加した。これはコロナ禍の影響による税収減が見込まれたことから、臨時財政対策債が大幅に増加していること、国の防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策など積極的に受け入れたことによるもの。臨時財政対策債等を除いた実質的な残高は6,181億円で、大分県行財政改革推進計画の目標6,500億円以下を維持している。 ・将来の公債費は抑制していくことも必要で、発行額を抑えることが大切。以前から交付税措置のない県債の発行抑制に努めており、R3年度は退職手当債21億円などを含む総額83億円の発行抑制をした。 ・公債費抑制には利子を抑えることも必要。有利な条件で借入れを行うことができる複数の金融機関からの引き合い方式を活用しながら低利の借入れを行っている。引き続き対策に取り組み、将来の公債費抑制に努める。 	
総務部	3		マイナンバーカードについて	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの取得率が低い。 ・情報セキュリティ対策高度化事業と市町村行財政連携調整費について、マイナンバーカードは今現在、大分県の取得率はどのくらいか。 ・セキュリティ対策でインシデント件数はゼロと報告されているが、外部からの攻撃はますます高度化している。高度化対策と同時に人為的ミスをなくすための研修や二重、三重のチェックが必要だと思う。具体的な対策はどうなっているか。 ・マイナンバーカードは大体5割未満ぐらいで国と同程度の進捗率。いろんなポイントをつけても、なかなか進まないのが実態で制度の信頼がない。県としてどう認識しているのか。 ・来年か再来年の秋には健康保険証とマイナンバーカードを一本化するという、ひどいやり方を考えているわけだが、強制を伴うやり方はおかしいと思う。県はどう考えているのか。 ・マイナンバーは、マイナンバー制度そのものの危惧である。カードではなく、マイナンバー制度によって連携されることによりいろんな情報が流出するとか、一括管理をされるのではないかと危惧があるので、みんなが心配して進まない。その点は注意をしておきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県のマイナンバーカード取得率は、9月末時点で49.05%である。 ・セキュリティ対策は庁内ネットワークは国のガイドラインに沿って、インターネットに接続するネットワーク、行政ネットワーク、マイナンバーを利用するネットワークの三つをそれぞれ障壁によって分断する三層分離対策を行っている。加えて、外部からのデータはセキュリティアラウドを通じて無害化処理するなど、何重もの防御の仕組みを構築している。 ・複数のコンピューターから大量の負荷をかけてくる攻撃、DDoS(ディードス)攻撃への対策は、今年度セキュリティアラウドを更新し、新たに防御機能を追加する対策を行った。さらに毎年全ての職員に情報セキュリティ研修の受講を義務付けし、セキュリティの高度化と人的ミスの削減に取り組んでいる。 ・マイナンバーカードの安全性については、カードにICチップが入っているが、税や年金等のプライバシー性の高い重要情報は入っておらず、カードから流出することはない。 ・セキュリティ対策として、紛失、盗難の場合には24時間365日カードの機能を停止するコールセンターがあり、電話すればすぐに停止できる。また、アプリごとに暗証番号が設定されており、一定回数間違えると機能がロックされる仕組みもある。 ・カードを拾った人が不正に情報を盗み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっており、万全のセキュリティが確保されているものと考えている。 	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
総務部	4		県職員の働き方改革の推進環境について	<ul style="list-style-type: none"> テレワークにおける自宅での通信費、光熱費等の費用負担が職員の自己負担になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県職員の働き方改革の推進環境については、昨年の委員会でテレワークでの自宅での通信費、光熱費等の費用負担について今後検討するとしていたが、現在どうなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員は通信機能を搭載した在宅勤務専用端末を使って在宅勤務を行っている。この端末は市内連絡やe-mail、zoom等も利用可能で、通信費を費用負担する必要はない。光熱費は自己負担だが、国は通信費、光熱費ともに自己負担である。 本年の人事院の勧告の中で、在宅勤務に係る手当について報告が行われた。全国の民間企業のうち28.2%が在宅勤務手当を支給しており、13.9%が新たに手当の支給を検討している。手当を支給している企業の多くで通勤手当の見直しを行っていることが明らかになった。今後、国家公務員が在宅勤務を行う場合に支給する新たな手当については、具体的な枠組みの検討を進め、検討にあたり通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめていくとされた。 県職員は地方自治法に定められている手当以外の支給が認められておらず、在宅勤務に係る手当の支給は、法改正を含めた検討が必要になる。大分県人事委員会の今年の報告でも国、他の都道府県等の動向等に留意しながら対応していく必要があるとされ、引き続き国の動向等を注視していきたい。
総務部	5		県税の徴収事務について	<ul style="list-style-type: none"> 滞納としないための納税緩和措置の周知や相談が十分か。 	<ul style="list-style-type: none"> 県税の徴収事務については、滞納としないためには納税緩和措置である徴収の猶予、換価の猶予・職権及び申請型、滞納処分の停止等があるが、その件数は昨年度はどれぐらいだったか。 納税緩和措置を積極的に周知することが大切だが、納税相談など納税者と接触するときの対応はどうなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税緩和措置のR3年度の適用件数は、徴収猶予が492件、職権による換価の猶予と申請による換価の猶予がそれぞれ29件ずつの合計58件、滞納処分の執行停止が536件。 その周知は、県HPへの掲載や県税事務所窓口でのリーフレット配布、県政ラジオ、テレビ番組、新聞広告、県広報紙による広報、納税通知書に同封するチラシへの掲載など。 現場職員には県民の信頼を損なうことがないように、納税義務者との接し方についても指導している。納税相談では、相手の視点に立って申出の内容を丁寧に聞き取り、個々の生活や事業の実態、資産・収入状況の把握に努め、猶予等の要件に該当するかを適切に判断している。今後とも納税緩和措置の適正な執行に努めていきたい。
総務部	6	①	行政手続電子化加速化事業について	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度末までに行政手続の100%電子化を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請利用促進キャンペーンの具体的な内容、仕組とあわせて成果について教えてほしい。 児童手当現況届の電子申請数が約40倍になったとの記載があるが、1,090万円の予算を投じたことの投資対効果をどう捉えているのか。 投資対効果で1,090万円の決算に4,275人から応募があったとあった。応募してない人もいると思うが1,090万円を4,275人で割ったとき、一人当たりいくらなので、おおむね県として予算を投じた結果がよかったと考えるのかどうか。 児童手当の現況届も原則廃止になるが、児童手当の現況届は郵送で返送する手続で、窓口を持っていかず郵送で済んでいた部分がこれに代わったのかなという感覚があった。その辺のところの効果をもう少し考えた方がよかったのではないかという趣旨で質問した。そういう受け止めをしてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続の電子化を進める上で、一人でも多くの方に電子申請を使ってもらうことが重要。今回の事業では、電子申請の心理的ハードルを下げ、そのメリットを体感してもらうことで継続的な電子申請の利用につなげるため、申請者にインセンティブを付与した。 キャンペーンの内容は、R3年6月からR4年3月までの間に、県や市町村の行政手続で電子申請を行った方を対象に抽選で1,700人にデジタル商品券を進呈した。成果として4,275人からの応募があった。利用者からは意外と簡単だった、次回も電子申請をしたいとの意見が多かった。 児童手当現況届では、電子申請数が前年の約40倍に増加するなど、県民のニーズが十分高いことも分かった。本事業は申請フォームの改善にも生かされており、手続完了時期が分かりづらいとの意見に対しては、メールでの案内を充実させるなど改善策を講じている。 電子申請の効果として、申請者が窓口まで行く交通費、移動時間がかからないなどの効果があり、1件当たり申請者の効果額からすると、いろんな前提条件を置いて3,400円程度の効果があると見ている。今回4,725人からの応募があったので1,090万円を上回る1,400万円以上の効果があったと認識している。
総務部	7	①	行政手続電子化推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度末までに行政手続の100%電子化を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の行政手続の電子化について、専門人材等による電子申請入力フォーム作成等の推進とあるが、具体的な手法を教えてください。 令和6年度末までに100%電子化とあるが、目標到達に向けた課題等はあるのか。 デジタルデバイドの対策についてどう考えているのか。 手続の電子化混合について、入力フォームではなく、電子メールで申請した経験があるが、これも電子申請、電子化の範疇に入っているのか。手続の見直しとあったが、結局、許可証は紙で郵送された。デジタルで完結できるように規則等の見直しなかったのか。今後どう考えているのか。 デジタルデバイス対策は、基本は高齢者と思う。ワクチン接種で困った方も多いと思うが、市町村がスマホ教室を開催していると思うが、福祉部門との連携は考えているのか。 許可証について、軽易なものは許可証自体を発行しなくしていくように規則改正できるように検討していただき、効率のいい行政手続にしてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 専門人材等による電子申請の入力フォーム作成等は、ベンダー勤務経験のある会計年度任用職員を配置。行政手続所管課の担当者としり合わせ、現状業務の整理、業務フローの見直し検討、入力フォーム作成を行い、所管課で案内用ホームページ改修と利用者への周知を行っている。 目標到達に向けた課題については、県民の利便性向上や県の業務改善にしっかりとつなげていくことだと認識。住民票の写しなどの添付書類は、マイナンバーカードや情報連携で代替することで、申請者の負担軽減を図る。公金収納を行う手続はオンライン決済を導入し、オンラインで手続を完結できるようにする。さらに、電子化に合わせて県にある台帳システム等へのデータ連携や事務処理手続の見直しを行い、業務効率化を進めていく。 電子申請に不慣れな方への支援は、HPの電子申請手順の案内を充実するほか、利用者からの問合せに対応する電話窓口を今年5月に設置。県民からの改善意見を随時反映し、より使いやすいシステムに改良していく。 広い意味では電子メールに必要な書類を添付して送ってくることも電子申請の範疇に入ると考えるが、県民に利便性を分かってもらうには、電子申請フォームを作成して、簡単に入力してもらって電子申請を進めていきたいと考えている。 許可証が紙で送られてきたとのこと、将来的には許可証とか証明書も電子的に送られることを目指しているが、現状は対応する技術、システムがまだ一般化されていないので、状況を見て普及してくれば、条例、規則の改正、見直しも行って対応していきたい。 デジタルデバイドは、一義的には商工観光労働部のDX推進課が所管しているので、そこと連携しながら、福祉部門との連携も重要なので検討していきたい。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
総務部	8		決算全般について (令和3年度の物価 上昇による経常的経 費事業の影響につい て)	<ul style="list-style-type: none"> ・経常的経費（B経費）は、予算の作成時に前年度予算をベースにした100%シーリングの枠組みが例年設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経常的経費（B経費）は、予算の作成時に前年度予算をベースにした100%シーリングの枠組みが例年設けられている。経常的経費のシーリングは、最近のインフレ局面、物価上昇の局面においては、実質的な減額を意味すると思う。令和3年度から日本経済は物価上昇の局面、インフレ局面に転じているが、物価上昇により実質的に維持管理事業の回数や内容が削減されていないか懸念しているがどうか。 ・道路などの維持管理経費は地域からの要望も多く、特に人口減少社会において各地域を維持していく点で欠かせない費用。大きな影響はないとの話だが、数%減るだけで切られたり、断わられたりする部分がある。これが問題でないなら、事業者はコスト転嫁できず、コンプライアンス的に大きな問題がある。ぜひ新年度の予算編成方針では、物価上昇が急激に進んでいる状況も踏まえた経常的経費のシーリング設定をお願いしたい。 ・道路維持のボリュームが大きいのが、河川、港湾、砂防の人件費についても現場から強い声をいただいている。話があっても全体としてのB経費の中で、規模がないことを理由に門前払いをくわうことが起きかねないので、全体のボリューム感も含めて対応して欲しい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経常的経費は様々なものがあるが、例えば道路等の修繕費、保守管理経費などは、管理面積の増減や労務費、資材費の動向などを予算査定の中で確認しながら、必要な経費を措置している。 ・令和3年度の物価動向については、原材料費は高騰したものの価格転嫁が進んでいなかったのか、企業物価指数及び消費者物価指数ともに、対前年度比で数パーセント程度上昇となっており、執行段階においてインフレにより事業縮減するほどの大きな影響はなかったものと認識している。 ・今後も予算策定時には物価高騰等も勘案しながら、必要なものについて適切に予算措置していきたい。 ・特に道路維持等で影響が大きいと思っているが、例えば、R4年度については、道路維持系の事業について、10%を超える予算を増額している。 ・来年度予算についても、財政状況や一般財源の収入等を勘案しながら、他の事業とも均衡を図り、しっかりと考慮したいと思っている。
総務部	9		県職員の働き方改革 推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員の働き方改革推進事業は、テレワークの推進によって、多様で柔軟な働き方を推進する目的だったと思うが、近年のコロナ禍で感染予防のためリモートワークが増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に在宅勤務専用端末が140台整備しているが、過年度に整備をしたものを含め、端末が累計何台になったのか、教えてほしい。 ・成果指標における実施人数延べ12,904人とあるが、1日概ね50人から55人の利用が想定される。延べ人数ではなく、実人数が分かれば教えてほしい。また、実施延べ時間数及び最も在宅勤務を利用した職員の実施日数又は時間を教えてほしい。 ・昨年度コロナの感染拡大ピーク時に在宅勤務を実施しようとしたが専用端末の不足により実施できないといった事例はなかったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年1月のオミクロン株の急拡大により、県職員では出勤者5割削減を目標に在宅勤務の活用をすすめてきた。結果として、県職員の感染拡大防止と行政運営継続に在宅勤務が有効なことが分かった。昨年度、国の臨時交付金により100台購入したが、それ以前にリースで40台配備していたので、現在合計140台で運用している。 ・在宅勤務の実績値について、延べ人数12,904に対し、実人数は7,373人。今年度も順調に推移しており、年間目標値8,960人日に対し9月末時点で5,173人日と58%の利用状況。引き続き利用促進に努めたい。職員一人一人に着目してカウントしていないが、地方機関を中心にかなりの職員が在宅勤務をしている。また、利用の多い職員については丸一日取り組むことで通勤をする必要がないため、そういった点でも推進できていると考える。 ・専用端末以外にも、現場対応業務として土木事務所や振興局用にタブレットを550台配備しており、これも使いながら在宅勤務を進めていることから、不足しているとの声はない。
総務部	10		一般管理費（コロナ による超勤手当の状 況）について	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度の新型コロナウイルス感染状況は第4波から第6波に突入し、約3万人余の感染者が発症し、職員の超勤対応が増えたと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で業務が実施できずに準備のコストだけがかかったケースや準備もできずに、別の形態でやることを模索するなど、大変な思いで工夫をしたと思う。 ・超過勤務は人事課で全部局の管理をしているとのことだが、コロナの影響により財政的に超過勤務手当等どのような影響を受けたのか、また、今後の影響をどのように想定しているか教えてほしい。 ・コロナ関連では突発的に起きた事象に対し、我々がどう対応できるかが問われた。今回、人員増員をしたとのこと、今後なにかあった際、どこから人員を確保するのか、また、どういう対応をすることで体制強化となるか今後検討していく必要がある。その点については、今回事例を分析していただきたい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度の職員1人・1月当たりの時間外勤務時間は16.4時間。R2年度から0.2時間増加。内訳はコロナ対応を行う福祉保健部で上昇し、本庁で4.3時間増の30.3時間、地方機関で5.5時間増の21.2時間となった。新型コロナウイルス感染症の第5波（R3.7～）と第6波（R4.1～）への対応が主な要因。これに伴う決算額は福祉保健部で対前年比1億1,443万円の増の4億4,463万6千円、全体で4,521万4千円の増の17億7,079万4千円となっている。 ・本年3月に大分県庁働き方改革基本方針を定め、所属長による業務見直しなどを通じ、超勤縮減、職員の健康管理に全庁を挙げて取り組んでいる。コロナ対応でも、宿泊療養施設の運営や検体回収・患者移送を外部委託とする業務見直しを行い、R2.4月と本年9月時点と比較すると正規職員は福祉保健部で26名増員、非常勤、派遣を含むと計148名の増員となり、全庁的な応援体制の整備なども行ってきた。 ・現在、新型コロナ感染者数は減少傾向で、9月26日からは全国一律で新規感染者の全数届出の見直しが行われ業務量減少が期待されるが、コロナ、インフルエンザの同時流行の可能性も懸念されており、第8波への対応に備えた体制づくりと業務見直しを継続していく。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
総務部	11	① 職員録の電子化について	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度まで職員録が印刷されていたが、令和4年から電子化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大分県職員録の件では、多くの方々の意見が上がっている。今年から職員録がデジタル化されたが、令和3年度の大分県職員録発行について、決算がどのような内容であったか伺いたい。 電子化、デジタル化を否定するつもりは全くないが、それによってクオリティーが下がったり、利便性が低下することは問題である。大分県職員録は、毎年バージョンアップされ、非常にクオリティーの高い冊子だった。県庁もDXを進めているが、DXの名のもとに紙ベースで必要なものまで電子化されているとの疑問があり、ニーズや生産性を現場の視点で確認することが軽視されていると感じる。 職員録の作成経費が158万円程度とあったが、職員録は外注して、費用はそれぞれが負担、有償販売するというものではないかと考えるがどうか。 職員録と連絡通路を例に出したが、特に職員録について我々の要望も伝えているが、有償でも冊子が欲しいという声がある。これまでの職員録に比べクオリティが半分に落ちている状況なので、その点は認識し改善策を考えてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> R3年度の職員録作成に係る決算額は、人事課を含む各課の必要部数2,054部をそれぞれの所属で印刷消費として計上しており、合計額は158万2千円となっている。今年度は電子化により印刷発注を行っていないため、当該費用は不要となった。 職員録は、行政文書電子化、行財政改革推進委員会で民間委員からの意見や他県でも電子化を実施済み、あるいは検討中の県が全部で23県あったことを踏まえ、今年電子化したもの。電子化により、PCやスマホから誰でも無料で閲覧できるようになり、年度途中の異動も反映するなど、県民の利便性は一定程度向上していると考え。6月7日に県HP公開以降、多くの県民から利用いただいている。 職員録の電子化にあたり、インターネットでの利用を想定していたため、住所や電話番号、県のホームページにある他の情報と重複する部分は、別様として一覧表で掲載をしていたが、議員の御指摘を踏まえて、職員録の所属ページの中に住所、電話番号等を掲載するなど、適宜改善を図っている。 PCやスマホ等の電子機器を持たない方に対しては、県の情報センターや各振興局にプリントアウトした製本版を配備しており、閲覧やコピーも可能としている。 今後とも機器を持たない方に対する十分な配慮を行った上で、議員の御意見もいただきながら改善に努めていきたい。 	
総務部	12	県有建築物保全事業費について	<ul style="list-style-type: none"> 本館、別館の連絡通路(歩道橋)は、雨天時の往来などで支障がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政企画課県有建築物保全事業費については、昨年の委員会で指摘を受け、今回は別添資料で決算額31億円に対して細かく数字の提出があって良かったと思う。 県有建築物保全計画における県庁舎本館、別館の連絡通路等の施設の整備について、昨日の会計管理局の質疑にも関連するが、連絡通路の雨天時対策の検討状況について、行政企画課等でどういった検討がされているのか伺いたい。 県庁舎など施設の保全の在り方について、連絡通路に限らずバリアフリーや生産性向上対策など、利用者ニーズをしっかり把握すべき。連絡通路を傘を持って往復することが50年間続いているが、社会が変化の中で皆さんが利用しやすい状況に改善していくことも大切であり、利用者は県職員だけではなくと確信している。しっかり現状把握し、計画を立てていくべきだと考えるが、再度伺う。 県庁舎本館、別館を含めたエリアの今後の在り方についても議論が必要。別館は手狭で非常に効率が悪い部分があると思っている。今後の計画的な整備、大分市内では土木事務所や振興局など、いろんな関係機関との関係も出てくるので、保全計画の見直しについて、改めてしっかり議論をしていただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 県有建築物の保全は、公共施設総合管理指針や県有建築物保全計画に基づき、施設の機能を維持し、長寿命化を図ることを目的に、必要な改修工事予算を県有財産経営室で確保して、予防保全を一元管理し、計画的に実施している。限られた予算で執行するため、施設所管課から出された要望を精査して、優先順位をつけて保全工事を行っているもの。 県庁舎本館と別館の連絡通路は、H8年度とH28年度にスロープの設置のほか、塗装など長寿命化の改修工事を実施している。連絡通路の雨天時対策の検討状況は、昨日会計管理局で答弁したとおり、これまで特段の検討は行っていない。 昨日、会計管理局で長寿命化等の検討をするとあったが、公共施設マネジメントを所管する県有財産経営室としても、県庁舎を管理する会計管理局や土木建築部と情報共有しながら、構造上の問題など技術的な助言を行うなど、適切に対応していきたい。 県有建築物を改修、建て替え等を行う際は、高齢者、障がい者、全ての県民が安全かつ容易に利用できるということが大事。そういったバリアフリー化の基準を定めたのが大分県福祉のまちづくり条例で、基本的にはそれに適合した整備を行うようにしている。例えば和式トイレの洋式化、段差のある出入口へのスロープ設置、洗面所への手すり設置など、具体的に取り組んでいる。 さきほど傘を差してと話があり、基準は当然ありませんが、そういった声も拾いながら、どういった施設がいいのか、施設を所管する会計管理局や土木建築部などと一緒に十分相談しながら対応していきたい。引き続き高齢者、障がい者に寄り添った整備を心がけていきます。 	
総務部	13	県職員の働き方改革の推進環境について		<ul style="list-style-type: none"> (内部協議) 働き方改革の関係で、昨年は長時間勤務がかなり増えてきているとのことだった。過去には保健所と病院局等で指摘があったが、働き方改革を県全体の問題として取り上げて、超過勤務を縮減させていくように反映させれば良いと思ったので、提案しておく。 		

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
企画振興部	14	② 東九州新幹線推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 東九州新幹線推進事業で期成会に179万円で決算している。 	<ul style="list-style-type: none"> 東九州新幹線推進事業で期成会に179万円支出した決算となっている。詳細な事業費や投資効果、並行在来線の経営分離等については整備計画路線に格上げしてからの議論と昨年の委員会でも述べているが、まず県民が心配している並行在来線の状況分析等を明らかにした上で計画路線に上げるかどうかを議論すべき。シンポジウムでも推進ありきの姿勢が多く見受けられるが、課題を深く掘り下げた議論が必要ではないか。 東九州新幹線のシンポジウムに何回か参加したが、登壇者は利便性の向上、費用対効果も大丈夫など全て推進する方しかいない。危惧している方にも登壇してもらい、推進意見と厳しい意見の両方を聞かせて県民に平等で公平に判断してもらうべきである。 パンフレットには並行在来線の問題を若干書いているが一言触れるだけで、ほとんどの方が言及しない。今後のシンポジウムの在り方についてどう思うか。 	<ul style="list-style-type: none"> 東九州新幹線は基本計画において、福岡市を起点に大分市、宮崎市を通り、鹿児島市に至ると示されているのみ。現段階ではルートが決まっておらず、並行在来線の区間も分からない状況であるため、具体的な議論は難しいと考えている。 他方で、先行事例はこれまでも多数あり、そうした事例を参考にしながらシンポジウムの場合等を活用して、並行在来線の問題も含め、いろいろな観点からしっかり議論を深めていきたい。 平等、公平な観点で、しっかりシンポジウムで議論を行いながら、いろんな観点をみんなで検証し、議論を深めていくことが必要。委員の指摘等も踏まえながら、今後のシンポジウムの中身等についてしっかり検討していきたい。 	
企画振興部	15	太平洋新国土軸構想推進事業費について	<ul style="list-style-type: none"> 太平洋新国土軸推進構想は78万円で決算している。 	<ul style="list-style-type: none"> 太平洋新国土軸推進構想は決算で78万円。昨年の委員会の中で豊予海峡構想の掲げた灯は消さないと言っているが、これはどういう意味か。 太平洋新国土軸構想の決算は78万円。パートの1年間の年収と一緒にあり、これを協議会に何も無いのに払っている。当面国も全く動きがないなら、今抜けてもいいわけで、将来、国がやるとしたときに入ってもいいのでは。過去何十年間も78万円を支出し続けているが、無駄なお金を出すべきでない。見直しをするべきだと思うが、どうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊予海峡ルートを含む太平洋新国土軸構想は、四国や関西との人、物の流れの促進により、本県の経済の発展や災害時におけるリダンダンシーの確保においても重要と考えている。しかし、国の国土形成計画では長期的視点から取り組むとの表現にとどまっており、いまだ明確に位置付けられていない。 本県としては、関係県等で構成する推進協議会等を通じて、国に対し、引き続きその必要性を訴えていくとともに、まずは充実したフェリー航路により、海峡間の人と物の流れを増やし、交流の軸を太くするための取組を推進していく。 新国土軸構想自体は本県経済の発展、災害時におけるリダンダンシーの確保という観点からも重要な事業だと考えている。問題は、これを橋やトンネルなどハードで実現することは、今の経済情勢、かつ県の財政状況の中で近い将来に実現できるかと考えると、なかなか今、ここに大きなお金を県として出していくことは難しい状況だと認識している。 豊予海峡構想は、愛媛県や大分市などで関係協議会をつくって、国に対する政策提言活動をしている。広域的な活動であり、短期的に実現する難しさは承知しつつも、しっかりと灯を消すことなく、国に対して必要性を訴えていくことが重要だと考えている。 	
企画振興部	16	鉄道駅バリアフリー化推進事業費について	<ul style="list-style-type: none"> J R九州が2021年度の乗客数を公表し、日豊線の佐伯駅一延岡間が約6億6千万円の赤字とされ、駅無人化が議論されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅バリアフリー化推進事業費の関連で、J R九州が2021年度の乗客数を公表したが、中でも日豊線の佐伯一延岡間の赤字が約6.6億円とのこと。今後、減便等の議論になってくれば、利便性の問題と無人化の更なる推進により障がい者等の利用が抑制されると危惧するが、今後の議論はどのような形でしていくのか。 J R九州がこの時期に赤字路線を公表し、減便されるのでは、無人化が進むのではと臆測が飛んでいる。採算性のみで問題を考えるべきではないとの課長意見は当たり前であり、積極的に打ち出していくのが大事だと思うが、その点を再度確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、国の基準である1日3千人以上の利用がある鉄道駅（大分、別府、中津、亀川駅等）の9駅全てのバリアフリー化を支援するもので、昨年度完了している。国の基準を満たさない鉄道駅にも、地元市の要望に基づくバリアフリー化の取組に事業費の一部を助成している。 障がい者の利用も含め、誰もが利用しやすい鉄道駅とするため、交通事業者が主体となり意見交換を行う場を持つことが必要。県はJ R九州大分支社に障がい者団体を紹介するなどの協力を行っており、昨年度は初めてJ R九州大分支社主催で障がい者団体との意見交換会が開催された。 本県では、九州各県で組織する九州地域鉄道整備促進協議会の要望活動を通じて、採算性の観点のみでの減便や路線廃止の検討を行わないこと、無人駅の解消、駅のバリアフリー化を行うよう求めている。引き続きJ R九州や沿線市町村等の関係者と連携を図りながら、日豊本線をはじめとする県内路線の利便性向上や利用促進に取り組んでいきたい。 これまでもJ R九州に対して各県で連携し、採算性の観点による減便等は行わないこと、無人駅の解消やバリアフリー化などを求めている。利用者の意見を伺いながら、しっかりとそれを交通事業者伝えていく。それを繰り返し伝えていくことが我々の使命だと考えている。 	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
企画振興部	17		地域公共交通運行継続緊急支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通利用者の利便性を高めるためにバスの路線や運賃等のオープンデータ化を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通運行継続緊急支援事業の中で、公共交通利用者の利便性を高めるためにバスの路線や運賃等のオープンデータ化を実施することになっていたが、現在のオープンデータ化の状況と利活用の状況、さらにダイヤ改正時の更新の確認方法や今後のコミュニティバスや離島航路などの連携について、拡大する考えがあるのか伺う。 Ma a sへの活用が大分空港を拠点に考えるとのことだが、一方で路線バスの利用者が減少しており、今回のオープンデータ化は、運賃やリアルタイムの状況も含めて利便性がかなり向上すると思われる。 現在でも乗り継ぎ割引等やバスの検索も可能だが、ほぼ知られていない。この辺りの利用状況はどうなっているのか、現状分析も含め何らかの利活用促進に向けた取組が今回必要だと思う。現時点での考えがあれば伺いたい。 公共交通の利用促進、それぞれの事業者の路線維持の観点も一つあり、カーボンニュートラルに向けても非常に大きな鍵を握ると思う。いろんな施策と連動しながら、今回のオープンデータ化を契機に利用促進につながる施策をぜひ考えていただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 乗合バス運行情報のオープンデータ化は、今年度に予算を繰り越して事業実施しており、今年度中にオープンデータ化が完了する見込み。オープンデータ化にあたっては、県内の乗合バス事業者が運行する全ての路線を対象としており、現在必要なデータの収集作業と精査を実施している。 ダイヤ改正時のデータ更新は、各バス事業者でデータ更新することとしている。コミュニティバス及び離島航路への拡大についても、適宜オープンデータ化が図られるよう、今後運行事業者である市町村等と意見交換をしていきたい。 オープンデータ化は利用者にとって意味がある事業。Ma a sに限らず、グーグル検索等を行った場合に、バスの時刻表、遅延状況、運賃等が出てきて非常に利便性の向上につながる。 利用しやすいようにデータを整理し、地道な作業で一つ一つ問題点を洗い出しながら、利用しやすいものにしていこうと必死で取り組んでいる。 交通事業者に限らず、商業施設、宿泊施設、観光施設等との連携がMa a sによって可能になる。例えばバスで行って、そこで買物をするといくら割引かれるとか、自由な連携が可能となるので、交通事業者に限らず様々な事業者がそこに参画し、観光はもちろん日常生活の中でもよいと思って利用することで、県民の利便性向上、交通事業者の経営状況等や大分の地域の活性化にも資すると考えている。
企画振興部	18		地域連携プラットフォーム推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携組織（地域プラットフォーム）を通じ、県内大学等の研究開発、シンクタンク機能を活用した地域課題の解決を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学と県が連携した周知活動について、どのような周知活動に取り組んだのか。県内の全大学等に短大や高専も全て含まれているのか。 地域課題解決支援事業で、和牛のおいしさ分析やカキ殻のリサイクル等の事例が紹介されているが、どのように地域課題の解決に結び付いたのか、実用化されたのかなど教えてほしい。 成果指標が入学定員充足率だが、事業目的が県内学生の県内大学の進学率向上と卒業後の県内定着率であれば、他の指標を設定した方がよいのではないか。 大学の魅力アップが県内定着を高める前提なので、指標設定を今後検討し、達成率を上げていくことが求められる。県と大学との連携がもう少しできないかという声も聞いている。 大学生の起業事例もやっと出てきた。今、三つしか事例がないが、この地域連携のパイプを増やしていくように大学側も検討するべきだと思う。 一過性にならないように、大学で仮想企業をつくって受皿となり、県とやり取りをしていくことで、学生も起業のアイデアとかに結び付き、県内の定着や大学の魅力化に進むと思う。 高専の水素のプロジェクトなど、地域に入っているような取組をしているのは承知している。ぜひ大学側に提案してほしいのが仮想企業で、実際視察に行き、そんなやり方があるんだと非常に感心した。都会の大学はベンチャーとかをよくやっているから、ぜひ大分でもそういう方が生まれるように取組をしてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 周知活動については、大分大学を事務局とする地域連携プラットフォームで県内大学への進学促進のためのリーフレットを作っている。リーフレットには短大、高専を含んで県内全12大学のオープンキャンパス情報を掲載し、県内全ての高校56校に進路担当を經由して、全生徒に配布している。このほかHPにも奨学金等の進学支援制度、大分で働く先輩の声など、県内進学に役立つ情報を掲載して周知を図っている。 R3年度は三つの地域課題に取り組んでいる。一つ目は、和牛のおいしさの分析で、品質のばらつきの課題があったことから、牛肉の画像のAI分析、あるいは味覚センサーを活用した味覚の見える化に取り組み、簡易分析手法の構築と肥育技術の向上・フィードバックにつなげた。二つ目がカキ殻リサイクルに関する研究等で、粉碎したカキ殻の圧縮強度や塩分含有量を分析し、コンクリート材料や培養土として活用するための最適な処理方法などの知見を得ている。三つ目は多文化共生の推進に向けた政策・施策の提案で、外国人材の受入促進についてAPUの留学生262人からコンペ方式で提案をいただいた。大分県に対する意見をもらい、海外戦略等の参考としている。こうした取組を契機として地域課題解決の取組を進める。 本事業における目的は、県内大学等による地域課題の解決と、学生が地域活動を通じて地域への理解を深めること。県内大学等の魅力アップにより、県内に優秀な学生を確保していくことにあるため、入学定員充足率を成果指標としている。 私が紹介した三つの事業は、県で少しアカデミックなところを取り出して研究し、共に地域課題を解決していく取組だが、このほかに学生が地域に出向き、地域課題や地域の方と共に活動する取組を人材育成支援事業で別途行っている。R3年度は3件だったが、そのほかにもまだ十数件あり、各部でもいろんな取組をしている。 県と県内大学の連携事業は毎年当課で集計しているが、R3年度は184件で商工観光労働部でのドローンの取組とか、いろんな取組があり、私どもと県内大学とで、いろいろ意見交換している。大学も、さらにいろんな取組を模索しているので、また大学の皆さんとも十分協議しながら、取組を進めていきたい。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
企画振興部	19		バス乗務員確保対策支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> バス業界において乗務員不足が深刻であったことから、事業者の方々からニーズを聴取して、広告宣伝や就労環境の改善に要する費用等を補助したものの。 	<ul style="list-style-type: none"> バス乗務員確保対策支援事業について、新規採用が21人と目標を大きく下回っている。コロナ禍、経営状況の悪化で雇用条件改善につながらなかったと記載があるが、より詳しく分析している内容があれば教えてほしい。 コロナ禍による経営悪化のほかの要因について、もし何かあれば教えてほしい。 この事業はバス事業者の視点では乗務員の確保と路線の維持だが、労働者の視点では、大型二種免許の取得というキャリア形成につながるもの。企画振興部だけの問題ではなく、雇用とか労働とか、いろんな部門と連携した対応をすべきで、キャリア形成の面からもっとアピールしたらいいのではないかと思うがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少に加えてコロナ禍の影響も重なり、2020年の路線バスの乗降客数は2001年対比で約48%となり、バス事業者を取り巻く環境は非常に厳しかった。このため、目標が未達成になったと認識している。 人口減少の中で人材確保は、どの業界においても重要な課題になっている。魅力的に感じて応募してもらうためには、働き方改革、ICT技術の導入、インターネット等いろんな媒体、それから、広域的な採用活動等、人材確保のための取組を幅広くやりながら、潜在的なバス乗務員なり、興味を持つ方々をしっかりと採用まで結び付けていく取組が必要。各交通事業者が今後もさらに取り組んでいくと思うが、できる限り県も支援していきたい。 少し視野を広げると、キャリアの中でこのバスの乗務員や運輸関係のドライバー、バックヤードの方などいろんな仕事があり、それぞれの経験は少なからず他の仕事に生きてくるもの。仕事の質の違いや個人のライフプランの中で、一時的に結婚や出産等で仕事を辞めた方、シニアの方など、超高齢化社会が進んでいく中で自分ができることはないかといったニーズもある。働き方もフルタイムだけではなく、週2日なら自分は頑張れるなど様々なニーズ、興味を持った方を幅広く結び付けていくことも必要だと思っている。 企画振興部だけではなく、福祉保健部、商工観光労働部、土木建築部などと連携しながら、関連する仕事の魅力をしっかり発信し、人材確保につなげていきたい。
企画振興部	20		九州の東の玄関口としての拠点化推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響によりフェリー、航空機ともに利用者が伸び悩み輸送人員目標を大きく下回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 人の流れがコロナの関係で5割弱となりD判定だが、物流はそれほど減っておらず、反対に多くなっているのではないかとと思う。人だけでなく物流を含めての判断で、東九州の玄関口としての機能を確保することが大事だと思う。 竹田津、別府、大分、佐賀関、臼杵と5つのフェリー港があり、玄関口として確保する施策を進めていただきたい。また、物流の実態が分かれば教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に物流については、コロナ前と同等の輸送量まで回復はしてきていると理解している。他方で、物流事業者も含めて燃料高騰等の影響も受けているので、楽観視することなく、事業者の声を聞き、さらに大分の人と物の流れを活性化させていくために何が重要かしっかり考えてやっていきたい。 大分の5つの港は正に玄関口であり、人だけでなく、木材を外に運んでいく拠点など各港の特性がある。十分生かせるよう土木や関係部局ともしっかりと協力しながら、活性化のための取組を一つ一つ、地元自治体とも一緒に頑張っていきたい。
企画振興部	21	②	東九州新幹線推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> 東九州新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げを図るため、広域で機運を盛り上げる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 在来線をしっかり守ることは当然。一方長崎新幹線は、期成会ができて37年後に着工、50年後に開通した。今やっておかないとさらに時間がかかる。東九州新幹線は大分だけではできない。宮崎や鹿児島とどう連携して盛り上げていくか。県単独ではなく広域で考えていただきたい。北海道新幹線にめどがつけば次は四国新幹線と思っている。起点は新大阪で終点は東大分と明記されている。東九州新幹線と四国を結ぶ連携が必要であり、県は東九州新幹線、大分市は豊予海峡ルートではなく、連携した広域的な活動の必要性を訴えていく必要があると思うがどうか。 (内部協議) 宮崎や鹿児島、あるいは四国の各県、こういう広域の中で、大分県だけが孤軍奮闘するのではなく、地域全体の機運が盛り上がるのが大事だと思っている。ここを忘れないようお願いしたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 在来線を守り、JR路線を支えていくのは当然のことと思っている。長崎新幹線は過去の経緯含めて大きなスパンで県民が要望してきてようやく50年たって実現した。そのためには厳しい経済状況ではあるが東九州新幹線、豊予海峡についてどういう意義があるのか考えていきたい。技術の革新等もあるためどういものが50年後、100年後必要なのか、大分の活性化のために必要か議論し、国に対しても要望していけるよう取組んでいきたい。 四国新幹線についても、四国の各県と連携しながら実現にむけて取組んでいく。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
企画振興部	22		老朽空き家対策促進事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・空家数の抑制に向け、空家の相談窓口を設置し、空家所有者による自発的な除却、管理、活用を促進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主な活動指標と達成率で空き家相談件数が目標値60に対して実績52とあるが、相談内容は借りたい人からの相談内容と捉えてよいか。相談実績52件のうち利活用に結び付いた件数は何件だったか。 ・成果指標として空き家の利活用数を上げているが、この目標と実績は単年度の数字か、累積数字か。 ・2016年から2021年までに、この事業の本来の目的を達成したと考えているのか。 ・この目標数字は、大分、豊後大野、宇佐の3市の目標数値として捉えてよいか。 ・その場合、設定する際に人口ビジョンが達成できるように想定した中で、目標数値を捉えているのか。最初の目標数値の設定の仕方を教えて欲しい。 ・人口減少社会をどのように切り抜けていくか、そして大分県全体が地域ごとに活気のある政策を目指していくよう取り組んでいただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口については、そもそも空き家所有者に対して空き家の適正管理や利活用を促すために設置したものであり、借り手ではなく、所有者や遺族、相続人からのケースが多くなっている。所有者からの相談で利活用につながったのは、令和3年度は52件中1件。 ・成果指標の空き家の利活用数は単年度の数値となっている。 ・本事業に加えて、空き家対策検討会等を通じて市町村と連携し、空き家バンクの充実を図ることで、バンク経由の空き家利活用数は年々増加しており、空き家の増加抑制に一定程度つながっているものと考えている。 ・空き家の相談窓口は3市ではなく、県内を3ブロックに分けたもので対象は県内全域であり、利活用数は県内全域の数字である。 ・大分県人口ビジョンでは、令和7年度までに社会増減の均衡を目指している。ビジョン実現のために、第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を策定しており、その中で空き家の利活用、UIJターンの促進、福岡のdot.（ドット）を活用した県内就職の促進などにより、県外からの流入人口を令和6年度に2,700人になることを目標としている。
企画振興部	23	②	東九州新幹線と豊予海峡ルート構想、在来線の維持確保について	<ul style="list-style-type: none"> (内部協議) ・東九州新幹線と豊予海峡ルート構想で、新幹線の場合は並行在来線の減便数とか、経営分離とか、人口のストロー現象など地域が疲弊する負の面も見ておく必要がある。利便性だけのシンポジウムではなく、いろんな課題や問題があることを県民に平等に公平に知らせてほしい。そういう問題を交通政策課や企画振興部が今後の在り方について、そういうものも含めて検討していただきたいと一言入れるといいのではないかと思います。 		
福祉保健部	24		災害時用配慮者支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業の対象者並びに家族会への事業の周知はどのように行われているか。 ・個別避難計画作成の進捗状況についてはいかがか。 ・先日、家族会の方と会派でも意見交換した際に、こういうやってほしいという話があった。もう既に実施しているという話をしたが、まだ家族会の方にも伝わっていない部分があるようなので、しっかりと関係者に伝えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の対象者は、障がい者や高齢者など災害時に自ら避難することが困難と考えられる方であり、市町村ではこうした方の個別避難計画作成を進めている。計画の作成にあたっては、民生委員や自主防災組織などの支援者のみならず、当事者やその関係者などに制度の趣旨を十分に理解してもらうことが必要。 このため県では、民生委員など福祉関係者に対するセミナーの開催や、地域のデイサービスや障がい者団体等へ出向き、既存の場を活用した防災教室を実施してきた。この既存の場は昨年度、ホームページや市町村、市町村社会福祉協議会等を通じて募集したところ。 今年度も当事者団体等に対する計画作成研修を実施予定であるが、今後はより多くの当事者や家族会などに参加いただけるよう、プッシュ型で個別に案内するなど改善を図っていく。 ・県では、これまでも計画作成の促進に取り組んできた結果、令和4年1月1日現在で、避難行動要支援者名簿に掲載されている4万3,259人のうち、1万5,774人が計画作成済となっており、その割合は36.5%と平成28年度と比べて32ポイント上昇している。 さらなる作成促進に向けては、本人の状況や生活実態をよく把握しているケアマネジャーなど福祉専門職の協力が不可欠だと考え、このため今年度から福祉専門職向け作成研修を実施し、約650名が参加したところ。また、おおいマイ・タイムラインの取組と連動させ、支援者や避難経路などを記載する要配慮者向けのおおい支えアイ・タイムラインを本年6月に作成し、これを市町村が個別避難計画として活用できる取組を開始。今後も、引き続き市町村の取組を支援していく。 	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
福祉保健部	25	薬局・薬剤師の地域包括ケアへの参画支援について			<p>・地域包括ケアを担う一員として、薬局や薬剤師が地域で果たす役割は増大するとともに、多様化している。健康サポート薬局はその一例であるが、薬局・薬剤師は、薬中心の対物業務から患者中心の健康維持・増進を担っていくことが求められている。薬務室所管の決算の中に、このような薬局・薬剤師の地域包括ケアへの参画を支援するような取り組みは含まれているのか。</p> <p>・認定薬局制度について、認定薬局であることを表示することにより患者が薬局を選ぶ基準の一つになるが、薬局側の経済的なインセンティブが十分でないと感じている。国の制度設計の問題だと思うが、どのように考えているか。</p> <p>・地域包括ケアに関して、認定薬局にはいろいろサポート薬局をやっていただいているが、まだ他の職種のように、地域包括ケアの中に薬剤師が入り込んでという部分が弱いと伺っているので、そのサポートや推進もしっかり行っていただきたい。また、医師を中心として医療関係者の地域偏在も問題になっている。薬剤師もまた地域偏在の問題を抱えている業種の一つでもある。加えて、国家的な医療費の高まりに対して、予防医療の重要性も強く叫ばれている。そこで、大分県薬剤師会では対策として、心房細動の早期発見による脳梗塞のリスクを低減させるため、携帯型の心電計を用いた自己測定事業を計画している。新年度において、行政からこのような取組への支援をしてほしい。また、大分県には薬学部がなく、慢性的に薬剤師が不足している。医療介護総合確保基金は、薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費や、地域における薬剤師の安定的な確保を目的に都道府県が指定する病院に期間を定めて薬剤師派遣を行うための経費は充当可能な事業として例示されている。現段階では、県ではまだ導入されていないので導入に向け進めてほしい。</p> <p>(内部協議) ・医療現場から、薬剤師の人手不足を聞いている。一定以上の規模になると薬剤師の配置基準があるので、薬剤師がいなければ医療の現場がまわらないとの声も聞いている。地域医療介護総合確保基金を活用して薬剤師の就学資金の貸与や薬剤師の派遣制度を新年度に導入することを要望する。</p>	<p>・薬局・薬剤師の地域包括ケアへの参画を促すため、平成29年度から令和元年度までの3年間、地域包括ケアシステムにおける薬剤師の役割や他職種連携の推進等を内容とする研修会を開催した。その結果、かかりつけとして地域で重要な役割を担う薬局・薬剤師が増えてきている。昨年8月1日から地域包括ケアで求められるかかりつけ薬局・薬剤師の機能を高度に有する地域連携薬局の認定制度がスタートした。県としても、制度の普及に向け、地域の薬局・薬剤師を対象に説明会等を開催し、現時点で県内21の薬局が認定されている。今後も、薬剤師会と連携しながら、地域包括ケアに貢献する認定薬局制度を県として推進していく。</p> <p>・広く県民に、認定薬局の利用により高度なサービスが受けられることを周知、広報していきたい。</p>
福祉保健部	26	障がい者就労環境づくり推進事業について			<p>・コロナ禍において、雇用、定着の両アドバイザーの企業訪問が思うように行えなかったかと思うが、実際の状況はいかがか。</p> <p>・コロナ禍の中で苦労したと思うが、しっかり成果を上げていることに感謝する。本県が身体障がい者雇用率全国1位であることを支えているのがこういう取組だと思っているが、課題は知的、精神障がい者の雇用率。この部分にいかにてこ入れしていくか、新年度についての検討課題としてお願いしたい。また、今後の法改正で、週10時間以上20時間未満の短時間雇用が雇用率の算定対象となる見込みであり、これは、知的、精神障がい者の雇用拡大に繋がっていくものと思う。大変素晴らしい事業なので、新年度以降もしっかり継続し、雇用率の向上に繋げていくことを要望する。</p>	<p>・令和3年度前半は、コロナの影響で企業から訪問を断られるケースもあり、訪問件数は前年を下回るペースとなったが、電話で採用に関する意向や障がい者の日頃の働きぶりを丁寧に聴き取るなど柔軟に対応したところ。年度後半は、ワクチン接種が進んだことにより積極的に企業訪問を再開したことや、大分地区に雇用支援アドバイザーを1名増員した効果もあり、訪問件数は前年度を上回る1,372件となり、その結果、令和3年度の新規雇用者数は2年度の236人を29人上回る265人となった。定着支援アドバイザーについては、就職後1年の定着を達成した割合である定着率は、令和2年度の92%から3年度は87%と若干低下したものの、高い定着率を維持することができた。</p>
福祉保健部	27	③ おおいた子育てほっとクーポン利用促進事業について			<p>・令和3年度におむつ、ミルク等にも用途を拡大したが、その効果はいかがか。また、どのような用途での使用が多いのか。</p> <p>・おむつ、ミルクの利用に拡げていただいたことは大変すばらしいし、ありがたい話である。また、保護者から非常に使い勝手がいいという声も聞いている。購入図書の対象店は、市町村の裁量で広げていけることなので、これから市町との連携も深めていきながら、さらなるバージョンアップを適時適確に子育て世帯のニーズを捉えていただき、さらに充実させてほしい。また、ニュースを見ると国の方も10万円を交付するような動きもあるようだが、しっかりこのおおいた子育てほっとクーポンのさらなる充実をお願いしたいと思う。</p>	<p>・おおいた子育てほっとクーポンは、子育て家庭の負担を軽減するため、負担金額を拡大するなど制度の改善を行ってきたが、令和3年4月からはさらなる利便性の向上のため、おむつ、ミルクの購入についてもサービスを拡大したところ。令和2年度末のクーポンの利用率は全体で66.5%、令和3年度末のクーポンの利用率は71.1%で、サービス追加による一定の効果があつたと言えると考えている。利用者からもおむつ、ミルクに利用できて大変助かるといった声が寄せられている。</p> <p>また、制度を開始した平成27年度から令和3年度の間のおおいた子育てほっとクーポンのサービスの利用状況は、インフルエンザ予防接種29.1%、読み聞かせ絵本の購入18.7%、ロタウイルス予防接種17.1%となっている。なお、おむつ、ミルクの購入にサービスを拡大した令和3年度のみサービスの利用状況は、おむつ、ミルクの購入60.8%、インフルエンザ予防接種14.2%、読み聞かせ絵本の購入11.0%となっている。おむつ、ミルクの利用が過半を占めており、このデータからもサービス拡大の効果がみとれると考える。</p>

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
福祉保健部	28	③	病児保育充実支援事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・広域化、ICT化の効果はいかがか。またICT導入を行った施設数はどれほどか。 ・広域化によって、場所を選ばず勤務先でも居住地でも利用でき、親御さんの安心感が非常に広がっていると思う。非常に便利なICT化であるが、30施設中17施設のシステム導入ということであり、まだ幾分ICT化が進んでない地域もあると聞いているので、さらなる周知を行い、できれば30施設全てがICT化を導入ということで進めてもらえれば、さらなる利便性向上につながるので、新年度に向けて頑張ってもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、共働きの増加などから病児保育に対する保護者のニーズは高まっているところ、令和3年10月から、利用者の利便性と施設運営の効率性の向上を図るため、利用の広域化とICT化を進めている。広域化については県が主導して、昨年9月に県内全市町村で協定を締結した。これにより、施設の地域内の利用者と地域外の利用者間で利用料金が平準化され、利用者が他の地域の施設も利用しやすくなった。広域化前後の6ヶ月を比較すると、広域での利用率の増加はわずかに1.3%であった。一方、施設側からは稼働率の向上など安定した運営につながっているとの声もあることから、引き続き制度の周知に努め、必要な方が必要な場所で病児保育を利用できるよう支援していきたい。 また、ICT化については、県内全施設の空き状況が24時間スマホで確認できることとなった。あわせて、施設の個別の予約やキャンセルをスマホでできるようにするため、施設に対してシステムの導入費用の補助も実施している。システムを導入した施設からは、電話対応が減り、職員の負担軽減につながったとの声が上がっている。また、病児保育を利用する保護者のスマホでのシステム利用も広がりを見せており、システム登録者は導入直後の1,349人から6か月で約2.6倍の3,597人に増加した。なお、令和3年度末で、県内の30施設のうち17施設がシステムを導入した。今後も施設に対して導入促進を図っていく。
福祉保健部	29		マイナンバーカードと社会保険証とのひも付けについて		<ul style="list-style-type: none"> ・政府は今後、マイナンバーカードと健康保険証とのひも付けを2024年秋までに原則義務化することを決定した。患者に対しても、カードとこれまでの健康保険証では医療費負担の差別化を図り、また、地方交付税の算定にもマイナンバーカードの交付状況を反映させるとしている。しかし、医療期間の8割がセキュリティや漏洩の不安があると答え反対している。マイナンバーカードを取得していない方に対する対策は、県としても国にあげなければならないと思うがいかがか。 ・大分県下の医療機関で実際運用しているのが34.1%で、大分県下のマイナンバーの取得率は49.05%であるが、現状どれぐらいのひも付けができていくのか。国は検討すると言っているだけで、それに対して取ってない方に対する救済をどうするのかといった具体的な提案はされていない。ぜひ県としても、国に要望してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から保険医療機関等に対して、マイナンバーカードの利用を前提としたオンライン資格確認システムの導入が原則として義務化されることとなった。これに伴い、医療機関に対して診療報酬上の加算の見直しやシステムの導入にかかる補助上限額の引き上げが行われたところ。10月9日現在の県内の状況は、約2千ある医療機関等において、オンライン資格確認のシステム申込率は87.7%、このうち既に運用を開始している機関数は710カ所、対象医療機関の34.1%を占めており、全国平均の31.5%を2.6ポイント上回っている。このため、県内では一定の理解をいただいているものと考えている。県としては、国の責任でマイナンバーカードの保険証利用に関する国民及び医療機関への普及啓発を進めることや、マイナンバー制度の情報セキュリティの確保も含めた適切な運用等について、全国知事会を通じて引き続き国に要望する。 また、2024年秋に現行保険証を廃止し、マイナンバーカードを保険証利用する方針が打ち出されたことについて、健康保険証は被保険者であることを証明する証明書であると同時に、保険給付を受ける際の受診券でもあるため、マイナンバーカードの取得の有無によって保険証の交付が制限され、必要な医療が受けられないという事態はあってはならないと考えている。報道によると、厚生労働大臣が13日の記者会見において廃止方針に関し、国民や医療関係者から理解が得られるよう丁寧に取り組んでいく、マイナンバーカードを持っていない人が必要な保険診療を受ける際の手続きについて、今後しっかりと検討していきたいとの発言があったと聞いている。県としても、現行の医療保険制度が守られるよう国の動向をしっかりと注視するとともに、必要に応じて要望を行っていきたい。 ・市町村国保におけるマイナンバーカードの保険証利用手続の状況は、7月19日時点で2万6,666人、被保険者数は約24万人で、約11%となっている。また、国への要望については、絶対にマイナンバーカードを持たない人が医療を受けられない事態になってはいけなないので、今後、全国知事会等を通じて要望してまいりたい。
福祉保健部	30		介護保険制度について		<ul style="list-style-type: none"> ・国がこれまで負担してきた職員の処遇改善加算が、10月より入居者負担となったことで、現場の大きな問題となっている。入居者は、同意しないことなどできないが、県としての考えと何らかの救済措置はないのか。 ・国がこれまで負担してきたのだから、それを継続するよう再度国に強く求めるべきではないか。県の見解は。 ・介護保険は受益者負担とよく言われるが、実際にこれまでの処遇改善は国がやってきたわけで、やろうと思えばできるわけだから、そういう点ではその部分をぜひ国にこういう声があると、県としても国に要望していくべき。これは強く要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善に係る措置は、介護職員を対象に収入を3%程度、月額9千円引き上げるため、本年2月から前倒しで補助金にて実施されたものを、本年10月以降分については臨時の報酬改定を行い、加算にて同程度の賃金上げを行っているもの。介護報酬の加算により処遇改善を実施する方法は、御指摘のように自己負担増を伴うものである。一方、少子高齢化の進展により、介護需要はますます増大し、生産年齢人口が減少する中では、継続的、長期的な介護現場の人材確保と定着を図る必要がある。このため、処遇改善制度は安定的に財源が確保できる介護報酬制度の中で、受益者負担の考え方の下、その運用がなされていると認識している。その場合、救済措置が重要となる。 介護保険サービスの利用料に係る負担軽減策として、高額介護サービス費による上限額の設定、社会福祉法人による利用者負担の軽減措置など、低所得者のサービス利用が困難とならないよう、従前よりもきめ細かな配慮がなされているところ。 ・10月以降の処遇改善に係る措置については、政府の令和4年度予算編成過程において、臨時の報酬改定を行うことが決定され、社会保障審議会介護給付費分科会において、介護報酬に組み入れられたものである。補助金継続の要望はしていないが、介護保険制度においては、サービスに必要な費用を保険料、公費、利用者負担の組合せにより財源が確保されている。県では、国の負担割合の引上げを行い、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行うよう、毎年度、九州各県とともに国に要望しているところ。今後も引き続き国に要望していく。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
福祉保健部	31		周産期医療体制推進事業について		<p>・アルメイダ病院が周産期母子医療センターを閉鎖し、令和2年度より県内のNICU病床数は5施設27床から4施設24床と縮小したが、その前後における各病院のNICU病床利用率、周産期医療における課題と、今後の対応はどうか。</p> <p>・NICUの使用率はピーク時で95.6%ということであるが、先日、県立病院にも伺うと、平均で97%を超えており、ピーク時は100%を超える状況もあるという話があった。多分、四つの施設でそれぞれ状況がちょっと違うと思うが、心配なのはピークが重なった時。100%を超えうる状況で、95%や97%という数字がある。それに対して、ピーク時の許容範囲がどれぐらいあるのかが心配。医師あるいは看護師等の確保の対策も並行してやっていると思うが、そういった対応について許容度はどれぐらいかということ、ピークに対する考え方があれば、お聞きしたい。</p> <p>NICUは、大分市中央に二つ、あとは別府市、中津市であるが、県南、豊肥地区や九大地区の方で多胎児の出産や異常があった場合は大分市に行かなければならないので、家族の負担がかなり大変だと。そういった家族に対する支援、もしくはNICUの地域への分散などは考えられないのか。</p>	<p>・アルメイダ病院が周産期母子医療センターを閉鎖する前の令和元年度の県内センター5か所のNICU稼働率は、平均85.8%でピークのときには98.5%であった。一方、閉鎖後の令和2年度は、平均で89.2%、ピークの月で95.6%と、引き続き高い稼働率となっている。閉鎖前後において、県内四つのセンター間で連携を図るなど、しっかり対応している。</p> <p>なお、厚生労働省が定めた周産期医療の体制構築に係る指針では、都道府県は、出生1万人対25床から30床を目標として、地域の実情に応じて整備を進めるものとされている。本県では令和3年の出生数が7,327人であり、指針に基づくとNICU病床は18.3床から21.9床の整備が目標となるが、現時点で、24床のNICU病床が整備されているため、国の目標以上の病床数が確保されている。今後も、県内全体におけるNICU病床等の稼働状況や搬送状況等を注視しながら、周産期医療体制の維持に努めていく。</p> <p>周産期医療における課題は、周産期死亡率が全国と比較して高い値であることと考えている。具体的には令和3年周産期死亡率は、全国3.4のところ大分県は3.8であった。その対策として、平成23年度から周産期死亡症例検討会を開催している。周産期死亡症例について、妊娠や分娩経過における母体や児の状況を調査分析し、死亡を防ぐことができた症例がないか等の検討を行い、その結果を産科医療機関等に対して周知することで、周産期死亡率の減少を目指している。また、周産期医療協議会においては、一般的な産科や助産院といった一次周産期施設と周産期母子医療センターの連携などを検討し、体制の強化に努めているところ。これらの取組により、5年間平均の周産期死亡率は、平成19年から23年は4.4、平成24から28年は4.0、平成29年から令和3年は3.8と減少傾向にある。</p> <p>今後も引き続き、周産期医療の関係機関等と現状や課題を共有しながらネットワークの強化を図り、安全な医療の提供に努めたい。</p> <p>・NICU病床のピーク時の許容範囲について、現時点ではそのセンターの間で連携を図りながら対応しているところ。家族負担が大きいことと地域への分散の件について、家族への交通費等の支援は現時点では行っていない。また、地域に分散した方がいいのではといった意見については、今後、周産期医療協議会でもこういった意見をいただいたことも踏まえ検討したい。</p>
福祉保健部	32	③	地域子ども・子育て支援事業について		<p>・一時預かり事業の利用状況及び各市町村の利用者支援事業で補助を行っている具体的な事業内容について伺う。</p> <p>・一次預かり事業の利用状況が高いことを理解できた。我が家は7月から娘夫婦と3世帯同居をしているが、やはり多子世帯は大変で、こういった中でこの一次預かり事業等を含めて、今年度事業化された多子世帯への支援事業、相談事業も非常に効果はあると思う。子育てサークルの中で四つの提言がされていたと思うが、特に多子世帯、多胎世帯に関する取組について、今後の施策的な考えがあれば伺いたい。</p> <p>・多胎児の関係で、うちの場合は両方の両親がサポートできているからいいが、子育てサークルの行ったアンケートで両親、祖父母、おじおばといった身内からサポートが受けられない、その他という回答が12%ぐらいあって、こちらの世帯が非常に心配。そこに対する手当がどういう状況になっているのかがとても気になりである。これから施策をさら進めていくと思うが、ぜひそういった実情に合ったサービスを行政サイドでできるよう、要望する。</p>	<p>・一時預かり事業について、令和3年度は県内全ての市町村、計361施設で実施しており、延べ利用児童数は63万4,821人。利用属性や利用原因については、実施主体である市町村に対して報告を求めておらず把握していないが、いずれにしても、子育て世帯にとって便利で使いやすい事業であるよう、市町村とともに取り組んでいく。</p> <p>利用者支援事業における具体的な事例として、大分市では幅広い相談に応じる基本型として市内三つのこどもルームにおいて、ファミリーパートナーという名称で、専門職員が子育て期の多様な悩みごとなどに対して相談を受けて一緒に考えたり、病児保育やファミリーサポートセンター事業など適切な支援サービスを紹介したりしている。また、日田市では、保育サービス等に関する情報提供等を行う特定型にも取り組んでいる。日田市の市役所窓口において、子育て支援事業等の実務経験と資格を有する利用者支援専門員が、教育保育施設の制度説明や一時預かり事業などの地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報の提供や相談助言を行っている。豊後高田市では、保健師等の専門職が母子保健等に関する相談に応じる母子保健型について取り組んでいる。子育て世代包括支援センターにおいては、保健師が妊婦や子育て中の保護者から、妊娠期出産期の不安や子供の成長発達についてなど幅広い相談に応じ、情報提供や助言、保健指導等を行っている。</p> <p>・現時点では、一次預かりの観点で多胎に特化した取組は行っていないが、今年度の夏から多胎の妊産婦に対して、アウトリーチで御自宅に対して支援訪問する取組を開始しており、現時点で利用者から好評いただいている。今後、多胎の方に対してもきめ細かな支援を取り組んでいきたいと考えている。</p>

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
福祉保健部	33	若年性認知症相談支援体制整備事業について			<p>・県内の若年性認知症の推定人数は。また、当該事業の課題等について伺う。</p> <p>・主要な施策の成果では、相談件数500件の目標に対し、実績が897件。それから成果指標で、コーディネーターが相談後に連携した機関数も目標120機関に対して152機関とこれも大きく上回っている。周知やいろんなものを通じて相談件数が大きく増えていると思うが、本県の若年性認知症コーディネーターは現在1人しかいない。来年度増員してもよいと思うが、見解は。</p> <p>・一人でこれをやっていて、その辺がこれからどうなのかという思いがする。これについては、また我々も研究しながら言っていきたい。</p> <p>(内部協議) ・相談件数等が増えており、目標を随分上回っていること。それから、それぞれの地域で支援体制をつくっていくという話があったが、今現在1人でやっていることを考えたときに、負担が大きすぎるのではないと思う。人員の増あるいは負担軽減に向けた取組を進めることを、ぜひ検討していただきたい。</p>	<p>・令和2年度に本県が実施した実態調査結果では、県内の若年性認知症の人数は287人となっている。前回の平成25年の調査結果の321人より34人減少している。なお、若年性認知症の人数の推計については、国が令和2年3月に公表した若年性認知症実態調査結果によると、人口10万人当たりの若年性認知症者数は50.9人と示されている。これを国立社会保障・人口問題研究所データにおける本県の20歳から64歳の人口を用いて推計すると、若年性認知症者数は令和2年で288人となっており、令和2年の実態調査結果287人と乖離のない数値である。</p> <p>この実態調査の結果、受診先、相談先が分かりにくいなどの情報発信不足に関する課題や、働きたいが働く場所がないなどの就労に関する課題が明らかになった。このため、情報発信については、令和3年2月に認知症情報ポータルサイトおれんじを開設し、相談窓口や専門医療機関等、認知症に関する幅広い情報を掲載、発信している。また、就労に関する課題については、さきほど説明した実態調査とは別に、令和3年度に企業、団体等に実施した調査において、働く場所として受け入れる場合の対応スキル不足があげられている。このため、対応スキルの向上を図る実地研修について、令和3年度からは、従前からの介護保険事業所に加え、新たに就労継続支援事業所を追加するなど、働く場所の確保に向けた取組を進めている。</p> <p>今後は、こうした情報発信、就労支援の取組を継続するとともに、地域での相談、支援体制の強化を図るため、地域の関係者の連携、ネットワークの構築を一層推進していきたいと考えている。</p> <p>・相談者への支援にあたっては、それぞれの相談者の状況に応じて、障害者就業・生活支援センターや地域包括支援センター等の関係機関と緊密に連携を行い、職場や地域で適切な支援が行われる体制づくりが重要である。このため、今後はコーディネーターをハブとして、認知症患者センター等関係者をメンバーとするネットワーク会議や地域包括支援センター等相談機関や就労受入事業所等を対象とした相談機関強化研修会の開催を通じて、地域での支援体制を強化したいと考えている。</p> <p>コーディネーター増員については、各地域における支援体制や他自治体の状況を勘案しながら、今後検討していきたいと考えている。</p>
福祉保健部	34	④ 福祉・介護人材確保対策事業について			<p>・成果指標の介護福祉士登録者数について、実績が目標を上回っているが、実際に現場で働いている介護福祉士は何人か。</p> <p>・離職防止対策をどのように講じているか。</p> <p>・当該事業の課題と今後の課題についてはどうか。</p> <p>・登録者が2万1,812人で、実際に働いている人数は1万1,033人という見通しでよいか。</p> <p>・ロボットを入れて頑張っているが、入れたところも離職率が上がったとか、それから介護の魅力発信事業についても評価がCと。これはコロナの影響と思われるものもあるが、介護人材の確保にかなり苦労していると思う。そういう意味でも総合的に取り組んで、しっかりと確保してほしい。</p> <p>(内部協議：堤委員) ・さきほど5割との話があったが、介護職員の増を含めた根本的な対策を取っていく必要があると思うので、対応してほしい。</p>	<p>・県内の介護現場で働いている介護福祉士は、厚生労働省の介護サービス施設・事業所調査によると、直近の令和2年10月1日現在で1万1,033人となっている。</p> <p>・離職防止対策としては、例えば新任介護職員向け交流研修を開催し、入職から3年未満の介護職が集い、新任ならではの悩みや思いを共有し、職場を超えたつながりを深める場を設けるなど、特に若い世代の離職防止に力を入れている。</p> <p>・事業の課題と今後の対応については、介護福祉士等修学資金について、当該資金の貸与を受けて県内介護福祉士養成校等に入学する者が低迷していることや、急速に戻りつつある外国人留学生へ貸付拡大などが課題となっている。今後は、当該が実施している他事業とも連携しながら、対応を検討していく。</p> <p>・介護福祉士の県内登録者は2万1,812人に対し、実際に働いているのは1万1,033人である。県内の介護職員のうち介護福祉士資格の保有者は、例年、登録者数のおおむね半数程度で推移している。理由としては、資格取得後にケアマネジャーの資格を取得し、ケアマネジャー等の介護職以外の業務に従事している場合や、福祉系高校で言えば、社会福祉士を目指す生徒は4年制大学、理学療法士等を目指す生徒は専門学校へ進学していることなどが考えられる。</p>
福祉保健部	35	生活福祉資金貸付事業費について			<p>・令和3年度の緊急小口資金と総合支援資金の貸付状況はどうか。</p> <p>・それぞれの返済開始時期と償還免除要件はどうなっているのか。</p> <p>・これから償還が始まっていくと思うが、本当に一人一人に寄り添った自立支援をしてほしい。</p>	<p>・令和3年4月から令和4年3月末までの特例貸付の貸付状況は、緊急小口資金が3,601件で7億697万円、総合支援資金は初回貸付と延長貸付、再貸付の合計が8,825件で45億4,984万円であり、合計延べ1万2,426件の52億5,680万円となっている。なお、制度開始の令和2年3月から令和4年9月末までの累計は、緊急小口資金が15,663件で30億6,269万円、総合支援資金の合計が2万4,400件で125億9,082万1千円であり、合計で4万633件の156億5,351万1千円となっている。</p> <p>・緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付について、令和3年度までに申請した分については令和5年1月から、令和4年度に申請した分については令和6年1月から償還開始となる。また、延長貸付は令和6年1月から、再貸付は令和7年1月から償還開始となる。</p> <p>償還免除要件については、借受人及び世帯主とともに住民税非課税であれば、そのほかの世帯員の課税状況は問わず、返済免除となる。具体的には、貸付の種類ごとに、償還が始まる年度に非課税である場合は、償還開始までに申請すれば全額が免除となり、後に非課税になった場合は、申請により残額が免除となる。このほか、借受人が死亡した場合や、障害者手帳の交付を受けた場合、生活保護を受給した場合は申請により残額が免除となる。</p>

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
福祉保健部	36		保育所運営費及び認定子ども園運営費について		<ul style="list-style-type: none"> ・昨年7月、福岡県中間市の保育園で5才の男児が通園バスに置き去りにされ、熱中症で亡くなることがあった。その後、国は通園時の安全確認の徹底を求める通知をだしているが、今年も静岡県牧之原市の認定子ども園で3才の女児が通園バスに放置され、熱中症で死亡している。本県では、これまでこのようなことは発生していないと思われるが、昨年からの県内の状況と対策について伺う。 ・保育所運営費と認定子ども園運営費の中にバス運転手や乗車する保育士の賃金は含まれているのか。 ・安全装置は公費負担でと国会での論議がされているが、やはり最後は人の目だと思うので、ぜひこういう悲劇が起こらないよう、その対応をお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、昨年7月の福岡県での事案後、速やかに県内の保育所等に対し緊急調査を行った。その結果も踏まえ、バス乗降時の人数確認と降車後の車内確認などについて盛り込んだマニュアル作成の徹底を通知し、その後の定期監査では、状況確認や口頭指導も行ってきたところ。 そうした中で、先月、静岡県のこども園で同様の事案が発生したことから、改めてマニュアル作成の徹底を通知するとともに、送迎バスを有する保育所等の緊急点検を実施することとした。その結果、バスを保有している施設は97園あり、登園の際、乗降時の子どもの人数、名前等を常に確認、記録している施設は79園で、うちマニュアル及び記入様式を策定して行っている施設は40園の50.6%と、およそ2割の施設が確認、記録を徹底しておらず、半数以上の施設が安全管理マニュアルを策定していないことが分かった。 この結果を踏まえ、本日から今年いっぱいにかけて市町村と協力して、送迎バスを有する全ての園について実地調査を行うこととした。調査にあたっては、国から示された留意事項に基づき細かな点まで確認するとともに、マニュアルの整備等について指導を行っていく。 ・バスの設置運行に係る費用については、利用する児童の保護者から実費を徴収することになっており、運営費に運行費、運転士の経費などについては含まれていない。
福祉保健部	37		地域介護予防活動推進事業費について		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の通いの場もコロナ禍で運営が厳しくなっていると思うが、具体的にどのように活動継続の支援をしたのか。また、オンラインを活用したモデル実事業実施の成果は。 ・コロナ禍の中でいろんな技術を活用できるようになったということで、有効な手段だと思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等で開催されている通いの場への活動継続支援については、令和2年度に通いの場における感染防止対策をまとめたチラシや動画を作成、配布し、感染対策を徹底しながら活動継続に取り組む通いの場を支援した。こうした取組の結果、令和2年度に通いの場への参加率は13.5%で、前年度比2.8ポイントの減にとどまり、全国1位を維持している。令和3年度はさらに、コロナ禍において公民館等に行かずとも、通いの場におけるつながりを保つことができるよう、スマホを使った交流体験会を6市9か所で開催し、通いの場のリーダー等を対象に延べ126名に参加いただいた。また、オンライン通いの場モデル実施団体を新たに募集し、五つの市で6団体の起ち上げを支援した。この6団体については、全ての団体が新型コロナの第7波で感染が急拡大した今年度においても活動を継続している。 なお、これらのモデル実施団体での成果等も踏まえて、オンライン通いの場の開催の手引き動画やリーフレットを作成し、現在、市町村などで広く活用いただいている。
福祉保健部	38	④	介護労働環境改善事業費について		<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足などで介護現場の負担が増加する中、これが結果として介護サービスの質の低下につながっていくことを懸念している。解決策としては、介護ロボットの導入やICT化が鍵を握ると思われるが、令和3年度の取組状況はいかがか。 ・DX化が介護の現場でも進んでいる。ただし、これが人手不足対策とか職員側の視点で語られることが多いが、DXによって得られた時間を利用者と職員が向き合う時間につなげていくことも重要だと考えるので、そういった視点での今後の取組についてもお願いしたい。 また、介護ニーズが長期化、多様化する中で、地域ごとに適切な支援が提供されること、そのためには介護現場で職員が利用者に寄り添えるよう、県としてもしっかりと後押しをしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度、介護ロボットの導入は35施設に対し4,278万1千円、ICT導入については134施設に対し1億2,541万1千円を補助した。令和2年度と比較すると、介護ロボットは件数、金額ともに同程度だが、ICTは件数で約2倍、金額で約3.5倍となっている。 例えば、介護ロボットは見守りセンサー付きの介護ベッドを導入することで、利用者の呼吸数や心拍数を遠隔でモニタリングできるようになり、特に夜間における職員の負担軽減に効果を出していると聞いている。また、ICT化では介護記録、情報共有、報酬請求など、それまで相互に転記しあいながら行っていた各種事務について、一気通貫型のICTシステムを導入し効率化した施設が多数ある。これらの施設からは、職員が利用者に向き合う時間を確保できるようになった。その結果として、サービスの質の向上にもつながったといった話も伺っている。 引き続き、県として介護DXを推進し、介護現場の業務効率化、負担軽減等につなげていきたいと考えている。
福祉保健部	39		児童相談所費について		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に設置準備をした城崎分室の現況と、設置したことでのどのような効果があったのか伺う。 ・さきほどの事例にあったように、適切な児童の保護にもつながったという事例もあり、非常にスムーズな連携ができ始めているということは、今後、子どもたちの環境にとっても有効だと考える。荏限の一時保護所と城崎の分室が離れているので若干のデメリットはあると思うが、オンラインで職員同士がしっかりと毎日のように議論を交わしていると聞いた。非常にその連携が取れている中で、オンラインの環境の充実も少し課題があったと。今はだいたい解決していると聞いているが、そういった物理的な部分について、またオンラインで可能なことはフォローしていくべきと思う。引き続き、大分市との相互連携を深め、この城崎分室についても支援をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対応件数の多数を占める大分市との連携を一層強化するため、大分市事案を専任で担当する中央児童相談所城崎分室を本年4月に設置した。城崎分室は、中央児童相談所管内における児童虐待対応件数の約54%を受け持っている。 大分市の中央子ども家庭支援センターと同じ建物に設置したことで、担当者同士が顔を突き合わせて相談、協議ができるようになり、情報共有はもとより援助方針の決定や動き出しの迅速化が図られるなど、連携の効果が現れている。また、大分市への日常的な助言も可能となった。 例えば、虐待のおそれのある児童の面接に豊富な経験とスキルを持つ県職員が同行した結果、児童の素直な気持ちを引き出し、速やかな一時保護につなげられた事例もあった。さらには、市を所管する専任の心理支援課長を配置したことで、児童の心理面接方法の指導等、現場のOJTも充実したほか、市への日常的な助言、指導が可能となるなど、市の人材育成と組織対応力向上の支援につながっているものと考えている。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
福祉保健部	40	医療的ケア児支援体制構築事業費について			<p>・専門人材である医療的ケア児等コーディネーターを71名養成したとあるが、具体的にどのような方を養成したのか。</p> <p>・医療的ケア児等コーディネーターは、今後どのように活用していくのか。また、今年度開設した医療的ケア児支援センターはコーディネーターとの連携が必要だと思うが、どのように考えているか。</p> <p>・今後、医療的ケア児の支援にどのように取り組んでいくのか。</p> <p>・医療的ケア児は一人一人違って、いろんな事情があるので、それに沿った支援を続けてほしい。医療的ケア児支援センターの運営については、第2回定例会の一般質問で取り上げたが、その際にも経験豊富な相談員の力も大切であるが、当事者の声に耳を傾け、当事者意識を持った中で運営してほしいと要望してる。そのことも含め、引き続き医療的ケア児の支援にしっかりと取り組んでほしい。</p>	<p>・これまで養成した71名の内訳は、障害福祉サービスの利用計画を策定する相談支援専門員が36名と半数以上となっている。次に、看護師が10名、社会福祉士が8名、その他市町村の保健師等となっている。</p> <p>・既にいくつかの地域において、コーディネーターが関係機関と連携の上、医療的ケア児の特徴に応じた利用計画の作成や保育所の受入を調整するなどの好事例が報告されている。今後も他地域への横展開を図りながら、地域における調整役として活用していきたいと考えている。また、医療的ケア児支援センターが専門的な相談支援を行う上で、地域資源の現状をよく知る各地のコーディネーターとの連携は不可欠であると考えている。今後とも情報の共有などを通して連携を深めていく。</p> <p>・今後については、個々の医療的ケア児について、市町村と連携しながら心身の状況等の詳細な把握に努め、居住する地域にかかわらず、ニーズに応じた適切な支援が受けられるよう取り組みを進めていく。</p>
福祉保健部	41	新型コロナウイルス感染症対策事業費について			<p>・保健所職員数の推移について、平成15年、20年と直近の過去5年の職員数はいかがか。加えて、東部保健所はいかがか。</p> <p>・令和4年度で前年比12名の減となっているが、その内訳と、12名減の中でどのように対応しているのか。</p>	<p>・保健所職員数の推移については、平成15年度が289人、20年度は249人となっている。過去5年では、平成30年度は213人、令和元年度は210人、2年度は202人、3年度は226人、4年度は214人となっている。</p> <p>東部保健所の職員数は、平成15年度が61人、20年度は59人となっている。過去5年では、平成30年度は54人、令和元年度は52人、2年度は51人、3年度は54人、4年度は53人となっている。いずれもこの数値は4月1日現在。</p> <p>・令和4年度の12名減の内訳は、これは定年といった属人的に着目したものではなく、育児短時間勤務職員の代替職員の配置解消が1名、病休職員の代替職員の配置解消が2名、保健所から本庁への移管が9名だが、この9名は昨年度、各保健所保健部にコロナ対応として1名ずつ配置していたが、今年度は福祉保健部本庁各課に仮配置し、感染が急拡大した保健所等に臨機に派遣できる体制を構築したもの。実態として、今年度上半期においては、ほぼ常時保健所等に応援派遣していた。</p>
福祉保健部	42	保健所費について			<p>・第5波から第7派のピーク時の80時間超え、100時間超えの人数、長時間勤務の状況はどうなっているか。</p> <p>・いろいろな改善策に取り組む中で、感染者数が1.4倍に増えたとの答弁があったが、今後、感染がどのように変わっていくか、また、他の感染症なども危惧されるため、保健所の体制を根本的に、正規職員を増やしていくことを求める。</p> <p>(内部協議：堤委員) ・職員数の関係で、第5波から第7波までで超勤が100時間を超える状況で、これは福祉保健部だけで見たとしても、多分そのような実態があるのではないと思う。そういう点では、昨年度の決算の審査報告書にも反映されていたが、保健所も含めて福祉保健部全体の職員の超勤縮減や増員などの対応をする必要があると思う。</p>	<p>・保健所で時間外勤務が月80時間及び100時間を超えた職員は、第5波のピークとなった昨年8月が80時間超50人うち100時間超が23人、第6波のピークとなった本年4月が80時間超17人うち100時間超が5人、第7波のピークとなった本年8月が80時間超36人うち100時間超が15人であった。新規感染者数は、第5波のピークが8月21日の215人、第7波のピークが8月17日の3,025人と約1.4倍となったが、この間に業務の効率化重点化を進めるとともに、さらなる応援体制の構築を図ったことにより、長時間勤務者数は減少した。</p> <p>・保健所職員の増加について、職員定数は恒常的な業務量に応じて配分されるものであり、今後の増員については未定。コロナへの対応では、これまでも保健師OBや市町村保健師に加え、本庁や近隣地方機関の職員など、全庁をあげて応援派遣し、感染状況に応じた機動的な体制を確保してきたところ。また、この間の業務の効率化等により職員の負担軽減を順次図りつつ、捻出したマンパワーを、重症化リスクの高い方の命と健康を守る業務に重点的に振り向けてきたところ。引き続き、国におけるウィズコロナに向けた今後の動きも見据えながら、感染状況に応じた適切な保健所の体制を確保したい。</p> <p>なお、国への増員要望について、コロナ禍で9名保健師を増員したと過去に答弁してきたが、交付税措置がなされたことでできたこと。今後、現行の体制でも対応できないような事態が生じれば、そうしたことも検討していく必要があると考えている。</p>
福祉保健部	43	生活保護費扶助費について			<p>・過去5年の生活保護率の推移はどうか。コロナ禍で増えている理由は。</p> <p>・廃止が上回ったということだが、それはなぜか。また、この間、食べものにも困り、本当に危機的な状況に一時陥った方の相談を受けたが、やはり生活保護が権利だとしっかり知らせる必要があると思う。東京都のようにテレビコマーシャルで生活保護は権利であると周知すべきではないか。</p> <p>・社協のいろいろな制度など、使える制度について、テレビのCMでコマーシャルすべきではないかと何度も言ってきた。ある方はガラケーしか持っていないし、知らなかったと言う。生活保護に対しても非常に抵抗がある方が多いので、遠慮なく権利として使える制度だとしっかり知らせてほしい。</p>	<p>・生活保護率の推移は、平成29年度1.74%、平成30年度1.72%、和元年度1.74%、令和2年度1.72%、令和3年度は速報値であるが、1.68%となっており、ほぼ横ばいの状況から、昨年度は減少となった。</p> <p>コロナ禍にあって保護率が上がっていない理由としては、生活困窮者自立支援制度や、緊急小口資金の特例貸付等の各種支援措置の効果もあると考えられるが、廃止件数が開始件数を上回る状況が、令和2年度から続いていることも理由の一つであると考えている。</p> <p>・近年、保護世帯全体に占める高齢者世帯の割合が6割を超え、増加傾向にある。そのため、一番多い廃止理由は死亡廃止となっており、令和3年度の速報値では、廃止総件数1,759件に対し、死亡による廃止が817件と最多であり、全体の46.4%を占めている。</p> <p>広報については、生活保護の制度概要や申請方法を県や実施機関のホームページに掲載して周知を行っているほか、必要な方に支援が届くよう、生活困窮者自立相談支援機関等、関係機関との連携を図っている。</p>

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
福祉保健部	44		園バス事故について		<ul style="list-style-type: none"> ・安全確認のための装置について、公費負担等の議論がされているが、やはり公費負担が必要であり、県としても考えるべきだと思う。この問題の前提にあるのは、保育士の配置基準だと考える。かなり昔のもので全然変わっていないため、保育士を増員する配置基準の見直しが必要だと考える。この点について国に要望すべきだと思うが、その検討状況について答弁していただきたい。 ・バスの配置基準について、国に対ししっかり県として声を上げていただきたい。その点を要望するかの具体的な答弁を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の緊急点検の結果、センサーなどを設置している園はなかった。今、安全措置の公費負担などが国で議論されているが、こうした動きも県としても注視しつつ、今後とも保育所等が安心安全な場所となるよう管理体制の徹底を指導していく。保育士の配置基準については、まず、バスによる送迎は保育の時間外ということで、そもそも配置基準の対象とはなっていない。それを踏まえても、きめ細かな対応のために県としても保育士確保に努めており、また、配置基準については国において検討していただきたいと考えている。 ・保育士の配置基準に関する国への要望については検討していきたい。
福祉保健部	45		へき地オンライン診療体制構築事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・津久見市無垢島でのオンライン診療の体制構築に向けた実証に取り組み、高齢者が操作しやすいシステムの必要性や通信環境などの課題が把握できたと記述されているが、津久見市での取組がどのような形態であったのか。また、どのような課題があったのか。 ・オンライン診療の普及に向けての医療関係者や体験された患者の受け止め方はどうか。 ・今後もタブレットを使い続けていくのか、それともスマートフォンも使える形にしていくのか。 ・高齢者が操作に慣れていくためには、かかりつけ医に診てもらった場合など、常日頃からタブレットに接していくことも必要と思われる。引き続き普及に向けて取り組みを進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証にあたっては、あらかじめ専用ソフトをインストールしたタブレットを準備した上で、無垢島の公民館とかかりつけ医、薬局をつないで実施。診察は、75歳と77歳の女性2名に行っていたが、事前練習を繰り返していたこともあり、プライバシー保護のためスタッフが席を外した後も、滞りなくオンライン診療を行うことができた。また、診療やオンラインでの服薬指導後は、16キロメートル離れた島までドローンによる薬の配送も行った。この実証を通じた課題として、あらかじめ操作性については、画面のボタンを分かりやすくする等の工夫はしていたが、より画面上のボタンを大きくしないとうまくタップできないとか、高齢の方で、タップをそもそも今までやったことがなく、うまくタップできないという操作関係があった。それから、音声にタイムラグが生じる場合とか、スマホを所有していない方への対応をどうするかという通信環境面の課題も改めて認識した。 ・実証に協力いただいた医師からは、機器操作が簡便で、タイムラグもゆっくり話せば問題なく診察ができた。今後、対面診療とオンライン診療を組み合わせたいという意見があった。患者からは、不安があったが思っていた以上に医師としっかり話ができて対面診療と変わらなかったという声がある一方で、やはり機器操作が難しいとの意見もあった。このため、今年度はシステムの操作性向上の改修も行った上で、他の地域での実証に取り組みとともに、操作支援を行う訪問看護ステーションへのタブレット導入を助成する。 ・高齢者にはスマホを持っていない方もいるため、今後もタブレットを使ってサポートするケースが多いと思われる。若い世代はスマホで十分できるので、年代なども考慮しながら普及に努めていく。
生活環境部	46		公害対策費等について		<ul style="list-style-type: none"> ・製鉄所や電気発電事業所から排出されるCO2の今後の削減が大きな課題である。第一義的には国が政策を決定するが、本県にとっても他人ごとではない。今後、大分県として排出規制をどう取り組んでいくのか。 ・日本製鉄の生産量が拡大すれば、ばいじんの排出量も増えてくる。県としても立入調査を実施しているが、企業として降下ばいじんの低減についてどのような認識をしているのか。今後、低減対策として設備の新增設や補修等は計画されているのか。 ・降下ばいじんは減ってきているが、まだひどい状況が見受けられる。県、大分市、日本製鉄の3者において協議を行っているとのことだが、緩めると排出量も増えることになるため、これから強めていってほしい。 <p>(内部協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050カーボンニュートラルについて、現在、計画策定している実行計画を見直しているという話があった。その中で、長期的な観点も必要であるが、県として、産業界も含めて来年度は具体的にどういう方向でCO2の削減をやっていくのかを明確にビジョン等を示すといいいのではないか。示しているのであれば、それをもっと具体的にやっていけばいいのではないかと思う。 <p>(内部協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじんについては県として、ぜひこれからも低減のために対策をして頑張してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県のCO2削減については、第5期大分県地球温暖化対策実行計画に基づき進めている。昨年10月の国の計画改定を受け、現在、県の計画も一部改定作業を行っているところ。産業部門における2030年、2050年を視野に入れたカーボンニュートラルの取り組み等については、ものづくり未来会議大分で議論をしていただいているところであり、こうした議論の状況も踏まえ、この改定の中で大分県としての方向性を示し、2050年カーボンニュートラルを目指してしっかり取り組んでいく。 ・大分市及び日本製鉄が実施している降下ばいじんの昨年度の測定値は2.8トンと着実に低減してきている状況ではあるが、風向きや降雨等によりまだ変動があり、昨年4月にはマウンドで6トンを超えたことが一度あった。効果的な降下ばいじん発生源対策の検討のため、県、大分市、日本製鉄の3者において、年4回協議を行っている。日本製鉄においては、低減を図るべく様々な対策をとっているところである。具体的な低減対策として、今後、コークス炉のガイド車集じん機の増強や焼結鉱輸送ラインの集じん強化などが計画されている。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
生活環境部	47		日出生台演習場米軍 実弾射撃訓練について		<p>・令和2年及び令和3年度は、米軍の都合により演習は中止となったが、今回、4月に15回目を実施された。今回の演習は異例づくめで兵器や人員など事前公表はせず、ハイマースという高機動ロケット砲システムも使用された。訓練終了後も事前通知もなく、外出行動を行っている。県として、防衛相等に抗議等を行っているが、今回の米軍の行動について、国としての対応はどうだったのか。</p> <p>・演習場問題について、大分県は非常に弱い立場。米軍であっても、許してはいけないものは許したらいけない。米兵の外出時の服装が一般のものだったからいい、情報開示は無かったが問題は起こらなかったからいいという話ではない。様々な情報開示が今回は遅れている。今、ウクライナで使われているハイマースという新しい装備も導入された。県として他人事のように考えるのではなく、防衛省に抗議するなど検討してはいかか。また、10月末には改定される米軍との基地使用協定に反映させる心積もりがあるのか聞きたい。</p>	<p>・米軍訓練にかかる兵器や人員などについては、人員数、砲数、車両数とも事前公表されており、協定の範囲内での訓練だったと考えている。訓練に参加した米兵の事前通知のない外出について、隊員の外出の際はマスク着用などコロナ対策の徹底のほか、九州防衛局が責任を持って対応するよう申し入れた。一般人と同様の服装で外出しており、マスク着用も含め、トラブルの報告はなかった。県の抗議と国としての米軍の行動についての対応については、情報開示の後退について、九州防衛局に強く抗議している。昨今の国際情勢を鑑み、また、米軍のセキュリティの観点等から、米軍の部隊行動に関する情報については伝達できないこともあると回答を受けているが、引き続き情報開示については要請していく。</p> <p>・米軍の訓練が行われる際に、県として一番大切にしなければいけないことは、県民の安全安心と考えている。そのためには情報開示が重要であり、これからも引き続き九州防衛局に対して要望していきたい。</p>
生活環境部	48		部落差別解消推進事業費について		<p>・運動団体に毎年820万円の委託をしているが、コロナ禍による研修会の中止などによって、昨年度決算は452万円となっている。いまだに部落差別が解消していないと言って、運動団体に研修会や生活相談等の事業委託をしている。その根拠として、人権に関する県民意識調査を挙げている。回答を見ても、心の中で考えてることを表記しただけで、行動が伴うものではない。それで解消しないとして委託という補助金を出すのは、県民として納得できるものではない。やめるべきだがどうか。また、憲法第19条の思想及び良心の自由は侵してはならないと規定されているが、それに抵触するのではないか。</p> <p>・部落差別問題については、ずっと議論していて平行線になることが多いが、わずかな件数があることに対して820万円もの予算を組んでいる。決算額は820万円とは違うけれども、その予算がなくてもこういった件数になっている。いい加減、この予算をやめたらどうか。</p> <p>・820万円の予算は、ぜひ同和問題ではなく外国人差別などに予算を使ってもらうよう要望する。</p> <p>(内部協議) ・委託料が820万円で、決算が452万円となっているが、これはいろいろ理由は言わないが、やはり中止すべきだと。委託料で、部落解放同盟と全日本同和会に出している二つの820万円は中止をするように委員会として言ってほしい。</p>	<p>・平成28年に施行された部落差別解消推進法では、現在もなお部落差別は存在すると明記され、相談体制の充実及び教育啓発は地方公共団体の責務とされている。令和2年6月に法務省が公表した部落差別の実態に係る調査結果によると、大分地方法務局管内に相談のあった件数は3年間で14件、大分県内の自治体に相談のあった件数は5年間で合計47件となっている。内訳としては、結婚に関することや、差別落書き、ネット内の書き込みなど、多岐にわたっている。また、平成30年に実施した人権に関する県民意識調査においても、同和地区住民に対する差別意識を持っている人がいる、持っている人はまだ多いの合計が39.6%と、いまだに4割近くが差別意識を持っているという結果になっている。これら法的根拠と差別の実態、差別意識の存在を踏まえ、部落差別の解消に向けて、生活相談対応、研修会の開催、担い手の養成等の三つの事業を委託している。なお、調査は県民意識の把握を目的として任意で回答してもらうものであり、意識を問うこと自体が思想良心の自由を侵すものとは考えていない。</p> <p>・部落差別問題に関しては、県に上がってくる件数は少ないかも知れないが、実際に隣保館の方などに話を聞くと、切実な問題がまだ多くある。予算があってもなくても同じではないかということだが、啓発や研修については、今後もしっかりと取り組んでいきたいと考えている。</p>
生活環境部	49	⑤	県庁防災体制強化事業及び高機能消防指令センター共同整備事業の連携について		<p>・県内消防指令業務の一元化と県庁防災体制の強化は関連があるのか。あれば、一元化後にどのようなメリットがあるのか。</p> <p>・今回、大分市へ視察に行ったが、警察で運用されている通報者によるライブカメラ中継と同様のシステムが導入予定と聞き感心したところ。災害等の位置情報の瞬時に伝わるなど、県の防災体制強化に有効なものになると考えている。 県の対策本部と大分市の消防本部のシステムが今後連結して、リアルタイムで情報を得るようなシステムの構成をするのか。防災へりとも連動するようなことが、今後県でされるのかを教えてください。</p>	<p>・消防指令業務の一元化と県庁防災体制強化については関連がある。県内の消防指令業務が一元化されることにより、災害情報等も集約される。具体的なメリット等については、消防指令センター共同整備支援事業により全県エリアの林野火災や石油コンビナートの事故事案など重要事案の早期覚知が可能となる。また、救助活動においては、消防車両等の動態管理情報の共有化やドローン等を活用したリアルタイムの現場状況の可視化などのメリットがある。現在、これらを活用し、初動体制の早期確立や関係機関の迅速な対応が可能となるよう準備を進めているところ。</p> <p>・消防指令業務は、あくまで消防指令を出す際に一元化するというもの。集まった映像等は災害時に県と市とで共有する体制を整えていきたい。それらの情報や映像等を共有できる仕組みについて、整備を進めているところ。</p>
生活環境部	50		私学振興費について		<p>・過去5年間の年度当初と10月現在の教職員数の欠員数はどうか。欠員の場合、どのように支障があり、どのように対応しているのか。</p> <p>・私立では公立のように欠員はないという理解でよいか。公立学校では教員の確保に非常に苦勞しているが、その違いはなにか考えられることはあるか。</p>	<p>・私立学校では、学校ごとの教員の定数はないが、学校教育法による学校設置基準において、学校を設置する際の必要最低数が定められている。これによると、高校については生徒数を40で除して得られた数以上、小中学校については1学級当たり1人以上の教諭等を配置することとされているが、本県の私立学校では過去5年間、この基準を下回ったことはない。なお、教員の実数については毎年度把握しており、県内私立学校の小中高校を足し合わせた教員数は、平成30年度が1,164人、令和4年度が1,187人と大きな変化はない。</p> <p>・公立学校では条例で教職員の定数が定められており、それと実員の差が欠員と捉えられている。それに比べて私立学校は定数という概念がないため、その旨お答えしたところ。ただし、定年退職や途中退職が生じた場合のその後の対応については、人材の確保に苦勞している旨伺っている。このため各学校では、退職後の再雇用制度による継続雇用、臨時講師や非常勤講師による対応、場合によっては教頭先生が教鞭をとるなど工夫を凝らしながら対応しているところ。</p>

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
生活環境部	51	私立高等学校等奨学金給付事業費について			<ul style="list-style-type: none"> ・制服代、教材費など、どのような物が保護者負担となっているか。中学高校入学時に必要なおおよその金額はどの程度か。加えて、負担軽減制度について、周知をどのように行っているのか。 ・保護者負担について、中学で20万、高校で16万とのことであるが、ある私立高校に子どもを通わせている保護者に聞くところ、入学後、すぐに必要な経費が35万円くらいと伺った。そういった声や、物価高騰の影響で収入が激減するなど様々な状況がある中で、活用できる制度をわかりやすく、必要な保護者に早く支援できるように充実してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省において、子供の学習費調査が行われており、直近では平成30年度の調査結果が公表されている。この調査では、生徒の保護者が子どもの学校教育及び学校外活動のために支出した1年間の経費が調べられている。本調査における入学時に必要な経費は、私立中学校は教科書代、学用品、制服、通学用品費で約20万円。私立高校は同様の項目で約16万円。 保護者の負担軽減について、中学生については国による就学援助制度に基づき、住民税非課税世帯等に対し、市町村が入学に係る学用品等の支援を行っている。また、県では高校生に対して、住民税非課税世帯等を対象とした奨学給付金による支援を行っている。こうした制度については、学校を通じて制度周知のパンフレットを配布するとともに、県や市町村ホームページに制度案内を掲載しているほか、各学校における入学説明会等において概要を説明するなど、周知に努めているところ。 ・今回は、国の調査に基づいた数値を申し上げたが、数値を見ると私立は公立に比べても経費が高い状況である。そうした点も踏まえて、県では授業料の支援も実施しているところであり、先にも述べたとおり6月補正予算により、今年、家計が急変して年収が減少した世帯に対しても授業料支援を行っている。引き続き、保護者の負担軽減に取り組んでいくとともに、制度周知についてもしっかりと行っていきたい。
生活環境部	52	消費生活県民費について		<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン代等物価高騰により、県民生活や中小業者への影響が大きい。消費者の声に応じて対策を講じているのか。 ・ガソリン代についてはなぜ大分県はこんなに高いのかという噂が飛び交っている。日田市は中小企業に対して、エネルギー高騰の対策をしている。このような対策が必要と考えているがどうか。 ・大分県のガソリン代は隣県と比べても高いし別府市は県内でも高いという声が多いため、これに対して、県が何らかの対応をしていかなければならないと思う。県民の暮らしにも仕事にも影響がでているわけだから、県として対策をしていくべき。高い理由についても県が把握しなければ、県民は納得しないと思うが、高い理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品は県民生活に欠かせない商品であることから、5月と12月の年2回、ガソリン価格等の調査を実施し、その結果を県ホームページで公表するなど、消費者がガソリン等を購入する際の判断材料として活用できるよう努めている。なお、消費生活県民費ではないが、今年度の6月補正予算で私学振興・青少年課が、私立高等学校の授業料支援について、原油価格高騰等の影響を受ける保護者の負担を軽減するため、家計急変した世帯に対して授業料支援の対策を講じたところ。 ・現在ガソリンに対する補助は、国が卸売り事業者に対し、1リットル当たり原則35円を上限に補助しており、来年の春頃まで補助制度を延期することについて検討している。今後も、国の動向をしっかりと注視していく。 ・県のガソリン価格が高い理由について、大分県石油商業組合に対して定期的に聞き取り調査を行っているが、組合としても、価格が高い理由をはっきりとは分からない状況。県としても、その辺を把握できていないのが現状。 	
生活環境部	53	未来の環境を守る人づくり事業費について		<ul style="list-style-type: none"> ・この事業で派遣する環境教育アドバイザーやサポーターは登録されているのか。登録制であれば、2021年度は何人登録されているのか。 ・幼児向け環境劇はどんな方が演じているのか。平成23年から環境劇の公演を続けているのか。また劇の内容は、毎年変化しているのか。 ・アドバイザーよりサポーターが少ないが、必ずしもサポートがつかなければならないアドバイザーばかりじゃないと理解しているが、その確認。 ・幼児向け環境劇は公募して審査をするということだが、平均して何組くらいの応募者があるのか。また、審査にあたっては、応募した劇団がこういう風に演じたいと実際に見せて、それを審査していくという形か。 ・子供たちに、どう環境を守っていくことが大切なのかを伝えていくのは大切なことだと思うし、そのために演劇をするのも手法としては非常に興味深い。そういったことをやっていることはこの調書等でわかるが、具体的に見たことがないため、少しいメージできなかった。 公演を訪問して見せていただくのは難しい場合もあると思うが、例えば審査の時に状況を視察させていただくとか、そういった工夫をしていただくと、具体的にどんなことをやっているのかがよく伝わるので、今後検討いただけたらと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内在住で環境問題の各分野について専門的な知識を持っている方を大分県環境教育アドバイザーとして委嘱している。サポーターについては、アドバイザーの先生が講演や講座を開く際に、そのアドバイザーを補佐するサポーターを帯同できる。サポーターは登録制度にしている。例えば、自然観察会とかを開くということになると、1人の先生ではなかなか2、30人の子供を見きれない。2021年度末のアドバイザーの人数は73人。サポーターが63人。 ・環境劇については平成22年度から実施しており、今年で13年目。演者については、毎年春に提案競技で公募をするとプロの劇団が応募し、審査をして1団体を選んでいる。過去5年間では人形劇団京芸や有限会社ショーマンシップといった劇団に実施していただいております。ミュージカルや人形劇など、中身は毎年変化をしている。 ・必ずしもアドバイザーにサポーターをつけなければならないわけではない。アドバイザーが1人で講演をする場合もあるし、自然観察会等で人手が必要な際にサポーターを連れて行くこともある。 ・環境劇の応募について、はっきりした数はわからないが、平均して5団体以上から応募がある。その審査会を庁内で開くが、庁内の職員や幼稚園の先生、高校で演劇を指導されてる先生に審査委員になってもらっている。プレゼンでは紙や資料でこういう劇をしようと説明するところもあるし、実際に演者が動きながら説明をするところもある。 	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
商工労働部	54	中小企業・小規模事業者事業継続支援金給付事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期と第2期で延べ1万7,046件、約34億6千万円の給付を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上げ30%減という数字で見ると25%減の人とどう違うのかなど制度上の問題が見えてくる。今回の課題を教訓として減少率を段階的にすることも検討すべきだがどうか。 ・売上げ25%や20%の事業者でも、コロナにより大きな影響を受けているところもある。30%減ではなく、より広く支援することを考える時期だと思う。 (内部協議) ・様々な補助金の制度の仕組みをもう一遍検査してほしい。時短営業に該当しない業者もたくさんいたので、そういう方々に対する支援策はどうか。プレミアム商品券などではなくて、直接の支援金制度についての今後の方向性と検討をしていただきたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続支援金の売上減少率の要件については、当時、月次支援金など国の制度が売上げ50%以上減少の事業者を対象としていたことや、他県の類似制度の状況を踏まえ、30%に設定したところ。本県支援金の要件や給付額は九州各県の類似制度と比較しても、手厚い制度となっていた。また、市町村の給付金では、30%より低い20%に設定していたところもあり、国、県、市町村が棲み分けながら支援してきた側面もある。そのときの状況に応じて、最適な制度設計を検討していきたい。 ・なるべく広く支援できればと思うが、このような支援策は、国が大きな支援制度をつくり、それを補完するものを県が、さらにそれらを踏まえて市町村が、と重層的に行われるのが一般的である。そういった中で、今後、県がどのような支援策を行うべきかについて考えていきたい。国はその後の支援策で、事業復活支援金として30%以下にした、ということもある。いずれにしても、国の総合経済対策の検討状況も踏まえながら、検討していきたい。 	
商工労働部	55	中小企業金融対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は設備投資等に2億6千万円の補助を出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの資金繰り支援で倒産・廃業は抑制されているが、今後の返済が大変危惧される。既債務の借り換えや、金利免除、返済期間延長などの条件変更の実態はどうか。 ・昨年の決算特別委員会では「条件変更については99%を超える高い値」と答弁しているが、現状ではどうか。コロナ禍を原因とする返済が滞っている状況は把握しているのか。 ・これから過剰債務等の返済が始まり、さらなる条件変更をしないと経営が成り立たない中小企業もある。現在は物価高で物が売れず、単価を下げなければならず、さらに売上げが下がり、返済ができなくなってしまう。このような事業者へ向けた、条件変更の上にあたる、さらなる条件変更ができるよう、相談が可能なのか。また、信用金庫といった町の中小金融機関も大変厳しい状況に置かれてしまうと地域経済まで疲弊してしまう。地域の中小金融機関、信用金庫への対策は取っているのか。 ・企業の返済ができなければ、信用金庫の経営も危うくなる。信用金庫の経営安定化対策はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県制度資金の昨年度の借り換えは、700件、100億円となっている。また、条件変更については、令和4年3月31日時点で、572社、876件、106億円となっている。県では、これまで金融機関及び信用保証協会に、事業者からの相談や元金返済猶予等条件変更の申し出に積極的な対応を行うよう度々要請を行っている。 ・その結果もあってか、金融庁公表の金融機関が条件変更に応じた割合は、令和2年3月から本年6月末までの実績で、昨年と同様に99%を超える高い値となっている。 ・また、返済が滞っている状況の把握については、返済が困難となる場合、大多数の企業が条件変更の申し出を行うことから適宜、県制度資金の条件変更の状況把握を行っている。併せて、金融機関の支店訪問や大分県中小企業サポート推進会議での情報交換等により、状況の把握に努めている。今後も、金融機関及び信用保証協会に対し、必要に応じ、返済条件の緩和などについて要請するとともに、融資返済の状況について、注視していく。 ・通常資金の借り換えに加え、ポストコロナ対策として社会経済再活性化資金の他に二つの資金で対応している。また、物価・エネルギー高対策について、9月の補正予算で二つの制度資金を用意し、物価・エネルギー高に対応する準備をしている。借り換えの条件変更については、地銀、信用金庫等に関わらず99%以上達成されている。このような対策も十分に確認しながら、経済状況等を注視していく。 ・保証協会による保証制度がある。仮に企業等が事故を発生させ、倒産が起こったとしても、保証協会が代位弁済を行っている。信用金庫等の中小金融機関にも、十分な対応が取れている。 	
商工労働部	56	企業立地促進事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は設備投資等に2億6千万円の補助を出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助により期間の定めのない正規雇用者はどれくらいあったのか。また、これまで補助金などを出したが撤退した企業はあるのか。その補助金の取扱いはどうか。 ・26億円の工業団地開発推進事業では企業立地の計画はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の補助金に対して、常用雇用者は283名。昨年度、北部地域の事務機器製造企業が1社、南部地域のIT関連企業が1社撤退した。こちら2社は返還対象のものはなかったが、補助した設備に残存簿価がある場合は、補助金要綱に基づき返還を求めている。 ・当事業の主な支出のうち、貸付金約24億円については、北部中核工業団地と玖珠工業団地において未売却の土地があるため、県に代わり工業団地を造成・販売している大分県土地開発公社への貸付金である。北部に集積している自動車産業の受け皿である北部中核工業団地は、工業再配置促進法に基づき大都市から地方への企業の再配置を目的として整備され、16社が進出した。また、玖珠工業団地は、過疎地域への製造業誘致を目的として整備し、1社が進出した。今回、大規模工業団地の整備に対する市町村補助を拡充しているように広大な工業用地の需要が高まっている。玖珠工業団地は10ヘクタールクラスの土地として、すぐに企業に提案できる県内唯一の場所である。県としても積極的に売り込み、コロナ禍でも、現地案内も行ってきているところ。県外事務所とも協力し、早期の誘致に努めたい。 	
商工労働部	57	エネルギー産業成長促進事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・水素の活用について、水素サプライチェーンの構築に向けた取組は理解するが、精製された水素をどのように利活用するのかの検討（ニーズを掘り起こす）を同時並行で取組する必要があると思うが、他部局（公共交通でのFCVの導入など）との連携を含めて考えは。 ・例えば半導体製造や医療分野での臓器移植等があると伺っている。高純度水素の活用は半導体ならば製造工程の中で前工程、後工程と両方に活用できるのか、どちらに有効活用されるのか。 ・熊本県に建設中のTSMCの半導体製造工場では、前工程で生産した製品を台湾へ輸出し、後工程を含む最終的な製品製造は台湾で実施すると伺っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素の活用について、水素サプライチェーンの構築に向けた取組は理解するが、精製された水素をどのように利活用するのかの検討（ニーズを掘り起こす）を同時並行で取組する必要があると思うが、他部局（公共交通でのFCVの導入など）との連携を含めて考えは。 ・例えば半導体製造や医療分野での臓器移植等があると伺っている。高純度水素の活用は半導体ならば製造工程の中で前工程、後工程と両方に活用できるのか、どちらに有効活用されるのか。 ・隣県の熊本に建設中のTSMC（台湾企業）の半導体製造工場では、前工程で生産した製品を台湾へ輸出し、後工程を含む最終的な製品製造は台湾で実施すると伺っている。大分県で高い水素製造技術が生まれるならば、水素を活用できる大分で最終製造が行われるように、是非産業を呼び込んで欲しい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルの達成に向けて、水素は必要不可欠なエネルギーに位置づけられている。県内では、県エネルギー産業企業会を中心に、精製された水素の圧縮・運搬に関する実証事業に着手しており、県内の水素ステーション等への供給を予定している。また、同企業会では水素を活用した海上から停泊船舶への電力供給や、燃料電池式港湾クレーンへの水素供給に向けて企業間のマッチングも実施している。他部局との連携については、港湾課が事務局の大分港・津久見港のカーボンニュートラルポート検討会などにおいて、次世代エネルギーとしての水素の利活用を検討していく。 ・県としても水素の地産地消と言うことで、半導体産業で水素の利活用を考えているところ。半導体の洗浄として水素利用を考えており、基本的には後工程が中心になるのではないかと考える。どのような形で高純度水素の活用できるのか、水素の純度によって、どの工程で水素の利活用が可能か検討していきたい。 	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
商工労働部	58	大分発ニュービジネス発掘・育成事業及びおおいたスタートアップ支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業創出・県内産業の活性化に向けて事業展開されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内のどのような企業が参加し、賞に選ばれているのか少し具体的に教えてほしい。 これら創業間もないベンチャー企業は大分県で生まれ、現在大分県で発展している企業と捉えていいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大分発ニュービジネス発掘・育成事業は、創業予定や創業間もない事業者等からビジネスプランを広く公募し、新規性・成長性の高い事業計画を表彰している。受賞企業には、県内での事業化に必要な設備投資や販売促進経費など幅広く活用できる補助金を交付して、フォローアップを行い、成長性の高いベンチャー企業の創出を図っている。令和3年度に補助金を交付した令和2年度の受賞企業は7者で、最優秀賞には、水素透過性の高いバナジウムという金属を活用し、安価でコンパクトな高純度水素の精製装置の開発プランが選出された。また、大学生や女性、若者などからの挑戦を今まで以上に促すために創設した「チャレンジ賞」は、現役高校生のSNSを活用したモノづくりの事業が受賞している。令和3年度の受賞企業も7者で、最優秀賞には、特定の場所に紐付いたメッセージを残し、相手がある場所に来た時にメッセージを受け取ることができるアプリの開発プランが選出された。 おおいたスタートアップ支援事業は、大分県産業創造機構に設置したスタートアップセンターが中心となって、創業の裾野拡大と成長志向の高い起業家の発掘・育成を行うことを目的としている。成長志向の高い起業家の事業加速化を支援する「アクセラレーションプログラム」では、子育て中の薬剤師と病院とをマッチングするサービスを手がけるスタートアップや、釣り雑誌の出版を通じて得た印刷技術を生かしてスマホケース製造販売事業に転換した第二創業の事業などを採択している。また、女性の起業を支援する事業では、令和3年度に、家庭菜園から出る土のリサイクル事業を目指す事業やインバウンドと医療機関をつなぐ多言語プラットフォームサービスを手がける事業など8者が採択されており、事業を通じて社会課題の解決に貢献する女性起業家の創出を促進している。 これらベンチャー支援・創業の全て、大分県に本店を置く事業者もしくは個人を対象としている。事業の中心も、ほぼ大分県内にある。 	
商工労働部	59	営業時間短縮要請協力給付金事業費について	<ul style="list-style-type: none"> 通常、国や県の補助金は厳格な審査を経て時間がかかるものだが、この協力金は幅広く多くの事業者協力してもらわないと、ということで非常に短時間で給付に結びつける必要があった。苦勞されたと思うが、給付が早く助かったという声もたくさん聞いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 間違った数字で申請してしまう、また悪意ある事業者が不正な形で申請する、こともやりやすい部分があったと思うが、請求誤りや不正請求のチェックについては、どのような体制で行われていたのか。 また、協力金の給付後、誤りや不正に気づき返還を求めた件数、金額について、データがあれば教えて欲しい。 過去の確定申告の売上は税抜きで出しているも直近の売上データを税込みで申請していたり、店休日が決まっていない不定休の店などは記載に迷ったところもあるようだ。今後また協力金給付を行うようなことがあれば、今回の経験をいかして正確な給付につなげて欲しい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> 協力金については、電子又は紙で申請を受け付け、県の委託した事務局にて審査を実施したところ。営業カレンダーの入力や、売上台帳、時短要請に応じていることが分かる写真等の提出により、前々年度、又は前年度の売上高や、協力実態等の確認を実施した。その中で不明な点がある場合は、本人への直接連絡の他、店舗のホームページ等も確認しながら審査を行い、事務局が判断に困る場合等は、県職員が直接対応した。 延べ159件、3,149万1千円。店休日を除外すべきところ、除外せずに申請したもの、また、売上高計算において誤って税込み算出したもの等、計算誤りによる一部返納がほとんどである。 	
商工労働部	60	⑦ 県産品EC販売拡大支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標のWeb物産展における県産品販売額が令和2年度目標値3.4億円に対して実績が4.6億円、令和3年度は目標値が4.4億円に対して実績8.2億円と大幅な超過達成 	<ul style="list-style-type: none"> 好調の理由について伺いたい。 事業費2億円に対して売上額が8億円と、呼び水としての経済支援効果が非常に大きいと期待している。コロナ禍もあり、ECは定着してきている。大分県だけでなく各自治体が補助を入れており、競争が激しくなっている。ここで補助がなくなるとその競争から脱落してしまう。今年度は当初予算でなく補正予算で計上されたが、競争に勝ち残るためにも新年度は当初で予算付けをお願いしたい。 県のキャンペーンタイミングに合わせて、市町村も割引クーポン付きキャンペーンを行っている。市町村からも、県の割引があると効果が増すのでやって欲しいという声を聞いている。ぜひ当初予算でお願いしたい。(要望) (内部協議) 着実に効果が上がっている一方で、他県、他自治体との競争が激しくなっているため、そこから脱落しないためにも、しっかりと当初での予算組みをお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、大手ECモールの楽天市場及びヤフーショッピングにおいて、4回の割引クーポン付き販売促進キャンペーンを実施した。令和3年度は、7回のキャンペーンを実施し、売上金額がともに目標を大きく上回った。好調な理由として、コロナ禍で巣ごもり需要が増えるなど、EC市場全体の規模も年々多くなる中、大手ECモールが独自に実施するお中元・お歳暮期におけるセールやポイントキャンペーンにあわせて、本キャンペーンを実施することで、効果的に集客ができたと考えている。また、県公式オンラインショップでみると、キャンペーン期間中の県外からの購入件数が増えてきており、月ごとの売上は3千万円を超えた月もある。こうした状況から、通常期における売上の底上げも図られており、リピート客の増加や購入者の裾野が広がっていると考えている。 今年度も、国の財源を活用し、コロナ禍や燃料・物価高騰に伴う事業者支援として、割引クーポン配布によるキャンペーン事業を実施。県産品をライブ配信でPR・販売する「ライブコマース」など新たな販売手法の導入支援にも取り組んでいるところ。今後も、国の活用できる財源を見極めつつ、取組を検討していく。 	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
商工労働部	61	事業承継促進事業について	<p>・事業承継促進事業について、事業評価はA</p>	<p>・事業当初目的のマッチングした件数、その後の事業承継に繋がった件数を教えてほしい。また、この事業をスタートする前に、事業承継できないケースで考えると、地域にずいぶん大きなマイナスの影響があり、その損失額が衝撃的だった。昨年度一年間で事業承継した影響額、本来廃業で喪失されるはずだった金額がどれくらい解消できたか、金額が算出されていれば教えてほしい。</p> <p>・マッチング件数は69件ということだが、マッチングした上で事業承継に繋がった件数ということでよいか。また、この事業を3年間実施した中で、整理されている課題はあるのか。この2年間のコロナ禍で、ずいぶん事業承継の問題は加速したのではないかと心配している。この件について、状況を把握していれば教えていただきたい。</p> <p>・影響額がわかれば、後ほど教えてほしい。</p>	<p>・事業承継のマッチング件数は、県内事業承継引継支援センターという、ワンストップの引継支援を行っているセンター支援を設けており、このセンターと関係機関で件数を集計している。昨年度の事業承継件数は、親族内承継を含め69件となっている。</p> <p>・総合的な金額は把握していないので、調査した上で後日回答する。</p> <p>・マッチング件数は69件、その内、親族内承継は39件、いわゆるM&A、事業を他者へ売却する第三者承継による事業承継は30件となっている。</p> <p>・課題としては、黒字で金融機関から借入れが無い場合、表に出ずに廃業してしまうケースがある。そういった廃業があるところを見える形で探していきたいと考えている。このような事業者向けのセミナーを、今年度開催する予定にしている。</p>	
商工労働部	62	中小企業金融対策について	<p>・コロナ資金が3年前から導入されている。大分県では、8月までに新型コロナウイルス関連倒産が31件ある。コロナ資金が導入され、その3年後に返済が始まる。</p>	<p>・国と県の融資額はどれくらいか。何社に対して行われたか。</p> <p>・現在も困窮している企業が沢山あるのではないかと考えている。県内の現況を教えてください。</p> <p>・これから利子付きの返済が始まる。お金を借りた企業がどれだけ本当に返済できるのかどうかを大事だと考えている。今の見通しで、事業者が順調に返済できるかどうかを聞きたい。</p>	<p>・融資額について、県では新型コロナウイルス対策関連資金として、がんばろう！おおいた資金繰り応援資金及び新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金を準備している。令和4年9月22日時点で、1万9,911件、2,262億の融資を行っている。国の新型コロナウイルス対策融資件数及び金額は、令和4年6月末時点で、件数は234万件、融資額は42兆円。</p> <p>・小規模事業者の不況対策ということですが、これまでコロナ関連倒産は32件発生しているが、全体の倒産件数は例年と変わらず横ばいで推移している。</p> <p>・コロナ関連融資については、半分以上の企業で既に返済が始まっており、今年の秋頃から本格的な返済が開始されている。条件変更に関しては、信用保証協会及び各金融機関等へ柔軟に応じるよう要請しており、99%を超える条件変更を達成している。当分の間は、この条件変更で中小企業の活動を支えていきたいと考えている。</p> <p>・コロナ融資は既に一部で返済が始まっている。今後、どの程度予定通り返済が進むかについては、様々な経済情勢の変化や個別の産業毎に状況が異なる。同じ産業間でも、各社が置かれている状況は異なるため、現時点で今後の返済見通しについては、一概には申し上げられない。事業を担っている事業者が厳しい経済状態の中でも事業を継続・発展していくことが県の目的であり、そのための各事業である。引き続き、様々な金融機関に対する条件緩和等の要請や必要な方策を、県として着実に実施していきたい。</p>	
商工労働部	63	県道等の除草作業について	<p>・コロナ禍からの回復と共に人の流れが復活しつつある。土木建築部の分野ではあるが、国道、県道等の除草作業が年に1回程度になっている。</p>	<p>・道路整備が不十分な点について、商工観光労働部にて観光誘客を進める中でどのように考えているのか。</p> <p>(要望)</p> <p>・土木建築部と協力をして整備を進めることで観光客に気持ちよく着て頂けるよう県として姿勢を見せるべき。</p>	<p>・これまでも観光地周辺等で大型バスが通れない箇所や支障木によって景観が悪くなっている場合などの地元の声に対し、経費も大きいので、土木建築部と協議しながら対応してきたところ。また、令和6年度のデザインキャンペーンに向け庁内連絡会議を立ち上げ、景観を阻害する部分など、土木建築部と共に、来年度予算にむけて協議を進めているところ。箇所については、様々な管理者がいるため、状況に応じて市町村や地域の意見を聞きながら対応していく。</p>	
商工労働部	64	ものづくり人材育成推進事業について		<p>・小中学生の技能に対する関心を喚起するとあるが、具体的にはどのようなことをしたのか。ものづくり体験教室等開催委託料、技術指導委託料はどのような方々を対象にし、対象者の応募等はどのように行ったのか。委託先の決定はどのような手法で決定したのか。また、コロナ禍で工夫した点を紹介してほしい。</p> <p>・実施について、小中学校に出向いて行う方法となっているとのことだが、以前行っていた商業施設やイベント会場で行う方法とどちらが生徒の関心を引くのか。そういったことを比較しながら、よりよい方法を探してほしい。</p>	<p>・コロナ禍以前は、小学生向けに「ものづくり体験教室」として、商業施設やイベント会場に技能士を派遣し、本箱や銅板工芸等の製作体験の機会を提供していた。コロナ禍の影響により、令和2年度は商業施設やイベント会場での実施が全て中止となったことから、令和3年度は実施場所を工夫し、感染症対策を講じながら県内各地域の小学校で実施し、4校、約230名に「ものづくり」の楽しさや技能士の持つ技能のすばらしさを体験してもらう機会を提供することができた。また、中学生向けには、令和3年度から技能士が在籍する事業所での職業体験を新たに導入することとしていたが、コロナ禍の影響により実施が困難となったため、中学校に技能士を派遣し、体験を含んだ職業講話として実施し、1校、約100名が参加した。「ものづくり体験教室等開催委託料」は小学生を対象とした「ものづくり体験教室」と、中学生を対象とした「職業講話」を実施したもので、令和3年度は、小中学校で在校生を対象に実施した。委託先は企画提案競技により決定しており、令和3年度は、一般社団法人 大分県技能士会連合会が受託した。「技術指導委託料」は、職業系高校の生徒で技能検定の受験希望者を対象に、熟練技能者を高校に派遣し、合格に向けた実技指導を行ったもので、高度な熟練技能者が会員として多数在籍している一般社団法人大分県技能士会連合会と随意契約を締結した。</p> <p>・ものづくり体験教室の実施については、イベント会場等あれば保護者と一緒に行ったりもするが、学校ではいつもの学校という認識になるので、特別な体験という意味では関心度が少し薄くなると考えている。令和4年度については、イベント会場等での実施と学校での実施の両方を行っていく予定である。</p>	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
商工労働部	65		労働講座等教育費について		<ul style="list-style-type: none"> ・労働講座、出前講座の実施状況はどのようなものであるか。また、コロナ禍において、どのような工夫をしたか教えて欲しい。 ・コロナ禍でなかなか開催するのが難しい状況が伝わってきた。その時々学ぶ必要がある人がいるので、是非ともオンライン等を活用しながら実施して欲しい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、労働講座2回、ハラスメント対策セミナー1回、高校や企業を対象とした出前講座を77回実施している。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるキャンセルなどにより、コロナ禍前の元年度より、若干少ない開催回数となっている。労働講座等の開催にあたっては、感染拡大防止のため、初めて会場参加とオンライン参加を併用するハイブリッド方式で企画したが、開催時期に新型コロナウイルス感染症の感染者が増加したことから、直前にオンラインのみの開催に変更した。出前講座においては、対面での講座を基本としつつ、講座受入れ側の事情により、受講者とは別室からのオンライン講義も一部開催した。 ・例えば高校生においては、卒業して社会に出る前に労働法規等の必要な知識を身につけて欲しいといったように時期的なものがあるので、出来るだけ時期を考えながら開催していきたい。
商工労働部	66	⑥	おんせん県おおいた県域版DMO促進事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年の決算時点においてツーリズムおおいたにて不正な会計処理が発覚した 	<ul style="list-style-type: none"> ・おんせん県おおいた県域版DMO促進事業について、この事業はツーリズムおおいたのDMO機能を強化することだが、ここにあるマーケティング機能の強化についてどのような成果が上がっているのか。 ・県域版DMOとしての役割をはたしているのか、運営・経営・組織において課題があるのではと懸念される。予算委員会でもあったが、ツーリズムおおいたに県が委託した事業・事業費の資料提供を求める。ツーリズムおおいたの委託についても今後しっかりと見直してゼロベースで検討する必要があるのではないかと。 (内部協議) ・議会としても、先日こういった事件が発覚した以上、ここに触れないのは問題があると思う。しっかりと問題を精査して、今のツーリズムおおいたに対する県からの補助であったり、委託の有り様が正しいかどうかともゼロベースでしっかりと審査してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DMOは、地域づくりのけん引役として大分県観光に寄与するという一方で、DMOとして収集した情報、データ等を市町村に還元しながら、市町村の誘客を図るという効果を上げている。また、自主事業として「テッパンおおいた」で着地型の旅行造成を行っているが、これについては、件数、商品数ともにまだまだであり、毎月1回の検討会議を行いながら、さらなる誘客に繋げる努力をしていく。 ・ツーリズムおおいたの委託料が大きいのではと、多くの方から指摘を受けている。来年度の事業については、県職員・ツーリズムおおいた職員と精査を進めており、しっかりと検討していく。
商工労働部	67		おおいたDX推進事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容記載の、地域の高齢者等にスマホの楽しさや便利さを伝える支援員の育成について、コロナ禍であったものの、県下を網羅するような形で育成したと思うが、具体的にどのような形で育成したのか、どの程度の支援員の育成ができたのか、育成した支援員が具体的にどのような方法で高齢者を支援したのか。 ・募集は、振興局単位で行うのか、市町村単位で行うのか。 ・市町村であれば、社会教育の分野において各公民館でのパソコン教室等を行っていると思う。そうした社会教育の分野の活動と連携して、スマホの使い方指導を取り入れる市町村の取組を県が支援するようにすれば、一気に増やせるのではないかと。是非そうした分野との調整をお願いしたい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は情報化が進む中で、高齢者のようにデジタルが得意でない方がいるので、デジタルデバインド対策として実施したもので、デジタル機器の操作について、地域の中で気軽に聞ける体制を作っていくとする事業である。支援員については、当課において、デジタル機器の扱いに慣れた方、かつ、地域の方に教えるという意欲がある方を募集して、スマホの楽しさや必要性等を教える手法を学んでもらった。その後、地域の高齢者サロンでの集会等の機会を活用して教えるという取組を実施した。令和3年度は、別府市、宇佐市、九重町の3市町でそれぞれ10名ずつ、地域デジタル支援員を育成して、それぞれの地域の高齢者サロン等での活動を実施した。 ・事前に市町村と協議を行い、市町村の市報等を通じた募集を行った。また、県の公募という形での募集も行った。 ・市町村の高齢者を管轄する部門、また社会教育を管轄する部門との連携をより一層強化して取組んでいきたい。
農林水産部	68	⑧	農政全般について	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の農林水産業創出額について。農業産出額は園芸品目の生産量増加や価格上昇を受けて、4年ぶりに増加したが、コロナ禍の影響により林業産出額や水産業産出額は減少し、創出額全体としては、前年度に比べて減少し、目標値を下回った。産出額の維持・拡大のため、農業総合戦略会議の行動指針の速やかな実行と進捗状況などのチェック機能のあり方が今後の課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の「大分県農業非常事態宣言」について、危機脱出行動として①産地拡大対策、②生産指導、③販売対策、④組織体制等についての進捗はどうか。これにより危機的状況は脱しきれたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常事態宣言を受けて発足した大分県農業総合戦略会議では、令和3年10月に産地拡大対策、生産指導、販売対策などの対策をまとめた農業システム再生に向けた行動宣言を発出したところ。宣言に基づき、現在、産地拡大を阻むボトルネックの解消、生産指導、販売強化に向けた農協改革などを一体的に推進している。 園芸では、マーケットニーズが高く、県域で加速度的な産地拡大が見込めるとされた短期集中県域支援品目を選定し、共同出荷利用施設の整備や農地集積、販路開拓アドバイザー設置などを実施している。生産者、農業団体と目標を共有しての産地拡大が順調に進行している。 畜産では、全国トップレベルの肉用牛産地づくりや耕畜連携の促進に向けて、JAおおいたによるキャトルステーションの整備や、県域での耕畜連携の体制整備を進めている。 担い手育成では、産地自らが必要とする担い手像を明確にし、受入体制の整備と育成に責任を持って取り組む仕組みの構築を進めており、7月には16市町、51の産地担い手ビジョンの公表を行った。 農協改革では、県農協において、営農指導に集中する専任指導員155名を配置し、地域に密着した拠点として、10月から新たに6か所の営農経済センターを設置した。また、農協の営農指導体制の強化に向けて、篤農家を活用した栽培講習など生産部会の技術向上の取組に対して支援を行っている。 これらを進める組織体制として、組織の長が集合し、方針決定・進捗管理をする戦略会議の本会議、役割分担や進め方の整理合意を図る作業部会・ワーキンググループ、実務担当者で具体的の方策を定めるプロジェクトチームという体制が定着し機能しており、危機を脱する行動が着々と図られている手応えを感じている。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
農林水産部	69		水田活用交付金の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> 水田活用交付金の見直しにより、水田の土地利用の方針転換を余儀なくされる農家が多数出ることが予想される。また、交付金の対象外となる農家は所得が大きく減少することから、耕作放棄や離農が増加することが危惧される。 	<ul style="list-style-type: none"> 県として現場の意見等を国にあげているが、やはり「水張の問題」や「交付収入がなくなれば経営が成り立たない」など深刻な声が寄せられている。今後の推移はどうか。中止等の声を届けるべきと考えるがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 県では水田活用交付金の交付対象水田の見直し方針について、各市町の地域農業再生協議会を通じて、現場の課題を集約し、7月に国へ報告したところである。 これを受け、国は9月末に現場の課題や影響についての最終取りまとめを公表するとともに、課題解決の取組として、令和5年度予算要求において新たな支援等の検討が行われている。 県としては、11月から12月初旬には示される交付対象水田ルール of 具体案に向け、全国知事会等を通じて、現場の課題に対応した施策となるよう国へ要望しているところ。
農林水産部	70		農業共済事業について	<ul style="list-style-type: none"> 適正な損害評価等について指導を行ったとあるが、これまで評価等に不服があった農家はいるのか。今回の台風14号被害での損害等の状況や農業共済の損失補填等はどうかであったのか。また共済に加入している農家の件数等はいくらで、何%の加入率となるのか。 農業共済について、実際に水稲が倒伏しているが、損害評価が農業者本人の希望する評価にならないという声も聞こえている。 そういった場合、相談をするのに、共済組合に行くのか、県に行くのか、市町村に行くのか、どこが良いかわからないが、被害を受けているのは農業者なので、ぜひ寄り添った対策をとるように指導をしてほしい。(要望) <p>(内部協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業共済の問題は、加入者は8割で、今度の台風14号もそうだが、農業共済の査定の問題でいろんな声を聞く。それは県として現場の指導を強めて、現場の被害者に寄り添った対策をぜひこれからもお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 損害評価への不服等については、加入者から共済組合へ評価結果への問合せがあった場合に、共済組合から制度や評価の仕組み等について説明を行うなどの対応を行っている。 台風14号による農林水産被害は、9月29日時点で12億6,500万円に上り、現在、農業共済組合では被害状況の確認作業の途中だが、最も被害が多い水稲においては、農業共済の補償対象となる県下の被害面積は452ヘクタールと、共済加入全面積の4.2%で倒伏等による被害の発生を確認している。 農業共済の加入状況については、令和3年度実績で、水稲では収入保険との合計した加入面積は1万5,300ヘクタールで、加入件数は1万5,500経営体となっている。農業共済の加入有資格面積の8割をカバーしている状況である。 今後、共済組合では、加入者の被害状況や収穫量の減少状況を確認しながら被害額を確定し、被害を受けた加入者への共済金の支払を行うこととしている。 	
農林水産部	71		おおいの有機産地づくり加速化事業について	<ul style="list-style-type: none"> みどりの食料システム法が、令和4年7月1日施行され、2040年までに技術を確立し、2050年までに有機農業の取り組み面積の割合を25%（100万ヘクタール）に拡大を目指すとなっているが、今後の計画と目標等はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 県では、令和2年4月に公表された国の有機農業の推進に関する基本的な方針に基づき、令和4年3月に有機農業を推進する施策の展開方法を示す第3次大分県有機農業推進計画を策定したところ。 本計画の中で有機JAS認証ほ場面積を目標指標に掲げ、令和2年度の300ヘクタールから令和8年度までに420ヘクタールに拡大することを目指している。 国の基本方針では、有機農業の取組面積を2030年までに6万3千ヘクタールへ拡大することを目指しており、これはみどりの食料システム法に基づいて策定された環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針の第1段階である中間目標と合致しているところ。 なお、県の令和8年度の目標面積420ヘクタールについても、国の基本方針における目標面積と同水準に設定しているところである。 	
農林水産部	72		農業次世代人材投資事業について	<ul style="list-style-type: none"> 独立・自営就農者に対し給付金を支払う事業で、昨年度は291名が活用している。50歳未満の若者が就農することの応援として給付するが、一部から申請の書類や規定が厳しすぎて活用しにくいという声がある。意欲をそがないような簡易な申請等で受けられるようにすべきではないか。規定に合わない場合でも「どうすればできる」という伴走型の支援が必要だと考えるがどうか。 最後に要求した伴走型の支援というのが大切である。様々な書類が必要なのは当然のことだが、書類の作り方がわからない人もいる。初めて農業をする人もいるので、こうすればこの部分が活用できる、というような伴走型の支援を行うように振興局へも指導を行っていただきたい。(要望) <p>(内部協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業次世代人材投資事業は、親元就農など新規就農に関係する事業なので、対象はきちっとやる気がある農業をやろうという気持ちを持った人ですから、法的に書類が決まっているから等ではなく、そういう方々の気持ちに寄り添った伴走型の政策をやっていく。そのための簡素化を含めて検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 独立・自営就農者に対して、市町村が交付主体となって、国庫事業の農業次世代人材投資事業の開始型を給付している。 国の定めた申請書類では、農業経営開始にあたっての経営計画や農地、資本装備の準備状況を添付することとなっている。これらは給付金の受給にかかわらず、営農開始には必要な準備であると考えている。このため、県では振興局の職員が市町村と連携して助言、指導を行いながら進捗状況を確認し、営農開始まで支援を行っている。 また、国の経営開始資金は、親元就農者には親とは別品目の経営を加えるなど、給付要件が厳しい部分もある。このため、県では独自に親元就農者に対する給付事業を創設するなど、新規就農者の早期経営安定に向けた支援の充実を図っている。 これらの給付金以外にも、ファーマーズスクールや施設整備の上乗せ支援など、幅広く施策を構築しており、それらを効果的に活用し、早期に安定した経営ができるよう、引き続き担当職員による綿密な支援を行っていく。 	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
農林水産部	73	第12回全国和牛能力共進会対策事業費について			<p>・現時点で今回の大会の結果を振り返って、次回大会に向けて生かしていきたいことがあれば教えてほしい。</p>	<p>・今回の全共では、大分県全部門21頭の出品があり、種牛の部については、第2区若雌の2に出品した竹田市の後藤克寿さんが優等賞首席いわゆる農林水産大臣賞を獲得するなど、本県代表牛は前回宮城大会に続き全区で優等賞を獲得し、大分県推進協議会としては出品団体賞を獲得した。</p> <p>肉牛の部については、8区出品した本県代表牛では、おいしさの指標とされるオレイン酸を含む一価不飽和脂肪酸の含有率が64.7%と出品牛の中で最も高く、また第7区では出品牛3頭の平均の含有率が60.8%であり、これは宮崎県、岩手県に続いて3番目の成績で、肉牛区全体でもこの含有率については、前回49.3%から56.7%まで向上し、おいしさに係る取組の成果が出たのではないかと考えている。</p> <p>ただ、課題としては、種牛の部については、出品技術のベテランから若手への継承、それから次世代の人材育成が喫緊の課題ではないかと思っている。肉牛の部については、これまでの取組により、脂肪の質の改善については一定の成果が見られたのではないかと考えている。今後は枝肉の歩留り等の改善についても課題解決して取り組んでいきたいと思っている。</p> <p>現場で感じたこととしては、やはり好成績を収めるためには、生産者自ら熱意と情熱を持った取組が非常に大事だと感じている。</p> <p>今後については、全共を通じて明らかとなった課題の解決に向け、公益社団法人全国和牛登録協会大分県支部や公益社団法人大分県畜産協会などの畜産関係団体と連携しながら、次回北海道大会に向けた推進体制を整備していく。</p>
農林水産部	74	放置艇対策事業費について		<p>・放置艇対策事業費で5,300万円という大変高額な予算が執行されているが、放置艇対策のエリアはいくつぐらいの漁港で何艇あったのか、またどれぐらいの期間放置されていたのか教えてほしい。</p> <p>・放置艇の撤去について、ステッカーを貼って告知をするのは、どれぐらいの期間で、それを何回やるのか。どういう形で周知しているのかも、再度教えてほしい。</p> <p>・所有者があるのに撤去するといった間違いがないようお願いしたい。海のゴミなので大きなゴミだが、十分に注意して処分してほしい。(要望)</p>	<p>・令和3年度は全体で180隻の処分を予定していた。そのうち自主撤去や、貼り紙をして所有者と思われる人が処分した数が相当数あり、実際に処分した数は144隻となっている。</p> <p>令和3年度に処分したものは、船舶の番号等が分からない、消えてしまっ所有者が分からない分であり、県が管理する11漁港で処分を行った。</p> <p>放置された期間は不明である。船舶番号が消えているものは、恐らく10年20年以上経過したものと思われる。</p> <p>・まず所有者を調査して、対象の船の処分に対する調書を作成している。その後に簡易鑑定として、船舶の専門家や廃棄物の専門家に入ってもらい、この船について価値があるかどうか確認した上で処分している。</p> <p>処分の手順だが、まず警告の貼り紙をして所有者があるかどうかで1か月、その後に処分の予告を1か月かけて実施した上で処分している。</p>	
農林水産部	75	しいたけ消費拡大対策事業について		<p>・この10年間ぐらいで家庭でのしいたけの消費量は半減している。そういう中で、この事業の成果指標を見る限り、うまみだけの生産量の記述だけで、乾しいたけの消費自体がどうなっているのかについて記述がないので、教えてほしい。</p> <p>・うまみだけの取組は分かるが、例えば、リーディングプロジェクトとしてうまみだけをやることでほかのものにも波及して、これだけ消費が広がっていると、そういう整理があるとありがたいので、もし分かれば教えてほしい。</p>	<p>・うまみだけは令和3年度に40トン生産しており、家庭内消費は実際10年前と比べて半減している。そういった中で、県内はもちろん、関東、関西、東海等の大都市圏でいろいろなプロモーションを実施したり、販路の開拓に取り組んでいる。</p> <p>・指標として、うまみだけの販売店、取扱店の増加がある。令和4年8月末現在で、222店舗までうまみだけの取扱店舗が増えており、今後もこの販売店舗を増やししながら消費拡大に取り組んでいく。</p>	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
農林水産部	76		直売所を拠点とした 中山間地域農業推進 事業費について		<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域における直売所の魅力をPRし、集客力・販売額向上の取組支援の事業で、政策の成果の表では、直売所の目標額146億円、研修会については新型コロナの影響で実施できなかったと思われるが、支援の対象としている直売所が何市町で何カ所あるか具体的に教えてもらいたい。資料として示してもらえると日常的に様子を見ることができるので資料をお願いしたい。 ・2021年度はコロナ対策で研修会等が開催できなかったわけだが、その経過を踏まえて2022年度はどのように工夫されているか。 ・2023年度以降に全国直売サミットを開催するとあるが、現時点でどの様なことが決まっているのか公表できることを教えてほしい。 ・直売所というのは、先ほど2人以上の出荷者で直営していると、結局無人であるかいなか、有人であるかどうかは基準に入っていないと考えていると思うが、それを踏まえて146億と集計していることは、直売所の販売状況を調査されたということだと思うが、本来出荷しない物を直売所に出荷して売るといのが、規格外というのものもあるし、都市部や町に近い直売所に出荷することによって消費者の方々が安心できる物を見ながら買えるということもあると思うが、消費者に向けたPRというのは何かしているのか。 ・それぞれの経営者が消費者に向けてPRするときに、それぞれの工夫でということだと思うが、ぜひ直売所の皆様方に様々な良い工夫を広めていくことも、この事業を通じてやっていただけたら面白いと思うので、各地域で農家が元気に農業を続けられるようにお願いしたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の支援対象については、出荷者が2名以上いること、直営の直売所であること、県内に所在する直売所であることを要件としている。県内には令和2年度時点で225箇所の直売所があり、このうち支援対象となり得る直売所は姫島村を除く17市町136箇所と認識しているところ。 ・研修会は、昨年度はコロナの影響で開催を断念したが、今年度はコロナ感染者数が減少傾向となる時期を見計らって、10月11日に開催した。研修会には約30名が出席し、県外の先進的な直売所から講師を招き、研修を行った。 ・全国農林水産物直売サミットは、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構が主催し、開催自治体や、国、農業団体等が後援する形で開催されている。直近2年間は新型コロナで開催が見送られ、今年度3年ぶりに広島県尾道市で11月17日から18日に開催される。主催者からは今のところ、広島の次の令和6年度に本県で開催したいという打診を受けているが、現時点では未定である。 ・本事業でPRのための資材作成、それから魅力ある店舗づくりのためのレイアウトの変更等を対象としている。
土木建築部	77		公共事業の入札について		<ul style="list-style-type: none"> ・5千万円以上の入札は総合評価点等勘案して落札が決まるが、県内中小企業で評価点が低い企業は、落札ができないとの意見があり、公共事業を受注しなければ評価点も上がらない。これらの声に応えるための方策及び対策は検討しているのか。また今後検討するのか。 (内部協議) ・入札の在り方で、入札の総合評価がなかなか厳しい面がある。入札参加資格の総合評価について、今後いろんなケースも含め、県内中小企業が入れる体制も含めて検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、工事的物の品質を高めることを目的に、企業の技術力と入札価格の双方を評価し、落札者を決定する方法であり、全都道府県が導入済み。県では平成18年度に導入し、企業の技術力としては、技術提案のほか企業や技術者の施工実績、工事成績評定点、地域社会貢献度などを評価している。その評価については、例えば、総合評価落札方式の対象である一般土木A等級の工事において、予定価格4千万円以上5千万円未満については価格のみの競争としており、ここで受注すれば企業や技術者の施工実績として企業努力により高い工事成績評定点を取ることで評価を上げることが可能となっている。また、総合評価落札方式においても、技術者の評価点が低い企業が参加できるよう、技術者の工事成績評定点などの一部を評価対象外とする企業実績重視型を今年度から試行している。総合評価落札方式については、毎年度、実施状況を検証しながら改善しており、引き続き建設業界の意見や要望も聞きながら検討していく。
土木建築部	78	⑨	子育て・高齢者世帯 住環境整備事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の高齢者バリアフリー型リフォーム件数は92件で今年9月では103件と伸びている。しかし全体的には予算に満たない決算で、事業の周知方法に疑問がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風14号被害等で需要も増えると思うが、どう対策を取るのか。台風被害復旧を急ぐためにも一般的な住宅リフォーム助成制度を創設したらどうか。 ・高齢者以外も結構被害を受けている。そういう方が利用できるような、今回の災害復旧に関わってリフォーム助成をする等柔軟な考え方もあるのでは。特にまた資材が高騰して、中小零細企業は大変な状況なので、災害復旧を含めて工事が発注される状況で、ぜひこれはリフォームの流れの中での一つの端緒として取組をしてほしいがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の重要施策である子育て満足度日本一や健康寿命日本一の実現に向けた施策の一環として、明確な目的を持って取り組んでいる。事業の周知については各種講習会やリフォーム事業者、消費者向けのセミナー、各市町村報、新聞掲載やSNSなどにおいて実施をしている。また、コロナ禍でテレワークに対応した改修工事の追加や子育てリフォーム支援型の要件緩和など、県民ニーズを踏まえながら事業の拡充等も図っており、実績も年々増加傾向にある。引き続き県民ニーズの把握に努め、積極的な広報により制度の周知徹底を図り、住宅リフォームを支援していく。台風14号で被災した住宅の修繕とあわせて実施する高齢者・子育てリフォームについても、本事業が活用可能である旨、市町村と連携して周知を図っている。今後も進行する少子高齢化社会への対応に重点を置いた住宅政策の視点から、リフォーム支援に努めていく。 ・一般的なリフォーム助成制度への拡大については、九州各県を見ても導入が進んでいない状況で、また過去に他県でも導入した経緯もあるが、うまくいかず途中で事業を中止したと聞いている。そういった動向もしっかり見極めながら、慎重に判断したいと考える。
土木建築部	79		がけ地近接等危険住宅 移転事業費について		<ul style="list-style-type: none"> ・事業説明でも書いているが、どのような状況の方が移転をしたのか、移転等についてどのような意見が出されたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の本事業では、大分市、日田市、豊後大野市において土砂災害特別警戒区域に所在していた危険住宅の所有者が区域外に移転しており、住宅除却費の上限である97万5千円を補助している。本事業は危険住宅の所有者が自ら移転しようとする場合に、その費用の一部を助成するもので、移転等に対する意見等はなかったが、宅地以外の撤去の補助や、撤去後の跡地に関する相談があった。しかし、本事業は危険な住宅の移転を目的としているため、いずれも希望には沿えないと回答している。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
土木建築部	80	台風14号被害の湯平の花合野川の改修・補修について	・地域でのたび重なる被害で、宿泊業やお土産屋等、商売を継続するにも困難を極めている。また移転等すれば、さらなる疲弊も危惧される。	・地域全体の再生を含めた公共事業の早期復旧と、商工労働部と連携し地域をどうするか検討することが必要と思うが、どのように考えているのか。 (内部協議) ・道路や河川の復旧は当然土木としてメインだがその復旧方法や地域の振興策も含めて検討してほしい。ぜひ災害があった小さな地域であったとしても、商工観光労働部また企画振興部等と検討してほしい。	・花合野川では、令和2年7月豪雨で被害を受け、大きく三つの区間で対策工事を実施中上流では仮設スリットの設置や砂防ダムの計画を行い、中流の温泉街区間では河道を復旧するための工事をすでに発注済み。また、下流区間においては河道拡幅等を含めた事業に着手していた。既に復旧工事に着手していたため、今回の台風14号の被害は一定程度軽減できたと考え、特に温泉街や旧湯平小学校の区間など広い範囲で被害が発生した。県道湯平温泉線の約1.9キロメートル区間については、護岸が倒壊するなど大きな被害を受け、9月18日の台風発生から全面通行止めを余儀なくされたが、鋭意応急対策を進め、9月30日には片側交互通行とし早期の復旧に取り組んできた。今後も復旧に関する国との協議などを速やかに進めながら、県道湯平温泉線の本復旧に努めるとともに、花合野川の早期復旧に向け、全力で取り組む。特に温泉街区間については、地域に寄り添い丁寧な説明を行い、復旧工事を進め、商工観光労働部とも地域再生の観点で連携し取り組みたいと考える。	
土木建築部	81	砂防事業の目標指標の設定について		・近年の災害は激甚化、頻発化しているが、目標値の設定が30%少々であれば、対策すべき事業の予算獲得が得られず、事業の進捗が図られない。大幅に目標値を上積みできないか。 ・単純に見て、今後災害がないとして33%に設定したら3年で解決するのか50%に設定すれば2年で解決する目標設定なのか、そういう理解でいいのか。避難すれば生命は守れるが、財産を守れなくなる可能性が発生している。本事業の目的は生命と財産を守ることであり、今回のかつてない危険な台風14号が来たが、今後そういった状況が毎年想定される。予算獲得が大変厳しいかもしれないが、もう少し目標設定を上げて予算獲得に励んでほしい。	・県内の土砂災害危険箇所は九州で1番、全国でも5番目に多く、対策が必要とされる箇所は約5,700か所ある。その整備率は九州平均が26.5%である中、県内の整備率は30.3%である。砂防ダムや急傾斜施設の整備には、1か所当たり2億円から4億円程度の費用が必要で、おおむね3年から4年程度の期間を要して整備を行う。このため、県では国土強靱化のための5か年加速化予算を最大限活用し、令和2年度の補正予算からこれまでの2倍の規模の218か所で事業を実施し、整備を加速している。今後とも加速化予算を最大限活用し、スピード感を持ってハード対策を推進し、土砂災害警戒区域の啓発や警戒避難体制の充実などソフト対策と合わせて、土砂災害防止、被害の軽減を図りたいと考えてる。 ・加速化予算を使って倍以上の事業を実施している中で、事業期間は従来どおりとなるため、単純に目標値を上げれば、事業スピードが進むというものではないと認識している。ただ加速化予算に今後取り組んでいく中で、最大限予算を確保して強力に進めていきたい。そして、事業の進め方については、先ほど申した要配慮者施設や避難路については事前防災の観点、また被害が起きた箇所については、再度災害防止の観点から、速やかに対策を進めていく。	
土木建築部	82	急傾斜地崩壊対策事業の採択と進捗状況について		・例年の風水害により地元要望が多く寄せられていると思う。現状、何件の要望を採択しており、今後無災害である仮定において、何年あれば要望箇所の事業が完了できる見込みか。	・急傾斜事業の実施にあたっては、地元要望のみならず、事業の採択要件を踏まえて、保全対象に避難施設や要配慮者施設、避難路などが含まれる地区などを重点的に実施している。常任委員会において、市町村からの要望事項に対する取組状況で報告しているが、この中で急傾斜事業の要望箇所は合計114か所については、現在その全ての箇所で事業に着手済み。なお、急傾斜事業は1地区の完成に3～4年程度の期間を要し、1年あたり平均で8箇所程度が完成に至っている。急傾斜事業の対象となる要対策箇所3,300か所のうち令和3年度までに1,083箇所の整備を完了しているが、全ての対策完了までにはまだまだ多くの費用と期間を要することにご理解を賜りたい。引き続き、令和2年度の補正から始まった国の5か年加速化対策予算を最大限活用し、急傾斜事業についても強力に推進を努めたいと考える。	
土木建築部	83	予算確保について		・落石があって、そこにまだ擁壁ができていない状態の中で住民が暮らしている。要望はたくさん受けているが、みんな順番待ちでつらい状況で毎年並んでいる。防災土木予算、復旧土木予算をもっと増額できるよう、決算委員会としても強く提言していきたい。	・安心・安全の確保という面で、土砂災害対策は緊喫の課題と認識している。本県知事も全国知事会国土交通常任委員長として、10月1日に来年度の予算編成、今年度の補正予算に向けた提言活動を行ってきたところであり、強靱化の5か年加速化予算の確保及び次の計画に向けて、国土交通大臣にも直接お願いを申し上げてきた。県としても国土交通省砂防部長とも意見交換を行い、本県は全国的にみても予算確保にご尽力をいただいているというように評価をいただいているところ。 また、立ち上げた事業の進行には、予算の確保とあわせて用地の取得が一番大事である。過去、用地で頓挫した事例もあるため、地域のご協力、ご支援をいただければと思っている。	
土木建築部	84	道路保全について		・鉄スクラップの価格高騰に伴い、道路側溝のグレーチング蓋の盗難が起こったが、昨年度の県道の被害状況は。また、グレーチングのネジ固定や橋排水ますの蓋のようにチェーン固定等防止策は検討しているか。	・昨年の県管理道路における被害状況は、別府土木事務所管内の日出町で、集水ますのグレーチング蓋1枚、側溝のグレーチング蓋2枚、合計3枚の盗難被害が発生している。今年度は現時点で盗難の確認、発生はない。昨年度被害を受けた箇所については、再発防止を図るためグレーチングと本体をチェーンで固定する対策を講じた。一般的に道路を横断する側溝については、はね上げによる事故防止を図るため、グレーチング蓋をボルトで固定しているが、道路と並行する側溝については、土砂の撤去など維持管理が容易に行えるようグレーチング蓋を固定していない。盗難防止対策として、ボルトやチェーンによる固定のほか、グレーチング同士を連結させる連結クリップという比較的簡易な手法も開発されている。引き続きパトロールの強化に努めながら、側溝の補修などに合わせ、現場の特性に応じた対策に順次取り組みたいと考える。	
土木建築部	85	災害復旧事業費について		・台風被害により復旧途中の護岸が再度被害を受けた場合、国の災害査定はどのような評価をされるのか。また、工事途中の請負業者への工事費支払はどのようなのか。 ・崩壊した護岸をまた新たに査定し直して工事を発注すると、入札が発生しますが、今までやってきた業者との兼ね合いやその辺の配慮はどうなりますか。	・災害査定の評価については、災害復旧の工事中で完成前に再び被災した箇所においては、当該区間が改めて復旧できるよう、再度災害防止を含めた考え方を考慮し、もう一回査定を受け直すことになっている。また工事費の支払については、工事途中において施工している業者の日常管理で写真や管理資料を作成しているため、その資料を業者に提出していただき、その内容を発注者が確認し、できた部分の工事費を支払う取扱いである。 ・被災した部分の損害は支払い、変更契約で工事を継続し、完成まで工事する措置を取っている。ただ一部、当該箇所以外にまた新たに壊れたところで工事金額が余りにも増えたり、延長が大幅に増える箇所については、また別途発注する取扱いもしているが、おおむね変更契約で対応となっているのが現状である。	
土木建築部	86	子育て・高齢者世帯住環境整備事業について		・ニーズに合わせたPRを行ったと事業概要にあるが、実際に167件の住宅改修工事の補助を行ったということだが、当事者に対してどのような丁寧な説明を行ったのか。	・住宅の住環境に対する満足度、住み替えの目的など、居住者の意識や意向調査をした国の住生活総合調査の結果や市町村の窓口で施工者や申請者に対するアンケート調査等によってニーズ調査を行い進めている。それを受け、制度の見直し等も行っており、申請者にはその内容を丁寧に説明している。	

部局名	No.	報告書(案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
土木建築部	87	⑨	子育てしやすい環境づくりの推進について	<ul style="list-style-type: none"> この事業については、この主要な施策の成果の中で、子育て満足度日本一を目指した大分県の目指すところ、人口政策の中でも大変重要な住宅政策の位置付けと認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料について疑問があり、資料を見ると、関係部局名に福祉保健部、商工観光労働部、教育庁とあるが、土木建築部が入っていないため、連携が取れていないのではと資料から見受けられる。土木建築部は今回、子育てしやすい環境づくりの推進の関係部局名に入っていない資料の在り方からも分かるように、もっと住宅政策に関して、人口減少対策に関して、土木建築部としてしっかり取り組むべきではないか。 一般質問でも何回も取り上げている。土木建築部が主体的にもっと企画振興部と連携しながら、住宅政策を人口減少対策と結びつける必要があると思っている。(要望) (内部協議) 人口減少対策の中で、これから都市計画であったり住宅政策、非常に重要な位置付けになると思う。それに対して、現段階ではメニューが非常に限られているので、その拡充を盛り込むようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料の中に土木建築部の名称が入っていないことについては、誠に申し訳なく思っている。今後、しっかりと連携をさらに一層深めて適切な対応をしていきたい。
決算概要及び決算審査	88		決算剰余金について(決算全般)	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計決算状況で49億円の決算剰余金がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 大分県歳入歳出決算概要4ページに、過誤納金610万円とあるが総務部所管かどうか。分かれば教えてほしい。 一般会計決算状況で49億円の決算剰余金がある。黒字は行政改革の成果だと思うが49億円も残すのであれば、予算の厳しいところに当初から割り振るといった考え方、予算計上ができなから。 	<ul style="list-style-type: none"> 過誤納金610万円は県税の関係の過誤納金であり、一旦納付した後に税が減額になった場合や二重納付があった場合などに現れるもの。詳細は総務部税務課から説明する。 実質収支額49億2千万円について、令和2年度の実質収支は43億円で、令和元年度も30億円程度だった。昨年度は予算規模が過去一番程度と大きく、歳出も7,659億円となった。当初予算や2月補正予算を組み、その後の更なる節約等の結果、当初の7,600万円に対して49億円となったが、赤字を出さないようにする中で結果的にこの金額が生じたもの。決算剰余金は次年度に繰り越され、有効活用されるものとして理解している。
会計管理局	89		用品の入札について	<ul style="list-style-type: none"> 物品入札では最低制限価格がない。 資本力のある大手が落札し、県内の中小企業が落札できないのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> 物品の入札において、景気が厳しい時に仕事の取り合いとなって、原価割れしても落札する場合がある。 最低価格を設定すればこのような競合がなくなり正当な利益も保証されるとの意見が聞かれている。この件についてどのように対処していくのか。 法律上、最低制限価格を設定できないなら、何らかの制限をかけられる要綱等を考えることはできないのか。低価格だけでなく、県内業者が落札できる規制や仕組みを考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低制限価格制度は、地方自治法及び同法施行令により、競争入札により工事や製造等の請負の契約を締結しようとする場合、契約内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認められる場合に限り設けることができるもの。 法令上、工事等の請負契約に限られているため、物品調達で最低制限価格制度を適用することはできない。 景気が厳しいことは承知しており、今後とも中小企業の受注機会が増えるよう物品調達に努める。 制限や規制は制度的に難しい。昨年からの資材や燃料価格の高騰、円安の影響により、事業者も大変苦勞していることは承知している。 用度管財課では、令和4年4月18日付けで各所属に物価上昇分が反映された参考価格の再確認や納品に要する期間の再確認を行うよう通知を行い、適正な予定価格の設定が行われるよう努めている。4月19日には、本庁所属の班総括を集めた会議でも重ねて周知を行っている。 従来から行っているが、中小企業の受注確保のため、一般競争入札は県内に本店又は営業所があることを入札参加条件とし、指名競争入札、随意契約については、物品の種類等を考慮して県内中小企業を優先して指名している。今後も県内中小企業の受注確保に努める。
会計管理局	90		用度管財課における県庁舎管理費について	<ul style="list-style-type: none"> 本館、別館の連絡通路(歩道橋)は、雨天時の往来などで支障がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本館、別館の連絡通路(歩道橋)は、雨天時の往来で支障があると承知している。利用者の数や声、状況調査、バリアフリー化、業務における生産性向上等の観点から、改善策の検討が令和3年度中等に行われたのか。 OPAMと総合文化センターは屋根付きである。障害のある職員が移動する場合、バリアフリーの観点から非常に支障があると思う。しっかりと現状把握し、今後の保全計画に反映させるなど、生産性向上の観点からも非常に重要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡通路はS47年に道路管理者と遊歩公園の管理者(大分市長)の許可を得て設置され、今年で設置50年となる。職員や来庁者が安全に行き来でき、日常的に利用されているもの。雨天時は本館、別館の両側に専用の傘を10本ずつ設置している。 利用者の人数は調査していないが、別館職員約900人の利用が大半だと考えられる。利用者の声や利用状況は特に調査していない。また、ここ数年、連絡通路に関する意見や要望等は特にないことから、改善策の検討は特段行っていない。 設置から50年が経過し老朽化対策や長寿命化もあるので、対応を考えていきたい。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
議会事務局	91	議会費（タブレット購入費）について	<ul style="list-style-type: none"> 今年度から議員に一人1台タブレットが配付され、議員がタブレット操作に不慣れだったり、事務局職員等の負担となっているのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度、私もこのタブレットの導入に向け、政策検討協議会の会長として関わってきた。タブレット端末を議員1人1台配付したことにより、まだまだ我々の研修不足があって、議員に対するフォローにより職員の負担が以前に比べて時間を取らせている部分もあると思う。 本日、局長が説明で通知機能を使ったが、青色の差し込みがとて分かりやすく、ぜひ他の部局でも使用してもらえると分かりやすいし、職員の負担軽減にもなる。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> Side Books（サイドブックス）の通知機能（青い差し込み）は、議会事務局では説明ページも少なく、決特まで時間が短い中でも実施できた。他部局もこの形でできれば良かったのだが、他の部局の職員が同様に準備ができたかという、それは厳しかったため、試験的に議会事務局のみ導入した。 今後執行部との調整を進めていき、議員の利便性が向上するよう、そして執行部も使い勝手が良くなるよう努力したい。 	
議会事務局	92	県議会の広報について	<ul style="list-style-type: none"> 県議会公式ツイッターを新たに開設した。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年4月から始まった県議会公式ツイッターのフォロワー数等の状況は分かるか。具体的に県民の皆さんから、例えば、ツイッターについて御意見等があれば、この場でお伝え願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ツイッターの今日時点でのフォロワー数は90名。もう少し増やしていきたいと思っている。 反応は直接伺っていないが、若い方などに普及していくよう、これから努力したい。 	
議会事務局	93	事務局運営費について	<ul style="list-style-type: none"> 会議録作成費が議会費でなく事務局費で支出されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局運営費の中に会議録、議会資料の作成に要した経費及び報酬とあるが、会議録は議会費で扱ってもよいのではないかと。事務局費で支出しているのはどういう背景があるのか教えていただきたい。 こういう分類をしているということは、議会中の手話通訳の報酬も事務局運営費に分類されているのか、教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 会議録作成費を事務局費で支出しているのは、かつて記録係として速記を担当する職員を置いていた経緯によるもの。現在は音声反訳や会議録印刷の委託料などを計上している。 手話通訳については、インターネット配信等における聴覚に障がいのある方に配慮した取組なので、議会広報に係る経費として議会費の方に計上している。 	
議会事務局	94	事務局職員の超過勤務手当について	<ul style="list-style-type: none"> 県庁全体の超過勤務予算を人事課で管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員の都合によって、職員の方に御迷惑をかけているが、時間外に勤務せざるを得ないケースも少なくはないと思う。事務局職員の超過勤務についてはしっかりと管理されているのか、お尋ねしたい。 超過勤務の予算は事務局ではなく、総務部の人事課が持っていると思うが、必要な予算をしっかりと確保できているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の時間外勤務は、新型コロナの影響により常任委員会の調査活動の制限などに伴って前年比マイナス10.7%で、一人1月当たり5時間となった。事務局では、全職員の提案による改革改善活動を行うことで業務の効率化と職員の意識改革を図っており、その結果として超過勤務が進んでいる。 なお、時間外勤務手当については、知事部局と同様、人事課が全庁的に一括管理しており、必要な予算は十分確保できている。 	
人事委員会事務局	95	人事委員会勧告について		<ul style="list-style-type: none"> 人事委員会勧告は3日、県職員の月給及び期末・勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ引上げるように勧告した。民間給与との差が生じてきたためとされているが、民間給与はどのようになっているのか。 また、これまで引き下げ等の勧告もなされてきたが、今回の引き上げによって地域経済へ及ぼす影響をどうとらえているのか。 県職員の平均給与額はどうなるのか。引き上げによる必要額はいくらになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間給与の状況は、給与改定の状況を見ると一般の従業員についてベースアップを実施した事業所の割合は35.6%と昨年より15.6ポイント増加し、ベースアップを中止した事業所割合は7.5%と昨年より11.6ポイント減少。定期昇給の昇給額を増額した事業所割合は18.0%で、昨年より3.1ポイント増加。初任給は大学卒は19万6,535円と昨年より1,276円の増加、高校卒は16万4,817円と昨年より3,092円の増加。また、連合大分が実施している今年の春闘の賃上げ状況調査では、定期昇給とベースアップをあわせた賃上げ額は5,527円、賃上げ率は2.24%といずれも昨年を上回っている。 人事委員会では所得と消費の相関関係などは分からないため、今回の引上げ勧告が地域経済へ及ぼす影響は答えられない。一般論としては、勧告が実施されれば、県職員約1万5千人の給与に反映されるため、地域経済に好影響を与えると思われる。 引上額は職員平均5万9千円。引き上げによる必要額は総額1億1,600万円と聞いている。 	
人事委員会事務局	96	事業費支弁給与費について	<ul style="list-style-type: none"> 事業費支弁給与費が毎年計上されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の中に事業費支弁給与費として89人分30万5,756円と記述があるが、89人分とはどういったことか。 各事業費の中で、賃金として内包されていると思われるが、職員とは別に雇用しているものなのか、使用形態を教えてください。 事業費支弁給与費については、2019年度が59人分41万4,901円、2020年度が105人分48万4,085円となっている。何らかの変化の要因があったと思うが、どのような状況だったのか。 試験区分の数で実施する回数によって変化する金額と思っているが、そういった事実は分かった。ぜひ多くの方が大分県を受験するよう取り組んで、この人数なり、予算をたくさん使わなければならない状況になるよう取り組んでいただきたい。（要望） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費支弁給与費89人分30万5,756円については、事業別説明書299ページの事務局費の上から3番目にある、任用関係事業費1,892万8,177円に含まれるもので、職員採用試験の第1次試験日に試験員や試験補佐員として、知事部局等から応援してもらった職員員の超過勤務手当額である。 通常、試験は日曜日に実施するため、基本は勤務日の振替となるが、勤務時間が7時間45分未満の場合の半日振替後の残時間分等の超過勤務手当である。 年度毎の人数と金額の変動は、試験の実施回数や試験会場の状況による試験室数、応援職員員の勤務日の振替の有無等により変動する。 	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
労働委員会事務局	97		使用者及び労働委員の選出基準について		・使用者及び労働委員の選出基準はあるのか。要綱はあるのか。	・使用者委員及び労働者委員の任命は、労働組合法第19条の12第3項に、使用者委員は使用者団体の推薦、労働者委員は労働組合の推薦に基づき知事が任命することと規定されている。
労働委員会事務局	98		組合数の減少及び組織率の半減について	・労働委員会会報を見ると、組合数の減少及び組織率が昭和45年の32.8%から令和3年では15.2%と半減している。	・組合数の減少及び組織率の半減について、労働委員会として、その要因等を考えていることがあるか教えてほしい。	・組合数の減少には様々な要因があると思われるが、事業所の閉鎖や組合員の減少による解散、支部の統合による再編などを理由に組合は解散している。また、組織率の減少についても、要因は様々と思われるが、県内の主要な労働組合からは、高齢となった組合員が退職となる一方で、新卒者の採用数は伸びず組合員は減少していることや若年層の労働組合離れが深刻であると聞いている。
労働委員会事務局	99		労働争議調整、個別労働関係紛争あっせんについて	・2021年度は労働争議が3件、個別労働関係紛争あっせん2件を扱っている。	・コロナ禍の影響による問題というのは、取扱い事例の中で発生しているのか。また、相談等でそのような事例があれば御紹介いただきたい。 ・コロナ関連と思われる17件の方々については、よい方向で相談対応ができたのか教えてほしい。	・コロナ禍の影響によると思われるものは、個別労働関係紛争あっせんの1件。内容は、申請者であるパート勤務の労働者がコロナ禍を理由に勤務日数が減らされ、雇用条件が無期雇用から有期雇用へ不利益変更された後、雇用期間満了で解雇されたと主張した事例。なお、本件は、被申請者のあっせん不参加により、打ち切りで終了。 ・令和3年の労働相談件数は312件で、そのうちコロナ関連と思われるものは17件。令和4年9月末までの相談件数は244件で、そのうちコロナ関連と思われるものは17件。その内容は経営悪化を理由とする労働条件の不利益変更、休業手当の未払いなどで、新型コロナウイルス感染症対策として、店舗での業務縮小に伴う配置転換といった事例があった。 ・相談の内容によっては、雇用調整助成金であれば大分労働局というように関係機関につなぐことがある。あっせんにつながるものは少ないが、こちらから関係機関を紹介するなど、適切に対応している。
企業局	100		ウクライナ情勢などによる売電単価への影響について	・決算審査意見書では、電気事業について、九州電力との2年間（令和4年度から5年度）の売電単価で契約している。	・ウクライナ情勢などによる修繕や工事等の物価高騰の影響もあると思われるが、売電単価には影響があるか。あればその対処はどうか。 ・水道事業にも一緒にの危惧があるがどうか。 ・補助金を電力会社に出した場合の影響はあるか。	・現在、九州電力とは、平成22年度から令和7年度までの16年間の長期基本契約を締結していて、経済情勢の変化に合わせて料金は、2年ごとに更改している。発電に要する費用に一定の利益を加えて算出する総括原価方式に基づいて、令和4年度と5年度の単価は、1キロワットアワー当たり10.63円。物価高により、修繕工事費等の費用の上昇も見られており、電力卸売市場の価格も全体的に上昇しているが、現時点では事業計画の見直し等の内部努力により、費用の上昇分を吸収できると考えているため、直ちに売電単価を変更することは考えていない。 ・工業用水道料金は、国の制度に基づき、総括原価方式で決定している。平成16年度の料金設定以降は、景気の変動等によって営業費用の増加や収益の減少が生じたことはあったが、利益が確保できたので、料金を変更するまでには至っていない。ウクライナ情勢等による物価高によって、営業費用の上昇が見られる部分もあるが、現時点ではこれまでと同様に事業計画の見直し等の内部の努力によって利益が確保できると見込んでおり、直ちに工業用水の単価を変更することは考えていない。 ・電気事業者に補助金をという報道がある程度しかまだ認識していない。
企業局	101		電気事業における一般競争入札への移行に伴う方策について		・令和8年度からの一般競争入札の移行に伴う方策を検討していくことが求められるとなっていますが、今後どのように検討するのか。	・現在の契約を締結した平成20年当時は、電気事業法により売電先が限定されていたので、本県においては九州電力1社と長期安定的な内容で随意契約した。売電価格は、総括原価方式により発電に要する費用に一定の利益を加えて算出している。平成28年に法が改正され、現在は県内外に複数の売電先が存在する。令和8年度以降の契約では、収益の向上や安定性を前提に入札による契約を検討することとなる。電力の地産地消による県内企業や県民への安定供給の確保、地場産業の育成の視点も含めるとともに、市場や国及び他県の動向等も踏まえて検討を進めていく。拡大するグリーン電力の需要に対応し、県勢の発展に向け、地方公営企業としての役割を果たしていきたい。
企業局	102		工業用水道事業における経営安定化に向けた具体的な対策について	・工業用水事業での審査意見で、地震による漏水やエネルギー単価の高騰などの要因が指摘をされている。 ・また、令和4年3月に見直しをしたアクションプランの着実な実行で経営の安定化を図ると言われている。	・それぞれ具体的な対策はどう取るのか。	・今年1月の日向灘地震では、配管が漏水し、一時的に一部の給水を停止したが、このような事態を事前に想定し、災害の復旧に必要な資材を平成28年度から備蓄してきた。その結果、迅速に対応し、早期に復旧した。加えて、施設の老朽化対策や耐震化工事を計画的に実施するとともに、給水ネットワークを活用した隧道の内部点検等を順次実施することで、工業用水の安定的な供給体制を構築している。ウクライナ情勢の影響等により営業費用は増加しているが、現時点では、事業計画の見直し等の内部努力によって吸収できると考えている。このように経営戦略やアクションプランに基づく計画的な設備の更新等によって施設の強靱化を図るとともに、経営環境の変化に柔軟に対応することによって経営の安定化を進めていきたい。
企業局	103		消費税の処理とインボイスの登録について		・消費税がどのような形で企業局として課税され、また納税されているのかをもう少し詳しく。 ・来年10月からいよいよインボイスが始まるが、企業局との関係で、入札とか、そういう問題が今後下請を含めて出てくるのか。 ・企業局として強力な要請はしないことを要望したい。（要望）	・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは、国の制度上、事業者の任意なので、企業局は、事業者を指導することは考えていない。 ・企業局については、地方公営企業で課税事業者として仕入控除を受ける影響は若干あるのかもしれないが、入札参加資格等は、契約履行の確実性や工事等の品質を担保することを主眼に置いたものと認識しているので、現時点では企業局として改めて何か対応することは予定していない。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
企業局	104		太陽光発電所での収入減について		<ul style="list-style-type: none"> ・日射量で減ったと報告しているが、本質は九州電力の出力抑制が原因で収入が減っているはず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の日射量が前年比で92.2%。そういうこともあって、発電量が減少し、単価40円なので、その減少した割合と同じだけ収入が減ったということ。 ・需要に対し発電量が多い場合にかかる出力抑制は、令和3年度は年間で27回あった。1回当たり二十数万円程度だが、令和2年度は21回だったので、その差6回分の影響も若干あったと考えている。
企業局	105		大野川発電所の利益について		<ul style="list-style-type: none"> ・大野川発電所は、20年は固定価格買取制度で、どのくらいもうかるのか正確に教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大野川発電所の取支については、年間の供給電力量7,300万キロワットアワーで計算した場合、20年間の売電収入は約350億円と見込んでいる。費用については、建設事業費で約70億円投じており、20年間の維持管理費を約80億円と見込んでいるので、建設費を含めた費用が150億円で試算している。
病院局	106		コロナ禍での医療スタッフの超勤等について		<ul style="list-style-type: none"> ・ICカードの出退勤管理システムが導入されているが、それはどのようなシステムになっているのか、その管理をどのようにしているか。また、過労死ライン月80時間超えの医師や看護師の状況は今どなっているか。 ・医者100時間超えは延べでも135人いるということは、やはり現場が大変忙しいという状況だと思う。医者が倒れたら何にもならないわけで、そういう点ではICチップの出退勤管理をしているから、ぜひそれを分析し、本当に人数が少なければ養成して医者の数を増やすとか、積極的に要望として上げていただきたい。そこら辺はどうか。 <p>(内部協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師は80時間で100時間はなく、医者の100時間超えは、令和2年と令和3年度を比べると令和3年度がかなり多くなっている。コロナの問題はあるだろうが、その対策として今回、自己研さんと実診療を分けるという方向を検討しているようであるが、自己研さんも診療技術を上げるために必要な業務の一環。だから、そういう分け方ではなく、やはり働き方改革で人を増やす問題とか、流動的に先生を異動させるなどに力点を置きながら、本当の意味での時間短縮をやっていたきたい。それが正に先生たちの健康と精神的な状況の安定にもつながると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院局の出退勤管理システムについて、全職員の名札にICチップが入っており、病院の出入口及び各階に設置しているカードリーダーにかざすことで出勤時間と退勤時間が把握できる仕組みになっている。その管理は総務経営課が行っているが、医師や看護師等の出退勤時間の実績をデータ化し、医師の時間外勤務80時間を超える月が連続しないよう、本人と診療科部長などにフィードバックを行い、注意を呼びかけているなどの工夫を行っている。令和3年度に当院で勤務した全医師188人中、月80時間超えの医師は実人数80人、延べ人数で347人、看護師の月80時間を超える職員はいなかった。100時間超えの医師は実人数で36人、延べ人数で135人。緊急医療を行う循環器内科や小児科などの医師の超勤が目立つ状況になっている。 ・コロナ禍が急拡大した際、医師については時間外勤務に大きな動き、差はないが、子どものコロナ患者が入院するなど、小児科勤務看護師の超過勤務時間が増えるなどの傾向が見られた。医師の負担軽減となるため、認定を受けた実習研修を習得することで医療の特定行為が行える看護師を養成することや、医療事務補助を行う医療秘書の増員など他職種のタスクシフトを推進している。 ・今後とも、県民医療の基幹病院として役割を果たすとともに、安全で良質な医療を提供できるよう、業務量に応じた適正な職員配置に努めていく。 ・とにかく医師は応招するという意識が強く、求められれば働く。時間外勤務が長時間となっているが、実際は調べものとかいろいろするわけで、それが業務にあたるのか、医療の質の向上のための自己研さんなのかを分析しながら切り分けているところ。今やれることは切り分けてくことと、連月100時間超えがないよう、やはり次の月は休めるように対応するということ。それを進めていくことで次第に見えてくる、あるいは解決できることも増えてくと思う。 ・その中で、一方では激務がある循環器内科や小児科などはできるだけ医師の数を増員、確保できるように、少しずつであるが、いろんなところをお願いしながらやっていると。ただ、どんどん医師を確保できる状態にはない。何とか今の医師を減らさないようにというのが現状で、その辺を何とか踏ん張っていきたいというのが実情。
病院局	107		消費者インボイス制度について		<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格等でインボイスの登録を求めるとなっていないのかどうか。今後どうするかは未定と聞いているが、今後どうするのか。未定という状況がよく分からないが、どういう意味なのか。 ・消費税のインボイスの関係で危惧するのは、確かに1千万円以上の業者が入札参加資格に入ってくるだろう。ただ、その2次3次下請は1千万円未満の免税業者もいて、病院局からインボイスを求められるから、ぜひ2次3次も取れという縦の流れをしないほしい。病院局は独立して、インボイスを強制しないという言質ということで捉えていいのかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの当院の入札実績を見たところ、参加者は全て課税事業者となっている。なお、病院局の入札においては、県の入札参加資格を有していることを参加条件としている。10月から入札参加資格にインボイスの登録を求めるとかについて、当院は既に登録を終えているが、全国的な登録の状況、あるいは知事部局の対応状況等を見ながら対応は検討していく。 ・インボイス制度への登録はあくまで任意なので、病院としてこれを強制的に事業者に求めることは今のところ考えていない。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
病院局	108	周産期母子医療センターの現状について		<p>・アルメイダ病院が周産期母子医療センターを閉鎖して、令和2年度から県内のNICU病床を5施設27床から4施設24床へ縮小しているが、その後、大分県立病院への影響や令和3年度の運営状況、今後の課題について教えていただきたい。</p> <p>・私も時々周産期医療センターにお邪魔するが、本当に患者、御家族の出入りもあり、97%の病床使用率で常にいっぱいの状態だと話を伺った。</p> <p>多胎出産や高齢出産が増加することによって、この周産期医療は非常に重要な役割を果たすと思われる。今の話を聞く中で産科、小児科の医師あるいは看護師、そして病床の確保はこれから先に向け、今の状況ではちょっと満床に近い状況で、万が一これが重なったとき、本当に周辺と連携が取れるのかという気がするが、その辺の認識は、現場サイドではどのように感じられているか。</p>	<p>・周辺の病院も含めてかなり議論してきた結果、令和2年4月から当院のNICUを9床から12床に増床とするなどして、周産期医療の安定確保に努めている。実際に患者数を見てみると、新生児科で令和元年度が391人、令和3年度が438人で、アルメイダ撤退以降の3年間で10%ぐらいの患者数の増が起きている。</p> <p>また、当然妊産婦を他の病院にということになるが、これに関してはこの3年間の推移が約1.8倍。これは母体搬送の方で、一つはコロナ感染で、コロナ患者が県立病院に集中した部分があるので新生児科が1割増、妊産婦には15%増ぐらいの負荷がかかっていると考えられる。ただし、令和2年度以降のNICUの病床利用率が最も問題になるが、令和2年度が97.3%、令和3年度が97.6%で満床に近いが、当初危惧された100%を超えて、例えば、県外搬送とか搬送先が見つからないという事態は全く起こっていないと確認している。</p> <p>とはいえ、当院は総合周産期であるが、地域の他の3施設周産期センターと連携を取りながら、母体搬送、新生児搬送がスムーズに行えるよう、現在も頑張っている。ネットワークを引き続き確保しておくという気構えで、定期的に連絡を取りながら、あるいは急激な搬送例が生じたときには、ホットラインのようなもので搬送先を決めるということ運用している。</p> <p>・さきほど97%と申したが、一方で、この数字はピンポイントに100%を超えるタイミングもあることを意味している。常時受け入れるベッドがないということではないが、看護スタッフ、医師はこれに見合う勤務をしている。やはり今後、小児科、新生児科、産科、救急部署の働き方改革が必要。医師、看護師の負担軽減という意味では、例えば、電子カルテのオートマチック化、あるいは医療秘書の活用、それから言い方は悪いがたらひ回しとか、数件の病院を行き来したということがないよう搬送ルートを有効に使うなど、救急隊との綿密な連携とか、新生児に関して、当院には新生児搬送車があるので、その辺の媒体を有効に活用し、何とか無駄な動きがないよう、それから一人のドクター、あるいは一人の看護師に勤務が集中し、残業が重なることがない勤務体制を、ちゃんと部長、あるいは師長が綿密に管理しながら運用していくことでしのごうと動いている。</p> <p>今後はやはりドクター、医療秘書、看護助手に加えて看護師の確保、これは一人でも二人でも確保していくことが一人のドクター、一人のナースに対する負荷の軽減につながるということで働きかけを続けている。</p> <p>・今後を見据えたスタッフの確保について、今、新生児、小児に関して九州大学と大分大学から医師を派遣していただいている。この両方からできるだけ医師をいただくように、毎年お願いをしながら交渉しながら、大分県立病院の役割を強調しながら、最後のとりでということを一生涯懸命申しながら毎年交渉してきた。そのかいもあって、十分二つの大学から理解を得られていると思っている。現状では周産期施設を持っているほかの病院に比べると、比較的恵まれている。これで満足というわけではなが、ほかにもっと厳しい病院はいくらでもあると理解している。</p> <p>ただ、そういう状況に満足することはもちろんしていないが、スタッフの軽減をタスクシフトや電子化による効率化など、いろんな支援をしながら医師の数を少しでも増やしていく。これは本当に地道に行動するしかない。一番は、やはりこういう医療に興味を持つ、一生を捧げてほしいという医師を一人でも増やすことが非常に大事。それともう一つは働き方改革で、燃え尽きてしまわないような勤務環境であるということを示す、この二つが非常に大事と思っている。</p>	
病院局	109	委託費及び委託業務について		<p>・大分県立病院事業会計決算附属書の2収益費用明細書の中の病院事業費用の医業費用経費の中で、委託費として15億2,469万3,791円とあるが、どのような業務についての委託費であるか、委託契約期間も含めて教えていただきたい。</p> <p>・委託業務について、人件費を主な内容とする委託費であれば、委託契約後の最低賃金の大幅アップなどがされているが、人件費部分についての見直しなど、契約額の変更等の事例があれば状況を教えていただきたい。</p> <p>・最低賃金を上回った形での積算とのことなので、その点、もし仮に賃金部分で何らかの理由で変更せざるを得ないような状況が生じたときは、契約業者の申出によって変更は可能なかどうか。また、多分食材価格の高騰の関係で変更したということであればそれは可能だろうが、働く方の状況にぜひ注意を払っていただき、県立病院で働く業者の方が働きやすい環境だと思う環境をぜひ維持していただきたい。</p>	<p>・委託契約の主なものとして、診療報酬請求などを行う医療事務について、令和2年10月から3年間の契約で契約金額が年額2億2千万円、清掃等の業務が令和3年7月から3年間の契約期間で年額1億3,900万円、施設維持管理業務が令和元年7月から3年間の期間で金額が年額1億3,600万円。</p> <p>・契約に伴う人件費の単価については、最低賃金で積算はしていない。大分県建築保全業務労務単価や事業所の見積り単価に基づいて積算をしている関係で、契約途中での人件費の見直しに基づく契約額の変更はない。なお、人件費の見直しではないが、患者給食業務委託に関して、最近の食材価格高騰を勘案し、本年9月1日から1食当たりの単価を20円アップするといった変更契約を締結するなどしている。</p> <p>・人件費の単価アップに伴う契約変更については、基本的に最低賃金を上回って入札が行われているという事実等、その後の賃金アップが契約額を上回っていないければ、入札の関係もあるので、なかなか途中で契約変更は難しいかと思う。仮に最低賃金を下回る事情になれば、当然そこは業者と協議をしていくことになると思っている。また、食材の高騰以外の事情についても、コロナによる患者の減少とか見舞客の制限などを行っている関係で、今後とも、様々な配慮を業者に対して行っていきたいと考えてる。</p>	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
教育委員会	110	小学校1・2年生、 中学校1年30人学 級編制事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果でも少人数学級の前進面での評価がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は小学校3年生の35人学級が実施されているが、現在の先生の充足状況は。 ・今後学年が拡大されるのに合わせた教員配置はどうか。 ・来年度35人学級で90人増加することのだが、10月1日現在で48人が欠員となっており、深刻な問題となっている。県として教員を充足していくためにどうしていくのか具体的に教えて欲しい。 <p>(内部協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の定数が足りていない問題があること、また、タイムレコーダーなどICT機器やチップを使って出退勤管理をしているが、取りあえず学校から出ればいいんだという雰囲気、指導等もあるやに聞くので、実際に残業をしなくて本当に帰れる体制を構築してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級に係る教員については充足できている。 ・産休代替や病休代替等の増加等により、令和4年10月1日現在の欠員は、小学校30人、中学校18人の計48人となっている。 ・来年度以降、小学校4年生から6年生への35人学級の段階的な導入に伴い、令和5年度から令和7年度までの3年間で90人程度の教員増が必要となる見込みであり、令和5年度については、29人増加の見込みとなっている。 ・今後の教員確保の対策について、1点目は教員採用試験において受験しやすい環境作りを行ってきたが、さらに進めていきたい。2点目は60歳以降の職員が再任用として働きやすいように再任用校長や再任用指導主事といった制度を継続して環境を整備していきたい。併せて臨時講師の採用努力についても引き続き市町村教育委員会と連携して、進めていきたい。 	
教育委員会	111	教員の人事異動について		<ul style="list-style-type: none"> ・10年間3地域の異動について、昨年度は何人が異動になったのか。 ・個々人の事情についても考慮した人事異動とっているが、昨年度は考慮による異動中止は何件あったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の定期人事異動において10年3地域としての異動対象者501人のうち、369人が異動している。 ・異動しなかった者132人の内訳として、産休中・育休中の職員が73人、異動までに妊娠の報告があった職員が5人、病休中の職員が2人、3地域目への異動において本人等の希望で1年間延長となった者が52人。引き続き、育児や介護などの事情を抱える教員については、配慮しながら人事配置を行いたい。 	
教育委員会	112	県立学校情報セキュリティ対策高度化事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・昨年は業務用パソコン等の整備を3億5,500万円で実施しているが、セキュリティ対策はどうか。 ・またセキュリティポリシーの見直しについてはどのように見直しているのか。 ・これまでも人為的なミスで情報流出等が生じているが、教職員の多忙化の中、セキュリティ研修等実施しているが、さらなる多忙化と精神的負担になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策については、知事部局と同様、インターネットから分離するとともに、ネットワークへの侵入を防御するためのファイアウォールを設置するなど、安全を確保している。 ・セキュリティポリシーについては、文部科学省がガイドラインを改訂する度に見直しを行っており、必要に応じて改訂している。 ・教職員のセキュリティについての理解を深めるため、学校管理者研修はもとより、県立学校の校長をはじめ全教職員に対して、eラーニングにより都合のよい時間帯に受講できる研修を毎年実施している。また個人情報保護監査に合わせて、情報セキュリティについて各学校を巡回して指導しているが、業務の多忙化や精神的負担になるといった声は聞いていない。 	
教育委員会	113	地域改善対策奨学金等事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域改善対策奨学金貸付金分について、収入済額が245万円、収入未済額が1億128万円と多額になっている。 ・昨年の決算委員会でもいつまでに完済するという明言はできないと無責任な態度である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和61年の会計検査院では不適切給付の指摘を受けているが、どのような指摘であったのか。 ・その指摘がどう生かされてきたのか。 ・ずさんな貸付けであったために多額の滞納が生じているのだから、反省の上にとってこの問題に取り組んでいかなければならない。また、滞納されているものは、将来的には時効で消えてしまう。反省の意は念頭にあるのか。 <p>(内部協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域改善対策奨学金について、去年の決算の指摘にもあったが、滞納が1億円を超えているので滞納整理をきちっとやることを毎回指摘しておかないといけないと思う。 <p>(内部協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和教育について、フィールドワークなどいろんな形で人権という名前で同和教育を進めているが、今後の予算についても廃止、又は中止させるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納繰越額における収入未済額については、催告状の発送や、電話による納付指導等の取組により、少しずつだが、収入未済額の解消が進んでいる。本奨学金の貸付自体は終了しているが、返還の猶予制度利用者や生活困窮による滞納者がいるため、今後も返還事務は続くことになる。 ・昭和61年の会計検査における指摘の内容については、日本育英会等の奨学金等との併給が禁止されているにもかかわらず、この条件に反する者に対し奨学金を給付していたもの。 ・指摘を受けた後は、同様の事案が生じることのないよう、申請様式の改善、関係機関との連携の強化等の対策を講じ、貸与制になった後も、慎重な審議のうえ適正に貸与者を決定した。 ・昭和61年の会計検査で指摘を受け、同様の事案が生じることのないよう、申請様式の改善等を行った。貸与制になった後は、大分県地域改善対策奨学金等貸与条例に基づき、審査委員会での慎重な審議のうえ、適正に貸与者を決定したと認識している。昭和61年の会計検査において指摘を受けたことは、反省の視点に立ち、適切な処置を講じている。 	
教育委員会	114	合理的配慮推進事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容について伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県下7地域において、医療、福祉、教育の専門家4名で構成する専門家チーム会議・相談会を年2回開催することで、合理的配慮の実践指導や各地域での連携を確認している。 	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
教育委員会	115	未来へつなぐ学び推進事業について			<ul style="list-style-type: none"> ・A Iドリル、E d T e c h教材の活用、英語4技能等の、未来へつなぐ学び推進事業に係った費用の内訳を教えてください。 ・各取組の具体的な内容を示してほしい。 ・A Iドリル試行導入44校とあるが、どの高校が対象なのか、学年は絞られているのか。 ・どの科目でEdTech教材が活用されているのか。 ・英語4技能育成については、英検、TOEIC等様々な民間テストがあるが、44校のうち何割ほどの生徒がテストを受けたのか。 ・この事業での成果と課題を詳しく教えてください。 ・成果指標について、生徒の学習に対する積極性・主体性が向上したとあり、学習の疑問点を自ら解決しようとする高校2年生の生徒の割合は79.4%と出ている。この数字はどういった尺度で測っているのか。 ・A Iドリルや、E d T e c h教材等の選定方法はどのようにしているのか。 ・44校で導入しているアプリはどういったものがあるのか。 ・各校で導入しているアプリの状況を見ながら今後のEdTech教材の選定をしているのか。 ・E d T e c h教材は、近年のG I G Aスクールの中で取組が始まったばかりのもので、これから民間の開発会社から様々なランクのアプリが出てくると思う。これからどう導入していくかが難しいと思うが、どのアプリも効果は出てくるものなので選定には悩ましいところがあると思う。是非、これから生徒の学びの中で活用していただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支出額の内訳として、A Iドリルに関するものが2,698万7千円、地域課題等、各種E d T e c h教材に関するものが3,590万円、デジタル教科書に係るものが1,417万4千円である。 ・A Iドリルの導入校は、全ての県立高校の全日制と定時制の数であり、原則1年生に導入している。 ・E d T e c h教材の活用科目は、A Iドリルは英・数・国、地域探究教材については、総合的な探究の時間という科目で行っている。成果としては、生徒の主体的に学習に取り組む態度が向上している。今後は、好事例について学校間での共有を図る。 ・英語4技能テストについては、6月から7月の間に県立高校2年生を対象に、4技能を測定する民間テストG T E Cを実施している。これを実施することで生徒の定着度を把握し授業改善につなげている。成果としては、民間テストの実施により、教員の指導力の向上と評価方法の理解が深まったことで、国が目標とする生徒の英語力が40.4%から46.5%に向上した。今後は、E d T e c h教材同様、実践好事例を収集し県内で共有することで生徒の英語力の向上・教員の指導力の向上につなげていくことが必要だと考えている。 ・成果指標の尺度については、当課が実施する生徒の自己評価に基づいて計っており令和2年度の76.3%から、令和4年度は79.4%と、3.1ポイントの伸びが見られた。 ・教材の選定方法は、当課が情報を収集・選定し、地域探求教材に関するところは7種類選定した。その後、各校に照会をして、各校で使用したいものを希望制で実施している。今後、各校に導入されているアプリの好事例を他の学校に共有・波及していきたい。
教育委員会	116	いじめ・不登校等防止推進事業について			<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校対策に力を入れているようだが、事業評価はB評価となっている。このことをどう総括しているか。不登校が増えている背景をどう捉えているか。 ・不登校の要因は、本人の気質的なものや成長に伴う発達のなものもあると思うが、子どもが生きづらい世の中であることが挙げられる。子どもにしっかりと向き合える、子どもを大事に育てられる環境を作っていくことができたと思う。そのためには、やはり教職員の充足が必要。不登校の増大と教職員の不足が、今の学校教育の危機だと捉えている。子どもにとって本当に大切なことを検討していただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の不登校者数は全国的にも増加傾向であり、本県は全国比で若干多い状況。不登校の原因は、無気力・不安、生活リズムの乱れといった本人要因とされるものが最も多く、大半は家庭の状況や友人関係等その他の要因と複雑に絡みあっている。 ・不登校増加の原因を一概に特定することは難しいが、学校に対する保護者・児童生徒の意識の変化、スマートフォン等の普及による影響や、児童生徒の休養の必要性が理解されてきた面もあると考えている。不登校児童生徒の個別の状況に応じた効果的な支援を行っていくことが重要。
教育委員会	117	教員業務サポートスタッフ等派遣事業について			<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、コロナのために新たに発生した業務だが、教職員の負担軽減のためには、続けて行うことが望ましいが今後の見通しはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールサポートスタッフは、配布物の印刷や電話対応など、教員以外の者でも行うことができる業務を行わせることにより、教員の負担軽減を図るため、平成30年度から配置しており、令和2年度以降は、消毒や換気などの新型コロナウイルス感染症対策の業務も加えて行っている。 ・令和4年度については、県立学校は全校に、市町村立学校についても要望があった学校について全校に配置しており、学校や市町村からも、教員の負担軽減や業務の効率化に効果があるとして、配置継続の要望をいただいている。 ・令和5年度以降については、必要数などを市町村と協議しながら検討していきたい。
教育委員会	118	教員の産休・育休取得促進事業について			<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は7月末まで産休取得予定者が安心して産休に入れるようにできた制度であった。令和4年度は2学期以降にも拡大されているということだが、スムーズに事業は行われているか。現時点での欠員があれば教えてください。 (内部協議) ・教職員の定数が足りておらず、特に大分県は厳しい状況にあるということを共通認識として持った上で教育委員会に努力をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度から、2学期中に産前休暇を取得することが見込まれる小学校及び特別支援学校の学級担任を務める教諭に対して、2学期当初から代替教員(臨時講師)を配置することとしている。 ・今年度2学期の前倒しについて、2学期始業日時点で対象者26人中8人の配置という状況で、18人が配置できていない状況であったが、現時点では1名が解消されている。
教育委員会	119	特別支援学校就労達成促進事業について			<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・コンダクターは新規で障害者雇用を検討している事業者にとっては、非常に頼りになる存在であるが、同職の働きをどのように評価しているか。 ・新たに雇用や体験就労を考えている企業は、全て自分らで考えないといけないと思っている。専門的な視点から仕事の切り出しを行うジョブ・コンダクターの存在を周知してもらいたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・コンダクターは、教員にはない客観的な視点で企業とのマッチングを図っており、高等部生徒の進路先となる企業と学校をつなぐ重要な役割を担っている。進路指導主任を中心とした教員に対しては、新規開拓した企業の情報等をもとに提案を行っており、学校の進路指導に反映できている。また、企業に対しては、企業内で生徒が行うことが可能な業務を選定するなどし、一般就労実現に向けてのアプローチを行っている。ジョブ・コンダクターを設置したことで、教員とジョブ・コンダクターがそれぞれの専門性を活かした業務を分担・協力して行うことが可能になっており、その結果、教員の負担軽減にもつながっている。また、企業からも、「訪問を重ねることでよい関係が構築できており、安心して相談できる存在である」との声をいただいている。

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
教育委員会	120	⑩ 学校部活動改革サ ポート事業について			<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的については、教職員の負担軽減と総合型地域スポーツクラブに移行する上での課題の整理とあるが、成果を見る限り教員の負担軽減がメインとなっている。スポーツクラブについての言及がないため、評価はどうだったか。 ・令和5年度以降の段階的な地域移行を行うにあたって、人口減少、少子化、指導者不足などの課題があるが、この事業を取り組んだことで見えてきた課題を教えてください。 ・この事業は調書の中で体力・健康作りの主要な事業の一つとなっているが、私は豊かな心の育成という部分が重要であると思う。部活動は学校教育の一環という整理をしたときに、地域に移行していくことで、勝つことが中心となったものになるのではと心配している。子ども達の育ちをどうサポートするかという視点での取組を議論してほしい。令和3年度のスポーツ推進審議会の議事録を見たが、教育的な目的をどう達成するかという議論が見受けられなかった。これから部活動検討委員会を設置して具体的に検討していくと思うが、様々な課題がある中でも子ども達の育ちを支えるという子どもの視点に立って、地域移行を進めるべく議論してもらいたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の負担軽減以外の成果については、調査研究の中で生徒及び保護者に対するアンケートを行った。競技経験のない顧問に代わり専門性を有する指導者が指導を行うことにより、技術の向上のみならずスポーツの楽しさを感じることができたという回答が多かった。 ・部活動の地域移行における課題については、本事業における調査研究では受け皿(運営団体)として総合型クラブがその役を担っているが、地域によっては総合型クラブがなかったり、小規模で受け皿になれないクラブがあったりするなど、総合型クラブだけでは不十分な状況である。こうしたことから地域の競技団体やスポーツ少年団、民間クラブ等で組織する新たな受け皿団体の創設や、複数校による合同部活動を検討していくことが大きな課題である。 ・また、これまでの学校の部活動を単に地域に移行するだけでなく、例えば、勝つことよりも楽しむことを目的とした「ゆる部活」など、生徒のスポーツニーズに応じたスポーツ環境を整えることを考えていく必要がある。
教育委員会	121	全県一区制のあり方 について		<ul style="list-style-type: none"> ・今の大分県は地方創生を謳っているが、地方の高校が人口減少により過疎化している。これにより、地方高校の教育環境が劣化しているように感じる。そうすると、優秀な人材の地域離れが起こってしまうという現実がある。 ・かれこれ20年近く全県一区となり取り組んでいるが、そろそろ、時代に合った形で、地方の教育環境改善に取り組んでほしい。 ・全県一区を取り入れたことで、地方に優秀な人材も集まらず、人口減少も甚だしいのが現実である。この課題の解決に向けて、一番早いのは全県一区の廃止である。まずは県民にわかりやすく、教育委員会は地方も大事にしているという姿勢を示す必要があるのではないかと。全県一区制度により、大分県は大きな損失を被っている。また、一番損失を被ったのは、地方に住んでいる生徒である。世界に飛び出していけない教育環境で生徒の本当の才能を引き出せないのは、教育委員会が行っている全県一区制度が原因であると思う。県民の本当の声としては、全県一区を廃止して、地方を大事にする姿勢がほしいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の高校は地域にとって重要な存在であることは理解しているため、どの学校も、引き続き存続させる所存で取り組みを進めている。具体的には、今年度から来年度にかけて、県内全ての県立高校に対して、ビジョン検討委員会の中で各学校の望んだ方向性の確立に向けて有識者から意見をいただきながら、とりまとめを行っている。今後、人口の減少は進む傾向にあるが、地域の高校はそれぞれ異なる魅力がある。学力、就職力、地域貢献の大きく3点、学校ごとに力を入れる点を見極め、どの学校も地域にとって魅力ある高校となるよう学校づくりに励んでいる。 ・これまで検討や議論を重ね、何よりも大事にしなければならないのは地方であるという目的は全く変わっていない。何を主体にしなければいけないかという点、将来県立学校に入学してくる生徒・保護者のご意向が一番大切と思っている。全県一区も含め、この方々がどういった気持ちでいるのかを最優先で考えていきたい。 	
教育委員会	122	青少年教育施設を活用した不登校対策事業 について		<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会で各キャンプの方針と体験プログラムの実施とあるが、運営委員会の構成及びキャンプ実施に向けた議論の内容について。 ・キャンプに参加可能な対象者の選定はどの様にしていたのかについて。 ・今年度から実施の青少年の家不登校対策事業として取り組んでおられるが、この事業と比較してどのような改善点が効果として現れているか。 ・フリースクールでもチラシの配布が行われているとおおり、かなり広範囲に広報されていると思うが、参加希望者は皆さん参加できる実態にあると捉えてよいのか。 ・フリースクールに通う人も含めて、参加者の居場所がきちんと確保できる形につながっているのかについて教えてください。 ・大変有意義な取組をしていると思うが、そういった状況の中で取り残されている児童はいないかどうかの情報を常に受け止めるというチェック体制を意識して、より充実した取組にしてほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の構成員は、大分大学福祉健康科学部准教授をはじめ社会教育課職員、青少年の家職員で構成されている。キャンプの実施に向けて、プログラムの決定及び児童生徒に対する支援のあり方を議論している。 ・参加者の募集については、各市町村教育委員会やフリースクール等にチラシを配付するとともに、前年度までのキャンプ参加者にチラシを配付し、参加者を募った。不登校の程度にかかわらず参加を認めており、対象者の選定はしていない。 ・R4年度は、希望者が参加しやすい環境を整えるために、従来実施していたふれあいキャンプに加え、各市町村の教育支援センターを会場としたふれあいトライアルデー、利用者の希望する日にそれぞれのニーズに応じた体験活動を提供するふれあい活動日など、青少年の家以外の場所で行う活動や日帰りでの活動を充実させている。日帰り活動をきっかけに前向きな意欲が高まり、2泊3日の活動に挑戦する等の成果があった。 ・各キャンプの募集定員はあるが、定員を超えた場合はメンタルスタッフいわゆる支援スタッフの配置計画等を立てて、参加できる状態は常に準備している。また、ふれあい広場にまずは登録してもらい、登録者に様々なキャンプ情報をお伝えして、それぞれ現状に応じて参加できるプログラムを選んで参加してもらうという過程を通っている。登録者には日常的にいろんな情報伝えて、子どもたちの居場所作りを喚起している。 	

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
教育委員会	123	小学校1・2年生、 中学校1年30人学 級編制事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・10月1日時点の欠員数は48人とのことだが、教師不足について文部科学省は今年1月全国の状況を調査し、大分県は小学校で不足人数が15人で不足学校は15校、中学校で17人の15校と公表されている。現場は苦勞して再任用など確保しているが、教育委員会が責任をもって不足を生じさせないようにしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の過去5年の欠員数はどうなっているか。 ・欠員の場合どのように支障があり、どのように対応しているのか。 ・長時間勤務の状況はどうか。 ・働き方改革、多忙化の解消をどのように進めているのか。 ・時間外在校等時間及び月45時間超の教員の割合の具体的な数字を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の配置を充実するには、教職員定数の改善が必要なので、県教育委員会としても、政府予算等に関する要望活動や全国都道府県教育長協議会などを通じ、安定的な定数配分について引き続き要請していく。 ・小中学校における過去5年間の欠員状況であるが、始業式時点について、平成30年度が26人、令和元年度が37人、令和2年度が26人、令和3年度が32人。今年度の始業式時点が49人となっている。 ・また教員が産前休暇や病気休暇を取得する場合、代替が見つかるまでは学級担任ではない教員や主幹教諭が代替として対応している。 ・県教育委員会が服務監督を行っている県立学校の教員については、コロナ前のR元年度と昨年度を比較すると、1月あたりの時間外在校等時間及び月45時間超の教員の割合ともに減少している。一方、市町村立学校においては、服務を監督するそれぞれの教育委員会で、勤務実態については把握し、指導しているところである。 ・令和2年度の臨時休校期間を除いて、県が報告を受けている令和2年度と令和3年度を比較すると、1月あたりの時間外在校等時間及び月45時間超の教員の割合ともに減少している。 ・スクールサポートスタッフや外部人材の活用を図るとともに、昨年度から全市町村共通の校務支援システム、これは通知表などの成績管理、子どもたちの出席簿整理などを一元的に管理するシステムであるが、順次導入するなど、ICTを活用した業務効率化を推進している。 ・県教育委員会ではこれまでも、調査及び通知文書の見直し、研修・会議の精選・縮減及びオンライン研修の推進など、学校現場の負担軽減に向けた取組を進めている。 ・県立学校については、1月あたりの時間外在校等時間が令和3年度は約25時間、時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合については、令和3年度17%である。市町村立学校については、1月あたりの時間外在校等時間が令和3年度は約28時間である。時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合については、約19%である。 	
教育委員会	124	中学校、高等学校、 支援学校運営費について		<ul style="list-style-type: none"> ・制服代、教材費などどのような物が保護者負担となっているか。 ・中学、高校入学時に必要なおおよその金額はいくらか。 ・保護者負担の見直しを行うべきと考えるがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県教育委員会では学校私費会計取扱要領を策定し、公費・私費の負担区分を定めている。保護者負担とする経費は学校の教育活動を行う上で、その直接的利益が個々の生徒に還元される性格の強いものであり、具体例としてPTAや生徒会等の会費、制服や体操服などに係る経費、テキスト等の補助教材費、実験実習材料費、遠足や修学旅行等の行事に係る経費、模擬試験等の受験料などがある。 ・中学、高校入学時に必要なおおよその金額についてであるが、文部科学省が実施している子供の学習費調査によると、中学校は学用品、制服、通学用品費で約99,000円、高校は教科書代、学用品、制服、通学用品費で約144,000円である。 ・保護者負担の見直しは、例えばH30年にエアコン代を保護者負担から公費負担に切り替えている。また、低所得世帯に対しては、奨学給付金や大分県奨学会の入学支度金制度により支援を行っている。 	
教育委員会	125	県立学校ICT活用 授業推進事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果欄に「全ての県立学校における1人1台端末等のICT教育環境の整備が完了した。」と記載されているが、定時制高校にはキーボードもない古い端末が配布されており、バッテリーの劣化やアプリが使えないという声がある。 ・通信制には1人1台端末が行き届いていないという声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校への設備の現状を伺いたい。 ・状況は理解したが、現場の声を聞きながら計画的に更新していくよう検討をお願いしたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・爽風館高校以外の定時制高校には他の県立高校と同様の端末を配備しているため、全ての定時制高校ではない。 ・経緯としては、GIGAスクール構想が始まる前の令和元年度に、3クラスに1クラス分のタブレットを調達し各県立学校へ配備した。その後、2年度に文科省が定める、画面サイズやキーボード付き等の基準を準用し調達したが、同じ学校に異なる端末があると指導上、生徒も教員も混乱するため、爽風館高校に協力いただき、各校の端末を1校に集めた。 ・調達年度が1年違うだけでスペックが大きく異なるものではない。 ・通信制については、全生徒分配備するのは費用的にも多大になるため、スクーリングで使用する際に問題ないよう、学校の要望に応じて必要台数を配備している。 	
教育委員会	126	管理監督職勤務上限 年齢制について		<ul style="list-style-type: none"> ・管理監督職勤務上限年齢制が導入され、特例任用が設定された。現在の再任用校長が関わってくると思っている。あくまでも特例なのでこれがなし崩し的に行われると、職員のモチベーションにも影響が出てくるので、再任用校長の採用についてはガイドラインといったものが必要になってくると思うが、どのように考えているのか。 ・具体的に採用の枠はどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度定年引上げが行われるが、特例任用については、現在の再任用校長に準じて特例任用校長制度の運用を考えている。再任用校長制度では希望のある校長に対して選考試験を行ったうえで任用しているので、引き続き同様の方法で実施していきたい。また、将来管理職を目指す教員のモチベーションにも考慮した運用を心がけていきたい。 ・これまでの再任用校長採用については、退職校長の約15%程度任用してきている。 	
教育委員会	127	スクール・セクハラ 防止対策事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校における女子生徒の自殺未遂に関する報道があったように、スクール・セクハラ事例が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクール・セクハラ防止対策事業における決算額・予算額は、他の事業に比べて低い。相談窓口はいくつあって、相談員は何名いるのか。また、資料は誰を対象に何部配付しているのか。 ・資料は児童生徒向けなのか。教職員には配付していないのか。 ・今回の例を含め、スクール・セクハラ防止対策について、県教委でも本腰を入れるべきだと思う。お金を多くかければいいというわけではないが、相談窓口の増設や、相談対応人数を増やすなど、今後の防止対策に力を入れていくべきではないか。 ・管理職等によるパワハラ現場もあると聞いている。諸問題の解決に向けた対策を考えていくべきではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクール・セクハラ防止に向けた教育・啓発カードを10万2,600部作成し、県内の小学4年生から高校3年生を対象に配付した。7月と10月にスクール・セクハラ防止特別週間を設け、通常17時までの相談時間を20時まで延長し、相談窓口を設置した。相談員は、当課に1人配置している。 ・教職員向けにも、スクール・セクハラ防止のための研修資料を作成し、学校における服務規律研修等で活用している。 	

部局名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
教育委員会	128		スクールソーシャルワーカー活用不登校等対策事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの充足状況を教えてほしい。不足しているのであれば今後の充足見込みもあわせて伺いたい。 ・現状足りているとのことだが、学校現場からは配置増を望む声も聞こえる。現在は学校からの要請を受けてから派遣されていると思うが、スクールソーシャルワーカーごとに少ない学校を受持ち、定期的に巡回し、更に学校と密接に関わって貰えること有り難い。資格が必要な職であるし、賃金も必要であるため難しい部分もあるかと思うが、子ども達のためにも拡充をお願いしたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーは、令和3年度は1日6時間勤務で、県立学校に8名、市町村に49名、大分市は中核市のため市独自で28名配置している。充足状況について、現時点では足りているとの認識だが、資格が必要な職であるため、今後も人員確保を十分行ってまいりたい。
教育委員会	129		教員業務サポートスタッフ等派遣事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールサポートスタッフは現状足りているのか。不足しているのであれば、どの程度増やしていこうと考えているのか。目処がついているのか。 ・スクールサポートスタッフのさらなる活用をお願いしたい。特に技術、家庭科、音楽の先生になると学校に1名しかいない場合も多く、学級担任も担っているとなると、かなり多忙である。サポートスタッフをより活用できるように学校へお知らせしていただきたい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールサポートスタッフは、県立学校では全校に配置できている。市町村立学校については、配置を希望する市町村には全校配置できているが、規模の小さい学校には一部配置されていない学校もある。教員の負担軽減、子どもに向き合う時間の確保のため有効であるので、引き続き市町村教育委員会に対してスクールサポートスタッフの配置について協力を求めていきたい。
教育委員会	130	⑩	学校部活動改革サポート事業について		<ul style="list-style-type: none"> ・部活動サミットはどのような形で行われたのか。 ・部活動改革を進めていると思うが、様々な声を聞いていると思う。最近では、部活動改革を行うことで、7割の教員が負担軽減になるという声も聞いている。しかし、残り3割の教員は残念に感じているという声も現実にある。残り3割の声をいかに吸い上げるかということも重要だと思うので、今後いろんな機会を作ってほしい。(要望) 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動サミットは、生徒が自主的に部活動の運営に関わっていくことを目的として行っているもの。 ・静岡県の聖光学院高校が全国に先駆けて部活動サミットを行っており、聖光学院高校から顧問や生徒を招いて本県の高校生に紹介し、自分たちで部活動を自主的に運営していけるよう育てている。昨年はコロナの影響により事業自体は実施できなかったが、動画を作成し配信した。
警察本部	131		捜査用ビデオカメラ等に係る費用について		<ul style="list-style-type: none"> ・捜査活動用のビデオカメラや通信傍受機器などの購入費及びリース料と所有台数はどれぐらいあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度決算における捜査活動用ビデオカメラの購入はなし。借上料については、496万1,148円であり、所有台数は、令和4年3月末時点で55台。 ・通信傍受機器については、通信傍受法で特定電子計算機と定められており、令和3年度決算において県警察として購入費やリース料は生じておらず、また、県警察においての所有もない。
警察本部	132		民間商業衛星画像の捜査への活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・先日、2016年度から2020年度にかけて、警察が民間の商業衛星から地上を撮影した画像を販売業者から購入し、犯罪捜査に活用していると報道された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県警察としてこのような事例はこれまであったのか、また、今後の活用計画はあるのか。 ・昨年度は大体何件ぐらいあったのか。 ・件数、金額は新聞でも公表されているのに、何で大分県警だけ回答できないのか。できないのであればなぜしないのか、民法上のなのか、刑事法上ののか、法律の規定をきちっと指し示してできない理由を答弁してほしい。 <p>(内部協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜査上の問題で公開できないというのは非常に便利な言葉で、僕が聞いたのは、結局去年何件あるのかと、それを聞いただけであって、その手法とか、さらにはどういう事態のときとか、具体的に聞いているわけではない。議会で最大限答えられるように県警としても努力してほしいし、そういう言葉だけで片付けてほしくない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星画像供給業者が提供する衛星画像については、民間において様々な用途に活用されているものと承知している。当県警察においても、各種警察活動を遂行する上で衛星画像の活用には有用性がある場合は、警察庁に解析依頼申請をして提供を受けた衛星画像を活用している。 ・今後は、衛星画像の活用には有用性がある場合には必要に応じて活用していきたい。 ・件数、活用実績は、当県警察における捜査目的で使っており、今後の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるので、回答は差し控えたい。 ・各都道府県警察の活用実績を明らかにすることは、都道府県ごとの事件が特定されて、個別の事件に関する具体的な捜査手法、捜査能力を明らかにすることにつながる。違法行為を行おうとする者に対抗措置を与えてしまうことにつながりかねないと考え、回答を差し控えたい。 ・任意捜査なので刑事訴訟法が根拠の法律であり、通達等に基づいて適正にやっている。法律にあるから回答しないのではなく、やはり捜査目的を重視し、回答を差し控えさせていただきたい。
警察本部	133		延滞金の収入未済について		<ul style="list-style-type: none"> ・延滞金で5,800円、過料で148件229万円とあるが、結果入らなかった場合、滞納者の責任の所在はどうか。 ・時効が5年で罰金は消えるが、違反した行為の責任は残るのか。つまり、軽微な罪を犯した時、罰金は5年時効だが、その罪自体の時効も刑法で何年間との定めがあるのではないかと思うがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済については、最終的に入らない場合には、時効の完成をもって不納欠損処分となる。 ・平成18年に放置違反金制度が始まり、本来、運転者責任で駐車違反を取り締まるが、逃げ得を許さないということで始まった。放置違反金制度で、放置違反金の収納状況はほぼ90%以上、昨年度は96%で、取締りという観点からもしっかりと収納しているが、相手の方が亡くなったり、海外に行かれて所在不明という方もおり、そのような理由のあるものは時効が5年で、その時点で不納欠損となる。 ・時効は刑法ではなく、民法の消滅時効で5年となる。 ・死亡、所在不明、生活保護受給者等で生活困窮している方の収納はできないが、理由なき未済をなくすため、平成18年度から不納欠損については厳格に解釈している。しかし、運転者責任に対する行政処分の点数制度の適用にはならないので、あくまでも放置違反金の収納のみである。この収納ができない場合、議員ご指摘の責任はこれ以上の追及はできないというのが現実的なところである。

部 局 名	No.	報告書 (案)	委員等からの質疑・要望等			執行部回答
			項目	現状・課題等	質疑・要望等	
警察本部	134		駐車場における事故防止の指導について		<ul style="list-style-type: none"> ・通勤通学の際、コンビニなどの駐車場をショートカットしている車をとでも多く見かける。交通マナーや事故抑止の点でコンビニ等は私有地なので、指導ができないと聞いたこともあるが、どう考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面信号が赤色の時に角にあるコンビニ等の駐車場を横切る行為について、車両が歩道を通る時は一旦停止し、歩行者の安全を確認しながら進行しなければならないと道交法で決まっております。違反すれば交通違反になるが、現実的にはこれを現場で徹底検挙とか指導するのは中々困難である。県警としてはコンビニやスーパー等の管理者に対し、できるだけ通り抜けできないよう駐車枠の見直しや注意看板の設置等の働きかけを行っている。引き続き、現場における指導取締りや警告活動と合わせ、管理者対策を行っていく。
警察本部	135		未解決事件の捜査について		<ul style="list-style-type: none"> ・大分市の松岡の郵便局の事件、猪野の五條堀さんの事件、別府市でバイクを後ろからぶつけられて、未だ犯人が逃走している事件について、何年も何年も聞き取り調査し、チラシも配って、一生懸命捜査をされてきていると思う。未解決事件に対する今の考えを伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市松岡で郵便局長が殺害された事件と宇佐市内で酒屋の店主が殺害された事件の2つを重要未解決事件と位置付けて、新しい鑑定の技術なども交えて捜査を継続している。 ・五條堀美咲さんの行方不明事案について、今年も（事件発生日時の）9月26日にピラ配りをし、また情報提供を呼びかけたが、特に有力な情報は今のところない。必ず見つけ出すという信念をもって捜査を続けている。 ・本年6月29日に別府市で死亡轢き逃げ事件が発生し、発生当初から別府警察署に捜査本部を設置し捜査を行っているが、未だに犯人の発見、逮捕には至っていない。ご両親をはじめ、ご遺族の方の心情を察するに、一日も早い事件の解決を目指して取り組んでいるところである。捜査の詳細は、ここでは話せないが、引き続き公開捜査しているので、皆様からいただいた情報も含め各種捜査を進め、被疑者の発見・逮捕、事案の解明に努めたい。
警察本部	136		交通安全施設整備費について		<ul style="list-style-type: none"> ・信号機の新設・改良で、新設が2機、改良が117機とあるが、要望としてあがってきたもののうち、どの程度が整備できたのか。 ・危険度や優先度を検討しながら事業を実施していくと思うが、その判断基準を伺いたい。 ・視覚障害者用の補助機能付の押しボタン式信号機等で、押しボタンの設置位置を知らせるための音源はあるが、信号が青に変わったことが判断できない信号機がある。一事例として、アイネスの前にある信号があるが、結果的に視覚障害者が安全に信号を渡るという機能を果たしていないと思うが、このような信号機の改良はできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の交通安全施設整備費の中の信号機設置の要望は57件あり、2機新設、117機改良した。 ・判断基準としては、新設の場合、警察庁により示された、信号機設置の指針の設置条件を満たすものについて、地域住民及び道路利用者の意見に配慮しつつ交通の安全と円滑を実現する上で信号機の設置が真に必要な場所を選定する。改良についての指針はなく、要望の都度、現地の危険度や交通量などから優先度を検討し改良する。 ・ご指摘の押しボタン信号機は、身体の不自由な方のために、横断秒数を延長するためのもので視覚障害者用の音響装置付き押しボタン信号ではない。押しボタンの位置を知らせ、感知したことを示す音を発するものの、その音量は小さなもので、歩行者の道路横断を誘導するためには、別に音響装置を設置する必要がある。アイネス前の信号機については、視覚障害者用の音響装置の設置要望があり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で定める、重点整備地区内の主要な横断歩道に該当することから、今年度予算で音響装置を設置する予定である。